

平成20年度

科学技術振興調整費  
新規課題の募集について

文部科学省

平成19年12月

# 目 次

1 . 科学技術振興調整費とは .....	1
( 1 ) 科学技術振興調整費とは .....	1
( 2 ) 科学技術振興調整費の運用体制 .....	1
( 3 ) 第 3 期科学技術基本計画への対応 .....	1
2 . 平成 2 0 年度の公募について .....	2
( 1 ) 公募対象プログラム及び公募期間 .....	2
( 2 ) 問い合わせ先 .....	2
( 3 ) 提案に当たっての注意事項 .....	2
( 4 ) 提案書類作成についての注意事項 .....	4
( 5 ) 提案書類の提出 .....	5
( 6 ) スケジュール .....	6
( 7 ) 実施課題の選定 .....	7
( 8 ) 追跡評価の実施について .....	8
( 9 ) 公表等 .....	8
3 . 研究費の適正な執行について .....	9
( 1 ) 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」 に基づく措置 .....	9
( 2 ) 不合理な重複・過度の集中の排除 .....	9
( 3 ) 研究費の不正使用及び不正受給に対する措置 .....	10
( 4 ) 研究活動の不正行為に対する措置 .....	11
( 5 ) 他の競争的資金制度で申請及び参画の制限が行われた研究者に対する措置 .....	12
( 6 ) 関係法令等に違反した場合の措置 .....	12
4 . 公募要領 .....	13
( 1 ) 「若手研究者養成システム改革」公募要領 .....	14
( 1 - 1 ) 「若手研究者の自立的な研究環境整備促進」公募要領 .....	14
( 1 - 2 ) 「イノベーション創出若手研究人材養成」公募要領 .....	21
( 2 ) 「女性研究者支援モデル育成」公募要領 .....	29
( 3 ) 「先端融合領域イノベーション創出拠点の形成」公募要領 .....	35
( 4 ) 「地域再生人材創出拠点の形成」公募要領 .....	45
( 5 ) 「アジア・アフリカ科学技術協力の戦略的推進」公募要領 .....	52

( 5 - 1 ) 「戦略的環境リーダー育成拠点形成」公募要領	52
( 5 - 2 ) 「国際共同研究の推進」公募要領	60
( 6 ) 「重要政策課題への機動的対応の推進」公募要領	68
5 . 提案書類の様式	73
( 1 ) 「若手研究者養成システム改革」様式	73
( 1 - 1 ) 「若手研究者の自立的な研究環境整備促進」様式	73
( 1 - 2 ) 「イノベーション創出若手研究人材養成」様式	86
( 2 ) 「女性研究者支援モデル育成」様式	100
( 3 ) 「先端融合領域イノベーション創出拠点の形成」様式	111
( 4 ) 「地域再生人材創出拠点の形成」様式	132
( 5 ) 「アジア・アフリカ科学技術協力の戦略的推進」様式	146
( 5 - 1 ) 「戦略的環境リーダー育成拠点形成」様式	146
( 5 - 2 ) 「国際共同研究の推進」様式	159
( 6 ) 「重要政策課題への機動的対応の推進」様式	187
( 別添 1 ) 政府研究開発データベース・重点研究分野コード表	201
( 別添 2 ) 研究キーワード候補リスト	202
6 . 研究成果の取扱等について	204
( 1 ) 研究成果の取扱について	204
( 2 ) 中小企業技術革新制度（日本版 S B I R ）による事業化支援について	206
7 . その他	209
( 1 ) 生命倫理及び安全対策等に係る留意事項	209
( 2 ) 間接経費について	213
( 3 ) 科学技術総合研究委託費の繰越について	218
8 . 参考	219
・ 科学技術振興調整費の活用に関する基本方針	219
・ 平成 2 0 年度の科学技術振興調整費の配分の基本的考え方	222
・ 研究上の不正に関する適切な対応について	228
・ 公的研究費の不正使用等の防止に関する取組について（共通的な指針）	231

## 1. 科学技術振興調整費とは

### (1) 科学技術振興調整費とは

科学技術振興調整費は、総合科学技術会議の方針に沿って文部科学省が運用を行う、政策誘導型の競争的資金として活用されるものです。

平成20年度については、長期戦略指針「イノベーション25」等の政府方針を踏まえ、若手研究者の育成や、科学技術外交の強化に資する取組を拡充した他、昨年度に引き続き継続して公募を行うプログラムについても、第3期科学技術基本計画が掲げる科学技術システム改革のさらなる推進に向けて、所要の改善を図っております。

### (2) 科学技術振興調整費の運用体制

科学技術振興調整費は、総合科学技術会議の方針に沿って文部科学省が制度運用を行っています。具体的には、総合科学技術会議が配分の基本的考え方等の基本的な方針を作成し、これに沿って文部科学省が公募・審査、資金配分、評価、課題管理等の執行事務を行っています。また、一層の効果的・効率的活用を図る観点から、平成16年度より、公募の受付、審査・評価の支援、課題管理等の事務の一部を独立行政法人科学技術振興機構(JST)に委託しています。さらに、JSTにプログラムディレクター及びプログラムオフィサーを配置し、より効果的・効率的な制度運用に努めています。

### (3) 第3期科学技術基本計画への対応

科学技術振興調整費は、第2期科学技術基本計画から第3期科学技術基本計画への移行を踏まえ、科学技術システム改革関連のプログラムを大幅に拡充しました。平成20年度公募においても、第3期科学技術基本計画の着実なる推進を図るため、平成18年度に創設された科学技術システム改革関連のプログラムについて、引き続き公募を実施することとしています。

これらのプログラムに応募する際には、第3期科学技術基本計画に記載されている政策的背景等を踏まえた提案となるよう、御留意ください。

## 2. 平成20年度の公募について

### (1) 公募対象プログラム及び公募期間

平成20年度に公募を実施するプログラムは以下のとおりです。いずれのプログラムについても、公募期間は、平成19年12月25日(火)～平成20年2月25日(月)15:00です。

若手研究者養成システム改革

- ・ 若手研究者の自立的な研究環境整備促進
- ・ イノベーション創出若手研究人材養成

女性研究者支援モデル育成

先端融合領域イノベーション創出拠点の形成

地域再生人材創出拠点の形成

アジア・アフリカ科学技術協力の戦略的推進

- ・ 戦略的環境リーダー育成拠点形成
- ・ 国際共同研究の推進

重要政策課題への機動的対応の推進

### (2) 問い合わせ先

本制度に関する問い合わせ先等は以下のとおりです。

また、文部科学省及び(独)科学技術振興機構(JST)のホームページもあわせて御参照ください。なお、公募開始後、公募要領や提案様式等に変更が生じる場合もあります。その場合は、当該ホームページでお知らせします。

平成16年度より、科学技術振興調整費に係る事務処理業務等の一部をJSTに委託しています。

文部科学省：[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/kagaku/chousei/index.html](http://www.mext.go.jp/a_menu/kagaku/chousei/index.html)

(独)科学技術振興機構：<http://www.jst.go.jp/shincho/index.html>

#### (問い合わせ先一覧)

制度に関する問い合わせ	文部科学省 科学技術・学術政策局 科学技術・学術戦略官付 (推進調整担当)	03-6734-4017(直通) 03-6734-4176(FAX)
書類作成・提出に関する問い合わせ、公募要領の請求先	(独)科学技術振興機構 科学技術振興調整費業務室	03-5214-7521(直通) 03-5214-7522(FAX) scfquery@shincho.jst.go.jp (問い合わせ専用)

審査状況、採否に関するお問い合わせには一切お答えできません。

### (3) 提案に当たっての注意事項

総合科学技術会議の方針との整合性

「科学技術振興調整費」は、総合科学技術会議の方針に沿って科学技術の振

興に必要な重要事項の総合推進調整を行うための経費であり、総合科学技術会議により示された方針に沿って、文部科学省が事業を実施します。

したがって、応募に当たっては、第3期科学技術基本計画（平成18年3月28日閣議決定）及び8.参考の「科学技術振興調整費の活用に関する基本方針」並びに「平成20年度の科学技術振興調整費の配分の基本的考え方」を十分に踏まえた提案内容であることが必要となりますので、御留意ください。

#### 機関の長の役割

科学技術システム改革を目的とするプログラムにおいては、機関の長が主導的役割を發揮しつつ、当該機関の改革を実施することが求められます。

このため、これらのプログラムにおいては、機関の長が総括責任者として、機関のシステム改革に必要な主導的な役割を果たすことが求められます。

応募に際しては、総括責任者が、このような主導的役割を果たす必要があることについて御留意ください。

ただし、機関の長が総括責任者となることについて、機関外の規定に抵触する等、機関の長が総括責任者となれないやむを得ない理由がある場合には、機関の長以外の者が総括責任者となることができるものとします。機関の長以外の者が総括責任者となる場合、総括責任者は、当該課題の実施にあたり、機関の長の役割・責任を果たすことを条件とします。なお、平成19年度以前に採択された課題についても、機関の長等が総括責任者となれないやむを得ない理由がある場合には、総括責任者の変更が行えることとします。

#### 電子公募システム

平成19年度より、科学技術振興調整費の応募は「電子公募システム」にて行なっております。

応募方法・電子公募システムの使い方は、JSTの科学技術振興調整費ホームページ（<http://www.jst.go.jp/shincho/>）からダウンロードすることが出来ます。

提出にあたっては、事前に所属機関及び研究者を府省共通研究開発管理システム（e-Rad）に登録し、所属機関番号及び研究者番号を取得する必要があります。登録方法については、ポータルサイトを参照してください＜<http://www.e-rad.go.jp>>。登録手続きに日数を要する場合がありますので、2週間以上の余裕をもって登録手続きをしてください。なお、一度登録が完了すれば、他省庁等が所管する制度・事業の応募の際に再度登録する必要はありません。また、他省庁等が所管する制度・事業で登録済みの場合は再度登録する必要はありません。

#### 電子公募システムに関する問い合わせ先

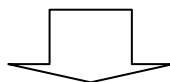
(独)科学技術振興機構 科学技術振興調整費業務室

03-5214-7521（直通）

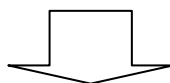
03-5214-7522（FAX）

### 電子公募システムを利用した公募の流れ

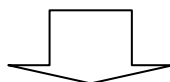
JST 科学技術振興調整費ホームページより  
電子公募システムにアクセス  
<http://www.jst.go.jp/shincho/>



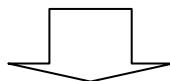
電子公募システムより提案書様式をダウンロード



電子公募システムに必要事項を入力の上、提案書をアップロード  
公募締切日まで提案書の修正は可能です。



公募締切日：平成20年2月25日(月) 15:00



電子公募システム上にて提案書受理状況の確認  
書面、メールによる提案書受理通知の発出は行いません。

#### (4) 提案書類作成についての注意事項

- ・公募締め切り後の修正(差し替えを含む。)は一切お断りしていますので、提案書類の提出に当たっては、**誤記入や記入漏れのないよう十分に内容等の確認を行った上で提出**してください。なお、提案書類のうち、「研究者データ」の「他制度等による助成の有無等」に関する情報については、他制度に申請中であったものの採否が判明するなどにより変更する必要がある場合には、遅滞なく提案書類提出先に報告してください。  
また、事務連絡担当者等に変更が生じた場合にも、遅滞なく提案書類提出先に報告してください。
- ・提案書類は、プログラムごとに定められた「提案書類の様式」に従って作成してください。
- ・カラーで作成いただいても構いませんが、審査等の際には白黒コピーで対応しますので、白黒でも内容が判読できること等について御留意ください。
- ・**提案書類に誤りがあった場合又は必要な情報が記載されていなかった場合に**

は、採択を取り消す、又は、採択後に所要経費の一部を減額することがありますので、あらかじめ御注意ください。

- ・提案書類の提出に当たっては、提案書類に記載されている各参画者の了解を得た上で提出してください。
- ・提案書類は、提案者の利益の維持、「行政機関の保有する個人情報に関する法律」その他の観点から、文部科学省及びJSTにおける審査等の資料とするほか、総合科学技術会議が平成20年度の科学技術振興調整費の配分方針を定める際の基礎資料等としますが、それ以外の目的には使用せず、内容に関する秘密は厳守します（詳しくは下記URLを御参照下さい）。

<http://www.soumu.go.jp/gyoukan/kanri/kenkyu.htm>

なお、提案書類の内容の一部については、3.(2)「不合理な重複・過度の集中の排除」の目的のため必要な範囲において、「府省共通研究開発管理システム(e-Rad)」等を通じて、他府省を含む他の競争的資金の担当者(独立行政法人を含む。)に情報提供を行うことがありますので、あらかじめ御了承ください。また、他の競争的資金制度における重複提案の確認を求められた際には、同様に情報提供を行うことがありますので、あらかじめ御了承ください。

- ・提案書類の返却はいたしませんので御注意ください。
- ・公募要領の提案様式等について変更が生じた場合は、随時文部科学省及びJSTホームページでお知らせいたしますので、提案書類提出前に必ず御確認ください。

## (5) 提案書類の提出

電子公募システム URL	<a href="http://www.jst.go.jp/shincho/">http://www.jst.go.jp/shincho/</a>
提出締切	平成20年2月25日(月) 15:00
注意事項	<ul style="list-style-type: none"><li>・電子公募システムを御利用の上、提出願います。電子公募システムのマニュアルは、上記URLよりダウンロード出来ます。</li><li>・提案書類(アップロードファイル)はWordファイルにて作成し、応募ください。</li><li>・アップロードできるファイル容量は5MBまでです。それ以上の容量のファイルでは応募が出来ませんので御留意ください。</li><li>・提案書類は、アップロードを行うと、自動的にPDFファイルに変換いたします。<u>外字や特殊フォント等を入力した場合、文字化けする可能性がありますので、変換されたPDFファイルの内容を電子公募システム上で必ず御確認ください。</u></li><li>・提出締切日時までは提案書類(アップロードファイル)の差し替えは可能です。ただし、締切日時以降の差し替えは出来ません。</li><li>・提案書の受理は、「処理状況一覧画面」で「受理済」となってい</li></ul>

	<p>るかどうか、締切日後に御自身で御確認ください。提出締切日を1週間過ぎても「受理済」となっていない場合は、「問い合わせ先」まで至急御連絡ください。</p> <p>(書面・メールによる受理通知の発送はいたしません。あらかじめ御了承願います。)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・提出締切日までに「処理状況一覧画面」が「申請済み」となっていない提案書類は無効となります。電子公募システム上の不具合によって、提出締切日までに「申請済み」にならなかった場合は、「問い合わせ先」まで至急御連絡ください。</li> <li>・「先端融合領域イノベーション創出拠点の形成」プログラムの提案書類を提出する場合は、「確認書」(様式4-13)の原本1部(捺印済み)を提出締切日必着にて郵送又は持参して下さい。(確認書の捺印方法等については、公募要領p.128を参照。)</li> </ul> <p>電子公募システムに関する問い合わせ先  (独)科学技術振興機構 科学技術振興調整費業務室  〒102-0076 東京都千代田区五番町5-1  J S市ヶ谷ビル6F  03-5214-7521(直通)  03-5214-7522(FAX)  scfquery@shincho.jst.go.jp(問い合わせ専用)</p>
--	---

## (6) スケジュール

平成20年度の課題等の選定・採択までのスケジュールは、概ね次のようになる予定です(実際の提案状況、審査結果等については、文部科学省及びJSTのホームページ上に掲載いたしますので、最新情報についてはそちらを参照してください。)

スケジュール		備 考
12月25日(火)	公募開始	公募要領をホームページ等で公開 <提案書類の作成開始>
2月25日(月) 15:00	提案書類の提出期限	提案書類の受付終了 => 提案書類の整理・集計
2月～5月	(1)提案書類の審査	
	書面審査	WGにおける一次審査 (ヒアリング対象課題の選定) <ヒアリング用資料の作成>
	ヒアリング審査	WGにおける二次審査

	採択候補課題の取りまとめ	PD・PO会議による取りまとめ
	採択課題の決定	審査部会による審議
	(2)総合科学技術会議による審査結果の確認	
	(3)採択課題の最終決定	提案者への採否の通知
5月～6月	(1)採択結果の公表	採択結果の公表 ＜公表用資料の作成＞
	(2)実施に係る準備	
	事業計画等の作成	審査時のコメントも踏まえ、実施計画等の資料を作成 ＜実施計画、積算資料等の作成＞
	財務省との実行協議	財務省と事業内容・所要経費について調整 ＜必要に応じて説明資料等の作成＞
	予算示達・委託契約の締結	予算を示達（国の機関の場合）又は委託契約の締結（国の機関以外の場合）
7月目途	新規採択課題等の開始	

＜ ＞内については、応募される方の作業が必要となりますので御留意ください。

審査状況、採否に関するお問い合わせには一切お答えできませんので、あらかじめ御了承願います。

## （7）実施課題の選定

### 審査手順

審査に当たっては、外部有識者からなるワーキンググループ（WG）において、提出された提案書類による書面審査及び代表者等からのヒアリングの二段階審査により行います。その後、WGでの審査結果をもとに、文部科学省科学技術・学術審議会研究計画・評価分科会科学技術振興調整費審査部会における審議を経て採択課題の選定が行われます。

なお、科学技術振興調整費審査部会における審査結果については、総合科学技術会議による確認を経た上で決定されます。

### 審査におけるプログラムオフィサー等の役割

科学技術振興調整費では、プログラムディレクター（PD）及びプログラムオフィサー（PO）を中心とした、審査から課題管理、評価までの一貫したマネジメント体制の構築を図っており、外部有識者から構成されるWGでの審査結果を踏まえ、PD・POが採択課題候補案を取りまとめ、これをもとに科学技術振興調整費審査部会における審議を経て採択課題を選定することとしてい

ます。課題管理についても、PO等が必要により進捗状況を把握し、必要に応じ助言を行うなど、適切な課題管理に努めていきます。

#### (8) 追跡評価の実施について

科学技術振興調整費による実施課題の評価については、平成17年度より、従来から実施していた中間評価、事後評価に加えて、試行的に、追跡評価を実施しているところです。これまでに開始している課題については、公募実施時に追跡評価を行う旨特段規定しておりませんが、追跡評価への御協力をお願いすることがありますので、御承知おきください。また、本年度の公募で採択された課題についても、各プログラムで追跡評価についての特段の規定はしていませんが、追跡評価を実施する可能性がありますので、その旨御承知おきください。

追跡評価とは・・・課題終了後、一定の時間を経過してから、副次的効果を含め、研究開発の直接の成果(アウトプット)から生み出された社会・経済等への効果(アウトカム)や波及効果(インパクト)を確認し、評価するもの

#### (9) 公表等

採択された課題に関する情報の取扱い

採択された個々の課題に関する情報(制度名、研究課題名、研究代表者名、予算額及び実施期間)については、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」(平成11年法律42号)第5条第1号イに定める「公にすることが予定されている情報」であるものとします。

府省共通研究開発管理システム(e-Rad)からの政府研究開発データベースへの情報提供

文部科学省が管理運用する府省開発共通研究管理システム(e-Rad)を通じ、内閣府の作成する政府研究開発データベースに、各種の情報を提供することがあります。

### 3. 研究費の適正な執行について

科学技術振興調整費では、国の研究開発の効果的・効率的な推進のため、研究費の適正な執行に関し、以下の運用を行っております。課題の申請及び実施に当たっては、これらの事項について御留意いただくようお願いいたします。

(管理・監査体制の整備)

(1)「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」に基づく措置

本事業の応募に当たっては、各研究機関では標記ガイドラインに基づく研究費の管理・監査体制の整備、及びその実施状況等についての報告書を、平成20年2月25日(月)までに、文部科学省に提出することが必要です(実施状況報告書の提出がない場合には、研究の実施が認められなくなりますので、ご注意下さい。)

提出する実施状況報告書の様式、提出先等については、下記ホームページでお知らせいたします。

【URL】

[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/02\\_b/07101216.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/02_b/07101216.htm)

平成19年10月以降、他の競争的資金等の応募に際して報告書を提出している場合には、今回新たに報告書を提出する必要はありません。その場合、申請の際の電子公募システムにおいて、実施状況報告書は 年 月 日に提出済みである旨、ご回答ください。

また、平成21年度以降も継続して事業を実施する場合は、平成20年秋頃に、再度報告書の提出が求められる予定ですので、文部科学省からの周知等に十分ご留意ください。

報告書の提出の後、必要に応じて、文部科学省(資金配分機関を含みます)による体制整備等の状況に関する現地調査に協力をいただくことがあります。また、報告内容に関して、平成19年5月31日付け科学技術・学術政策局長通知で示している「必須事項」への対応が不適切・不十分である等の問題が解消されないと判断される場合には、研究費を交付しないことがあります。

(研究費の適正な使用等について)

(2) 不合理な重複・過度の集中の排除

不合理な重複に対する措置

研究者が、実質的に同一の研究内容について、国又は独立行政法人の競争的資金制度等による配分を受けている場合、又は受けることが決定している場合、本制度において、審査対象からの除外、採択の決定の取消し、又は経費の

減額（以下、採択の決定の取消し等とする。）を行うことがあります。

なお、本制度への申請段階において、他の競争的資金制度等への提案を制限するものではありませんが、他の競争的資金制度等に採択された場合には速やかに本制度の事務担当に報告してください。この報告に漏れがあった場合、本制度において、採択の決定の取消し等を行う可能性があります。

#### 過度の集中に対する措置

本制度に提案された研究内容と、他の競争的資金制度等を活用して実施している研究内容が異なる場合においても、当該研究者のエフォート等を考慮し、研究者に配分される研究費全体が効果的・効率的に使用できないと判断される場合には、本制度において、採択の決定の取消し等を行うことがあります。

このため、本制度への提案書類の提出後に、他の競争的資金制度等に申請し採択された場合等、記載内容に変更が生じた場合は、速やかに本制度の事務担当に報告してください。この報告に漏れがあった場合、本制度において、採択の決定の取消し等を行う可能性があります。

#### 提案内容に関する情報提供

不合理な重複・過度の集中の排除のため、他府省・独立行政法人を含む他の競争的資金制度の担当者に対して、調査に必要な範囲で提案内容に係る情報を提供をすることがありますのでご承知おきください。

科学技術振興調整費では、研究費の無駄の排除に向け、平成20年度1月に稼働する府省共通研究開発管理システム(e - R a d)を利用した重複調査を行うことにより、不合理な重複や過度の集中の排除を徹底し、効率的な研究費の配分を行うこととしていますのでご留意下さい。(府省共通研究開発管理システムについては、ポータルサイトを参照して下さい<<http://www.e-rad.go.jp>>。)

### (3) 研究費の不正使用及び不正受給に対する措置

実施課題に関する研究費の不正な使用及び不正な受給（以下、「不正使用等」という。）への措置については以下のとおりとします。

#### 研究費の不正使用等が認められた場合の措置

##### ( ) 契約の解除・変更、委託費の返還

委託契約の解除・変更を行い、委託費の全部又は一部の返還を求めます。

また、次年度以降の契約についても締結しないことがあります。

##### ( ) 申請及び参加 の制限

本制度の研究費の不正使用等を行った研究者及びそれに共謀した研究者に対し、本制度への申請及び参加を制限します。

また、他府省・独立行政法人を含む他の競争的資金担当に当該不正使用等の概要（不正使用等をした研究者名、所属機関、研究課題、予算額、研究年度、不正等の内容、講じられた措置の内容等）を提供する場合があります。（他府省・独立行政法人を含む他の競争的資金制度において、申請

及び参加が制限されることとなる可能性があります。)

なお、この不正使用等を行った研究者及びそれに共謀した研究者に対する本制度における申請及び参加の制限の期間は、不正の程度により、原則、補助金等を返還した年度の翌年度以降2年から5年間とします。

「申請及び参加」とは、新規課題の提案、応募、申請を行うこと、また共同研究者等として新たに研究に参加することを指します。

不正使用等の内容	参加を制限する期間
単純な事務処理の誤り	なし
本事業による業務以外の用途への使用がない場合	2年
本事業による業務以外の用途への使用がある場合	2～5年 (具体的期間は、程度に応じて個々に判断される。) <例> ・本事業による業務に関連する研究等の遂行に使用(2年) ・本事業による業務とは直接関係のない研究等の用途に使用(3年) ・研究等に関連しない用途に使用(4年) ・虚偽の請求に基づく行為により現金を支出(4年) ・個人の利益を得るための私的流用(5年)
提案書類における虚偽申告等、不正な行為による受給	5年

当該年度についても、参加が制限されます。

#### (4) 研究活動の不正行為に対する措置

実施課題に関する研究活動の不正行為(捏造、改ざん、盗用以下不正行為等という。)への措置については、「研究活動の不正行為への対応のガイドラインについて」(平成18年8月8日 科学技術・学術審議会研究活動の不正行為に関する特別委員会)に基づき、以下の通りとします。

研究活動の不正行為が認められた場合の措置

( ) 契約の解除・変更、委託費の返還

不正行為があったと認められた課題について、委託契約の解除・変更を行い、委託費の全部又は一部の返還を求めます。また、次年度以降の契約につ

いても締結しないことがあります。

( ) 申請及び参加の制限

以下の者について、一定期間、本制度への申請及び参加を制限します。

また、他府省を含む他の競争的資金担当課に当該不正行為等の概要（不正行為等をした研究者名、所属機関、研究課題、予算額、研究年度、不正行為等の内容、講じられた措置の内容等）を提供することにより、他府省を含む他の競争的資金担当課は、所管する競争的資金への申請及び参加を制限する場合があります。

措置の対象者	申請及び参加が制限される期間 (不正が認定された年度の翌年度から)
不正行為があったと認定された研究にかかる論文等の、不正行為に関与したと認定された著者、共著者及び当該不正行為に関与したと認定された者	2～10年
不正行為に関与したとまでは認定されないものの、不正行為があったと認定された研究に係る論文等の内容について責任を負う者として認定された著者	1～3年

(5) 他の競争的資金制度で申請及び参加の制限が行われた研究者に対する措置

国又は独立行政法人が所管している他の競争的資金制度において、研究費の不正使用等又は研究活動の不正行為等により制限が行われた研究者については、他の競争的資金制度において応募資格が制限されている期間中、本制度への申請及び参加を制限します。

「他の競争的資金制度」について、平成20年度に新たに公募を開始する制度も含まれます。なお、平成19年度以前に終了した制度においても対象となることがあります。

現在、具体的に対象となる制度につきましては、以下のHPをご覧ください。

<http://www8.cao.go.jp/cstp/compefund/06ichiran.pdf>

(6) 関係法令等に違反した場合の措置

関係法令・指針等に違反し、研究を実施した場合には、研究費の配分の停止や、研究費の配分決定を取り消すことがあります。

#### 4．公募要領

平成20年度に公募を行う各プログラムの公募要領は次のとおりです。共通的なルールについては、2．平成20年度の公募について及び3．研究費の適正な執行についてに示していますので、そちらもあわせて御覧ください。また、提案に当たっての様式は、5．提案書類の様式にプログラムごとに示していますので、そちらを御覧ください。

## (1)「若手研究者養成システム改革」公募要領

### (1-1)「若手研究者の自立的な研究環境整備促進」

#### 1 目的

若手研究者が自立して研究できる環境の整備を促進するため、世界的研究拠点を目指す研究機関において、テニユア・トラック制（若手研究者が、任期付きの雇用形態で自立した研究者としての経験を積み、厳格な審査を経て安定的な職を得る仕組みをいう。以下同じ。）に基づき、若手研究者に競争的環境の中で自立性と活躍の機会を与える仕組みの導入を図る。

#### 2 対象とする分野及び取組

自然科学全般を対象とする。また、対象とする取組は、世界的研究拠点を目指す研究機関における人材養成システム改革の取組であって、以下の3点の内容をいずれも含むものとする。

若手研究者（博士号取得後10年以内の研究者又は同等程度の研究経験を有する研究者を指す。以下同じ。）の採用に当たって、テニユア・トラック制を導入する。

自立した研究活動を促進するための諸環境を整備する（スタートアップ資金の措置、研究支援体制の充実、研究スペースの確保等）。

その他、若手研究者の自立を促進するために必要な研究組織の改革や組織運営の改善などの取組を行う。

#### 3 人材養成システム改革の要件

2で示した人材養成システム改革の実施に当たっては、以下の2点の要件をいずれも満たすこととする。

本プログラムにより支援を受ける実施機関は、テニユア・トラック制に採用するすべての若手研究者を、実施機関内外（海外を含む。）に対して国際公募を行って選定し、一定の任期を付して雇用すること。

当該若手研究者に対しては、毎年度適切な時期に業績評価を行うとともに、任期の終了後には、明確な基準による評価を行い、実施機関におけるより安定的な職（任期を付さない職位等）への任用の可否を決すること。

#### 4 対象機関

2で示した対象分野の研究を行っており、具体的な人材養成システム改革の構想を有している、以下の から の機関を対象とする。

大学又は大学共同利用機関

## 5 実施期間

原則として5年間とする。ただし、業務開始後3年目に中間評価を行い、中間評価の結果に応じて、計画の変更、業務の中止等の見直しを行う。なお、中間評価においては、3年目までの目標が達成できているかどうかについて確認した上で業務継続の可否を決めることとし、優れた成果が上げられていないものについては、原則として業務を中止することとする。

## 6 人材養成システム改革構想の策定

本プログラムにより若手研究者の自立的な研究環境の整備を図る機関(以下「実施機関」とする。)となることを希望する機関は、本公募要領に定める様式に従って人材養成システム改革構想を策定することとする。人材養成システム改革構想は、科学技術振興調整費による取組だけでなく、自主的な取組や実施期間終了後の取組も含めた実施機関における人材システム改革全体について策定することとする。

## 7 費用

- (1) 業務の実施に必要な経費については、文部科学省から(他府省所管の国立試験研究機関等の機関・組織については所管府省を経由して)支給する。使用できる費目の種類は、原則として別表に示すものとする。
- (2) 1課題当たりの経費は、原則として年間2億5千万円(間接経費を含む。)を上限とする。
- (3) なお、雇用された若手研究者が他の競争的資金を獲得する等、調整費を充当しない研究等の活動を行う場合においても、当該活動が本プログラム及び実施課題の目的の達成に直接的に資すると判断される活動であれば、当該活動に対応する人件費についても、振興調整費から充当することが可能である。

## 8 提案書類等

- (1) 提案書類は、様式1-1から1-9によるものとし、機関の長(学長、理事長等)が、総括責任者として提案を行うこととする。

なお、機関の長が総括責任者となることについて、機関外の規定に抵触する等、機関の長が総括責任者となれないやむを得ない理由がある場合には、機関の長以外の者が総括責任者となることができるものとする。機関の長以外の者が総括責任者となる場合、総括責任者は、当該課題の実施に当たり、機関の長の役割・責任を果たすこと

を条件とする。

- (2) 提案に当たっては、機関としての組織的な取組であることから、一機関1つの提案とする。
- (3) 提案に当たっては、中間時(3年目)及び終了時(5年目)に目指す具体的な人材システム改革の内容と改革により生み出される成果の目標(以下「ミッションステートメント」という。)を作成することとする。

## 9 実施課題の選定

- (1) 選定に係る審査は、外部有識者からなるワーキンググループにおいて、提出された提案書類による書面審査及び総括責任者からのヒアリング審査の二段階審査により行い、その審査結果をもとに、科学技術・学術審議会研究計画・評価分科会科学技術振興調整費審査部会(以下「審査部会」という)における審議を経て選定する。なお、選定に当たっては、これまでの採択分を含め、特定の機関に集中することのないように配慮する。
- (2) 選定に係る評価項目及び審査基準は、以下のとおりとする。

### 人材養成システム改革構想

#### ア 人材養成システム改革の内容

- ・ 若手研究者の独立性が確保されるか。(若手研究者が自立して研究するための研究資金、研究スペース、人的支援等の十分な提供が行われるか。)
- ・ 人事制度の改革や、必要となる研究組織の改革を積極的に行うことなど、導入するテニユア・トラック制の制度設計が十分に行われているか。
- ・ 任期終了後に厳格に評価した上で、若手研究者をテニユア・ポストへ着任させるといったキャリアパスが用意されているか。
- ・ 世界的研究拠点を形成するために、どのような分野で、どのような人材をどのように育成するのが明確になっているか。単なる研究者の雇用策、研究費の支援になっていないか。組織内に画一的に研究費を配分するような仕組みとなっていないか。
- ・ 多様かつ優れた人材を国際公募・審査し、採用後の若手研究者の業績評価も適切に行えるものであるか。また、採用に当たっては、実施機関外の第三者を関与させるなど客観的・透明な選抜プロセスとなっているか。
- ・ 若手研究者が海外で活躍するための仕組みや、研究成果等に関する海外への発信力の強化が行われるか。
- ・ 優れた人材を輩出するシステム改革であるか。優れた研究者による活力ある研究環境の形成を指向するものであるか。(実施期間終了後に世界第一線級の研究者が輩出できる見込みはあるか。)

- ・ 目指すシステムの改革が明確であるか。また、改革目標と現状の間を克服するための方策が具体的であるか。
- ・ 安定的な職位について後も、人材の流動性を活性化するための仕組み（再任可能な任期制、再審制など）になっているか。

#### イ 本プログラムによる中間時（３年目）及び実施期間終了後（５年後）の目標及び構想

- ・ 目標及び構想が実施機関の現状にかんがみて実現可能なものであるか。
- ・ 実施期間終了後、構築したシステムを自立的に維持、運営、発展させるための方策が明確に示されており、継続性が担保できているか。

#### ウ 波及効果

- ・ 提案された人材養成システム改革が他の研究機関におけるシステム改革のモデルとなるような先導的なものであり、波及効果が期待できるか。

#### エ 資金計画

- ・ 人材養成システム改革構想を実現する上で適切な資金計画（振興調整費による取組だけでなく自主的な取組も含む。）となっているか。また、それは実施期間終了後の継続性も見据えたものとなっているか。
- ・ 人材養成システム改革構想全体の中で科学技術振興調整費が有効に活用される計画となっているか。
- ・ 高い費用対効果が見込まれる取組か。

#### 総括責任者

- ・ 人材養成システム改革構想実現のために必要な権限と責任を有し、リーダーシップを十分に発揮できる体制となっているか。
- ・ 研究部門のみでなく、管理部門、研究支援部門等が機関・組織全体として総括責任者の指揮の下に十分に機能する体制となっているか。

#### 提案機関

- ・ 優れた研究実績を有しており、若手研究者の人材育成について高い実績を有する機関であるか。
- ・ 実施期間終了後についても取組の継続性を確保し得る体制となっているか。特に、機関の長のコミットメント及び終了後に自立して運営することを想定した資金計画があるか。

（３）選定に当たっては、審査部会等の意見を踏まえ、計画の修正を求めることがある。

（４）審査においてヒアリングを実施する提案機関に対しては、ヒアリングの日時、場所等を事務連絡先に通知する。審査結果は、審査終了後、提案書類に記された事務連絡先に通知する。

## 10 業務の実施

- (1) 選定された実施機関は、提案書類の人材養成システム改革構想に即した年次計画及びこれに対応した経費の積算（以下「計画書等」という。）を作成し、科学技術振興機構を通じて文部科学省に提出する。なお、これらについては、調整の結果、修正を求めることがある。
- (2) 実施機関は、ミッションステートメントを科学技術振興機構を通じて文部科学省に提出する。なお、本プログラムを開始するまでの間、選定時における審査部会等の意見を踏まえ、修正を求めることがある。
- (3) 業務開始後のミッションステートメントの変更、実施機関の追加は原則として認められないが、変更等しなければならない事情が生じた場合は、科学技術振興機構を通じて文部科学省の承認を得ることとする。
- (4) 文部科学省は、提出された計画書等について所要の調整を行い、財務省の承認を得た後、国の機関については示達（文部科学省以外の府省が所管する機関については所管府省に移替えの上、示達）、その他の場合は委託により業務の実施に必要な経費を配分する。

また、文部科学省は、実施機関に対し、直接経費の30%に相当する額を間接経費として配分する。

なお、委託する場合については、「科学技術・学術政策局、研究振興局及び研究開発局委託契約事務処理要領」に基づき委託契約を締結するものとする。
- (5) 実施機関は、計画書等に基づき業務を実施するほか、毎年度、業務の進捗状況及び経費の使用実績に関する報告書を作成し、文部科学省及び科学技術振興機構に提出する。また、実施に際し、文部科学省及び科学技術振興調整費プログラムオフィサーが、現地調査の実施などにより進捗状況を把握する。
- (6) 実施機関は、業務開始後3年目及び業務終了後、人材養成システム改革構想及びミッションステートメントの達成状況等について成果報告書を速やかに作成し、科学技術振興機構を通じて文部科学省に提出する。
- (7) 成果報告書等をもとに、科学技術・学術審議会研究計画・評価分科会研究評価部会（以下「評価部会」という。）において、業務開始後3年目に中間評価、業務終了後に事後評価を実施する。評価に当たっては、必要に応じて総括責任者等からのヒアリングを行うものとする。なお、成果報告書及び評価部会による評価結果は、文部科学省が公表するとともに、文部科学省から総合科学技術会議に報告する。
- (8) ここに定めるもののほか、業務の実施に当たっては、文部科学省の指示に従うこととする。

(別表)

## 費目の内容

目 名	内 容
(国の機関の場合)	
委員手当 非常勤職員手当 諸謝金 試験研究旅費 外国旅費 委員等旅費 外国技術者等招へい旅費 招へい外国人滞在費 外来研究員等旅費 試験研究費	<ul style="list-style-type: none"><li>・国から委嘱された運営委員会等の委員に対する手当</li><li>・非常勤職員として採用する者(研究員等)に対する手当</li><li>・外部協力者(実施機関に所属する者を除く)の講演、原稿の執筆協力等に対する謝金</li><li>・常勤職員の国内出張(調査、実験、研究集会への出席等)に係る旅費</li><li>・常勤職員の外国出張(調査、実験、研究集会への出席等)に係る旅費</li><li>・国から委嘱された運営委員会等の委員に対する会議出席旅費</li><li>・外国人研究者の招へいに係る旅費</li><li>・招へい外国人研究者の滞在に係る経費</li><li>・非常勤職員の国内及び外国出張に係る経費</li><li>・外部協力者の試験研究等(調査、実験)に係る旅費</li><li>・業務の実施に要する物品購入、役務提供に係る経費</li><li>・国内での特許出願に係る経費</li><li>・研究補助者等の賃金</li></ul>
(国の機関以外の場合)	
科学技術総合研究委託費	<ul style="list-style-type: none"><li>a 設備備品費(単体で機能する備品で、単価が10万円以上、かつ耐用年数が1年以上の機械装置、工事器具備品、製造又は改良並びにその据付等に要するもの。)</li><li>b 試作品費(既製品としての器具機械等に手を加え、又は、開発要素を付加することにより、実験、検査等に使用できる装置。)</li><li>c 人件費(実施機関にて雇用し直接業務に従事する者の給与。国から交付金等で支弁される者の人件費は計上不可。)</li><li>d 業務実施費<ul style="list-style-type: none"><li>・消耗品費:設備備品、試作品には該当しない物品(試薬、書</li></ul></li></ul>

	<p>籍、既製品のソフトウェア等)の購入経費</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国内旅費：国内での出張に係る経費</li> <li>・外国旅費：外国へのお出張に係る経費（国内移動含む）</li> <li>・外国人等招へい旅費：外国からの研究者等の招へいに係る経費</li> <li>・諸謝金：外部協力者（実施機関に所属する者を除く）に対する会議への出席謝金。講義、講演等に対する謝金</li> <li>・会議開催費：研究運営委員会等の会議開催（会場（器機）借料、通信費等）に係る経費</li> <li>・通信運搬費：物品の運搬、データ通信に係る経費</li> <li>・印刷製本費：報告書、研究資料等の印刷、製本に係る経費</li> <li>・借損料：物品等の借損及び使用料に係る経費</li> <li>・雑役務費：データ分析、ソフトウェア開発等の役務の提供に係る経費</li> <li>・消費税相当額：非課税、不課税取引（人件費、諸謝金、国外移動に係る旅費等）の5%を外税として計上</li> </ul> <p>e 間接経費（直接経費（上記a～d）の30%）</p>
--	---

注) 1) 国の機関の場合、上記 から までに要する経費（直接経費）の30%に相当する額については、間接経費として、業務の実施に伴う研究機関の管理等に必要となる経費の態様に応じた費目に使用することができる。

注) 2) 原則として、施設に係る経費に直接経費は充当しないものとする。

## (1-2)「イノベーション創出若手研究人材養成」

### 1 目的

我が国が持続的にイノベーションを創出していくためには、我が国の若手研究人材が国内外を問わず多様な場で活躍し、若手研究人材の好循環が生み出されることが重要である。

このため、本プログラムは、イノベーション創出の中核となる若手研究人材（博士後期課程の学生や博士号取得後5年間程度までの研究者）が、狭い学問分野の専門能力だけでなく、国際的な幅広い視野や産業界などの実社会のニーズを踏まえた発想を身に付けるシステムを機関として構築する取組に対し支援する。

### 2 対象とする分野

自然科学全般又は自然科学と人文・社会科学との融合領域を対象とする。

### 3 対象機関

2で示した対象分野の研究を行っており、具体的な人材養成システム改革の構想を有している、以下の から の機関を対象とする。

大学又は大学共同利用機関

国立試験研究機関

独立行政法人

### 4 人材養成システム改革構想の策定

本プログラムにより支援を受ける機関（以下「実施機関」という。）は、本公募要領に定める様式に従い、科学技術振興調整費による取組だけでなく、自主的な取組や実施期間終了後の取組も含めた実施機関における人材養成の在り方について、人材養成システム改革構想を策定すること。

本プログラムにおける人材養成システム改革構想は、「若手研究者の自立的な研究環境整備促進」において「人材養成システム改革構想」を既に策定している場合、一体的に策定することができることとする。

### 5 対象とする取組

対象とする取組は、以下の内容をいずれも含むものとする。

実施機関は、4に定める人材養成システム改革構想の一環として、イノベーション創出の中核となる若手研究人材が、狭い学問分野の専門能力だけでなく、国際的

な幅広い視野や産業界などの実社会のニーズを踏まえた発想を身につけるシステム（以下「イノベーション人材養成システム」という。）を組織として構築する。

のイノベーション人材養成システムとして、実施機関と国内外の企業や研究機関等が協働して、若手研究人材が、国内外の企業や研究機関等での研究開発・技術開発の実践や異分野・融合領域への挑戦など多様な場で創造的な成果を生み出す能力を身に付けるための機会を提供するプログラム（以下「実践プログラム」という。）を開発する。

意欲と能力のある若手研究人材の競争的な選抜や の実践プログラム等の管理・運営を行うためのセンター機能を実施機関内に構築することにより、実施機関による組織的支援体制の下で、効果的な人材養成を行う。

地域における大学や研究機関間の連携や、他の研究機関に所属する若手研究人材も含めた公募などにより、若手人材の中核的な育成機関としての役割を果たす。

若手研究人材の選抜の際には、異分野研究のプロポーザルや、英語によるプレゼンテーション等により、国内外の企業や研究機関等で幅広い知識や経験を身に付ける取組に挑戦する意欲と能力を多面的に評価し、実施機関外の第三者を関与させるなど客観的・透明な選別プロセスにより競争的に選抜するものとする。

支援終了後においても、実施機関内に構築されるイノベーション人材養成システムの定着や継続的な発展を担保する。

## 6 実施機関が作成する「実践プログラム」に求める内容

実践プログラムによる養成期間は1年以内とする。

実践プログラムは、企業における研究や技術開発、海外の企業や大学での研究・交流、異分野・融合領域における研究等、国内外の多様な場で創造的な成果を生み出す能力を養成する取組を含む。

策定する実践プログラムは、原則、企業等での研究開発等を実践する長期間（連続して3ヶ月以上）の取組を含むこととする。ただし、連続せず通算で3ヶ月以上になる取組を含めることも可能とする。

実践プログラムにおいて、企業等における取組を実施する場合は、企業等からのニーズや提案を積極的に踏まえるなど、企業等と協働してプログラム内容を作成する。

実践プログラムは、当該プログラムを実施することにより、幅広い知見・経験、発想力、独創的な課題設定・解決能力、コミュニケーション能力等、多様な能力の養成が可能な内容とする。

#### 【実践プログラムにおける取組の例】

海外を含む企業・研究機関等での挑戦的な研究開発、技術開発等の実践  
異分野・融合領域への挑戦、「異との交流」の促進  
プロジェクト遂行のマネジメント能力等、産業界のニーズにあった多様な能力の養成等

## 7 実施期間

原則として5年間とする。ただし、業務開始後3年目に中間評価を行い、中間評価の結果に応じて、計画の変更、業務の中止等の見直しを行う。なお、中間評価においては、3年目までの目標を達成しているか否かについて確認した上で業務継続の可否を決めることとし、優れた成果が上げられていない実施機関については、原則として業務を中止することとする。

## 8 費用

- (1) 業務の実施に必要な経費については、文部科学省から（他府省所管の国立試験研究機関等の機関・組織については所管府省を經由して）支給する。本プログラムにおいて使用できる費目の種類は、原則として別表に示すものとする。
- (2) 1課題当たりの経費は、原則として年間1億円（間接経費を含む。）を上限とする。
- (3) なお、若手研究人材が実践プログラムに基づき行う活動に必要な経費（若手研究人材の人件費・旅費等）についても、科学技術振興調整費を充当可能とする。

## 9 提案書類等

- (1) 提案書類は、様式2-1から2-9によるものとし、機関の長（学長、理事長等）が総括責任者として提案を行うこととする。

なお、機関の長が総括責任者となることについて、機関外の規定に抵触する等、機関の長が総括責任者となれないやむを得ない理由がある場合には、機関の長以外の者が総括責任者となることができるものとする。機関の長以外の者が総括責任者となる場合、総括責任者は、当該課題の実施に当たり、機関の長の役割・責任を果たすことを条件とする。

- (2) 提案に当たっては、機関としての組織的な取組であることから、一機関1つの提案

とする。

- (3) 地理的に近い複数の機関が連携しつつ、総合的な推進体制の下で実施することも可能とし、この場合においては、課題の実施に関して責任を有する機関（以下「責任機関」という。）を設定することとする。この場合においては、4に掲げる「人材養成システム改革構想」は、参画する全ての機関において策定することとする。
- (4) 提案に当たっては、中間時（3年目）及び終了時（5年目）に目指す具体的な人材養成システム改革の内容と改革により生み出される成果の目標（以下「ミッションステートメント」という。）を作成することとする。

## 10 実施課題の選定

- (1) 選定に係る審査は、外部有識者からなるワーキンググループにおいて、提出された提案書類による書面審査及び総括責任者からのヒアリングの二段階審査により行い、その審査結果をもとに、科学技術・学術審議会研究計画・評価分科会科学技術振興調整費審査部会（以下「審査部会」という）における審議を経て選定する。なお、選定に当たっては、地域バランスにも配慮する。
- (2) 選定に係る評価項目及び審査基準は、以下のとおりとする。

### イノベーション人材養成システム

#### ア イノベーション人材養成システムの内容

- ・ 機関が実施する取組が5に求める内容を適確に実施し得るものとなっているか。
- ・ 実践プログラムが6に求める内容を適確に実施し得るものとなっているか。
- ・ 機関が実施する取組内容が、若手研究人材、実施機関、企業等に対して、以下のような意識改革やシステム改革を促す仕組みとなっているか。

若手研究人材が、特定の専門分野の能力だけでなく、自らの殻を破り幅広い知識や経験を身に付けるための取組に挑戦する意識を醸成する仕組みとなっているか。

実施機関として、意欲的で多様な若手研究人材を養成するシステムが構築されているか。

実践プログラムを開発する際、企業等に対して若手研究人材養成について積極的な参画を促す仕組みとなっているか。

#### イ 本プログラムによる中間時（3年目）及び実施期間終了後（5年後）の目標及び構想

- ・ 目標及び構想が実施機関の現状に鑑みて実現可能なものであるか。
- ・ 実施期間終了後、構築したイノベーション人材養成システムを自立的に維持し、大学の教育研究システムへの組み込み等により発展させるための方策が明確に示されており、継続性が担保されているか。

## ウ 波及効果

- ・ 提案されたイノベーション人材養成システムが、他の研究機関における人材養成システム改革のモデルとなるような先導的なものであり、波及効果が期待できるか。

## エ 資金計画

- ・ 人材養成システム改革構想を実現する上で適切な資金計画(科学技術振興調整費による取組だけでなく自主的な取組も含む。)となっているか。また、それは実施期間終了後の継続性も見据えたものとなっているか。
- ・ 人材養成システム改革構想全体の中で科学技術振興調整費が有効に活用される計画となっているか。
- ・ 高い費用対効果が見込まれる取組か。

## 総括責任者

- ・ 人材養成システム改革構想実現のために必要な権限と責任を有し、リーダーシップを十分に発揮できる体制となっているか。
- ・ 研究部門のみでなく、管理部門、研究支援部門等が機関・組織全体として総括責任者の指揮の下に十分に機能する体制となっているか。
- ・ これまでの実績等により、総括責任者のマネジメント能力は十分にあるか。

## 提案機関

- ・ 機関として人材養成システム改革構想を策定しており、その構想の中にイノベーション人材養成システムの内容が明確に位置付けられているか。
- ・ 若手研究人材のキャリアパス多様化について、組織としての取組内容が具体的に示されているか。
- ・ 実施期間終了後についても取組の継続性を確保し得る体制となっているか。特に、機関の長のコミットメント及び終了後に自立して運営することを想定した資金計画があるか。

(3) 選定に当たっては、審査部会等の意見を踏まえ、計画の修正を求めることがある。

(4) 審査においてヒアリングを実施する提案機関に対しては、ヒアリングの日時、場所等を事務連絡先に通知する。審査結果は、提案書類に記された事務連絡先に通知する。

## 1.1 業務の実施

(1) 選定された実施機関は、提案書類の人材養成システム改革構想に即した年次計画及びこれに対応した経費の積算(以下「計画書等」という。)を作成し、科学技術振興機構を通じて文部科学省に提出する。なお、これらについては、調整の結果、修正を求めることがある。

(2) 実施機関は、ミッションステートメントを科学技術振興機構を通じて文部科学省に

提出する。なお、本プログラムを開始するまでの間、選定時における審査部会等の意見を踏まえ、修正を求めることがある。

(3) 業務開始後のミッションステートメントの変更、実施機関の追加は原則として認められないが、変更等しなければならない事情が生じた場合は、科学技術振興機構を通じて文部科学省の承認を得ることとする。

(4) 文部科学省は、提出された計画書等について所要の調整を行い、財務省の承認を得た後、国の機関については示達（文部科学省以外の府省が所管する機関については所管府省に移替えの上、示達）、その他の場合は委託により業務の実施に必要な経費を配分する。

また、文部科学省は、実施機関に対し、直接経費の30%に相当する額を間接経費として配分する。

なお、委託する場合については、「科学技術・学術政策局、研究振興局及び研究開発局委託契約事務処理要領」に基づき委託契約を締結するものとする。

(5) 実施機関は、計画書等に基づき業務を実施するほか、毎年度、業務の進捗状況及び経費の使用実績に関する報告書を作成し、文部科学省及び科学技術振興機構に提出する。また、実施に際し、文部科学省及び科学技術振興調整費プログラムオフィサーが、現地調査等の実施などにより進捗状況を把握する。

(6) 実施機関は、業務開始後3年目及び業務終了後、人材養成システム改革構想及びミッションステートメントの達成状況等について成果報告書を速やかに作成し、科学技術振興機構を通じて文部科学省に提出する。

(7) 成果報告書等をもとに、科学技術・学術審議会研究計画・評価分科会研究評価部会（以下「評価部会」という。）において、業務開始後3年目に中間評価、業務終了後に事後評価を実施する。評価に当たっては、必要に応じて総括責任者等からのヒアリングを行うものとする。なお、成果報告書及び評価部会による評価結果は、文部科学省が公表するとともに、文部科学省から総合科学技術会議に報告する。

(8) ここに定めるもののほか、業務の実施に当たっては、文部科学省の指示に従うこととする。

(別表)

## 費目の内容

目 名	内 容
(国の機関の場合)	
委員手当 非常勤職員手当 諸謝金 試験研究旅費 外国旅費 委員等旅費 外国技術者等招へい旅費 招へい外国人滞在費 外来研究員等旅費 試験研究費	<ul style="list-style-type: none"><li>・国から委嘱された運営委員会等の委員に対する手当</li><li>・非常勤職員として採用する者(研究員等)に対する手当</li><li>・外部協力者(実施機関に所属する者を除く)の講演、原稿の執筆協力等に対する謝金</li><li>・常勤職員の国内出張(調査、実験、研究集会への出席等)に係る旅費</li><li>・常勤職員の外国出張(調査、実験、研究集会への出席等)に係る旅費</li><li>・国から委嘱された運営委員会等の委員に対する会議出席旅費</li><li>・外国人研究者の招へいに係る旅費</li><li>・招へい外国人研究者の滞在に係る経費</li><li>・非常勤職員の国内及び外国出張に係る経費</li><li>・外部協力者の試験研究等(調査、実験)に係る旅費</li><li>・業務の実施に要する物品購入、役務提供に係る経費</li><li>・国内での特許出願に係る経費</li><li>・研究補助者等の賃金</li></ul>
(国の機関以外の場合)	
科学技術総合研究委託費	<ul style="list-style-type: none"><li>a 設備備品費(単体で機能する備品で、単価が10万円以上、かつ耐用年数が1年以上の機械装置、工事器具備品、製造又は改良並びにその据付等に要するもの。)</li><li>b 試作品費(既製品としての器具機械等に手を加え、又は、開発要素を付加することにより、実験、検査等に使用できる装置。)</li><li>c 人件費(実施機関にて雇用し直接業務に従事する者の給与。国から交付金等で支弁される者の人件費は計上不可。)</li><li>d 業務実施費<ul style="list-style-type: none"><li>・消耗品費:設備備品、試作品には該当しない物品(試薬、書</li></ul></li></ul>

	<p>籍、既製品のソフトウェア等)の購入経費</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国内旅費：国内での出張に係る経費</li> <li>・外国旅費：外国へのお出張に係る経費（国内移動含む）</li> <li>・外国人等招へい旅費：外国からの研究者等の招へいに係る経費</li> <li>・諸謝金：外部協力者（実施機関に所属する者を除く）に対する会議への出席謝金。講義、講演等に対する謝金</li> <li>・会議開催費：研究運営委員会等の会議開催（会場（器機）借料、通信費等）に係る経費</li> <li>・通信運搬費：物品の運搬、データ通信に係る経費</li> <li>・印刷製本費：報告書、研究資料等の印刷、製本に係る経費</li> <li>・借損料：物品等の借損及び使用料に係る経費</li> <li>・雑役務費：データ分析、ソフトウェア開発等の役務の提供に係る経費</li> <li>・消費税相当額：非課税、不課税取引（人件費、諸謝金、国外移動に係る旅費等）の5%を外税として計上</li> </ul> <p>e 間接経費（直接経費（上記 a ~ d）の30%）</p>
--	--

注) 1) 国の機関の場合、上記 から までに要する経費（直接経費）の30%に相当する額については、間接経費として、業務の実施に伴う研究機関の管理等に必要となる経費の態様に応じた費目に使用することができる。

注) 2) 原則として、施設に係る経費に直接経費は充当しないものとする。

## (2) 「女性研究者支援モデル育成」公募要領

### 1 目的

女性研究者がその能力を最大限発揮できるようにするため、大学や公的研究機関を対象として、研究環境の整備や意識改革など、女性研究者が研究と出産・育児等を両立し、その能力を十分に発揮しつつ研究活動を行える仕組みを構築するモデルとなる優れた取組を支援する。

### 2 対象とする取組

対象となる取組は、以下に例示されるような、機関内の意識改革や女性研究者の研究環境の改善、女性研究者の裾野の拡大に有効なアイデアを含むものとする。

#### (例)

女性研究者が研究活動を継続するに当たって生じる諸課題（出産・育児等との両立、研究を中断することによる不公平な処遇など）を解決するに当たって、コーディネーター及びカウンセラーの配置や相談室の整備など、女性研究者に対する支援体制及び相談体制の確立

研究と出産・育児等との両立のため、フレックスタイム勤務制度や時短勤務など柔軟な勤務態勢の確立

出産・育児等の期間中の研究活動を支援・代替する者の配置等の環境整備

女性研究者の裾野拡大のため、女性研究者と女性学生との交流の場を設けたり、女性理工系学生向けのキャリアパスの相談の充実化

研究組織の幹部、研究者等を対象とした女性研究者の採用、昇進等に関する意識啓発のための活動

研究者の子供が病気にかかった場合に機関が保育を実施することの有効性・必要性、効果的な運営方法等に係る調査・検証

### 3 対象機関

自然科学全般又は自然科学と人文・社会科学との融合領域の研究を行っている、以下の から の機関を対象とする。（なお、自然科学全般又は自然科学と人文・社会科学との融合領域の研究を行っている女性研究者が相当程度在籍している場合については対象機関に含めることとする。）

大学又は大学共同利用機関

国立試験研究機関

独立行政法人

#### 4 実施期間

原則として3年間とする。

#### 5 費用

- (1) 業務の実施に必要な経費については、文部科学省から(他府省所管の国立試験研究機関等の機関については所管府省を經由して)支給する。使用できる費目の種類は、原則として別表に示すものとするが、保育所の設置・運営等、機関外のサービス等により対応可能と判断されるものや、女性用トイレの設置等、先進的な取組と判断できないもの及び教育活動の代替等、機関が独自に行うべきと判断されるもの等については、直接経費として充当しない。
- (2) 1課題当たりの経費は、原則として年間5千万円(間接経費を含む。)を上限とする。

#### 6 提案書類等

- (1) 提案書類は、様式3-1から3-9によるものとし、機関の長(学長、理事長等)が、総括責任者として提案を行うこととする。
- なお、機関の長が総括責任者となることについて、機関外の規定に抵触する等、機関の長が総括責任者となれないやむを得ない理由がある場合には、機関の長以外の者が総括責任者となることができるものとする。機関の長以外の者が総括責任者となる場合、総括責任者は、当該課題の実施に当たり、機関の長の役割・責任を果たすことを条件とする。
- (2) 提案に当たっては、機関としての組織的な取組であることから、一機関1つの提案とする。
- (3) 提案に当たっては、実施期間終了時に目指す具体的な成果の目標(以下「ミッションステートメント」という。)を作成することとする。

#### 7 実施課題の選定

- (1) 選定に係る審査は、外部有識者からなるワーキンググループにおいて、提出された提案書類による書面審査及び総括責任者等からのヒアリング審査の二段階審査により行い、その審査結果をもとに、科学技術・学術審議会研究計画・評価分科会科学技術振興調整費審査部会(以下「審査部会」という)における審議を経て選定する。なお、選定に当たっては、これまでの採択分を含め、特定の機関に集中することのないように配慮する。
- (2) 選定に係る評価項目及び審査基準は、以下のとおりとする。
- 計画について
- ア 計画の妥当性・効率性

- ・ 計画されている機関としての取組の内容は、女性研究者等のニーズを踏まえたものとなっているか。
- ・ 機関として取組を行うことにより、女性研究者をとりまく研究環境の改善が見込めるか。また、その環境の改善により、将来的な女性研究者の増加が期待できるものか。
- ・ 資金規模と取組の内容のバランスがとれているか（費用対効果は適切なものと言えるか。）
- ・ 全学的な実施体制の下に取組が行われているか。

#### イ 波及効果

- ・ 提案された取組内容は、他の研究機関に波及し得る先導的なモデルとなるものであるか。

#### 提案機関について

##### ア 提案機関における実績等

- ・ 女性研究者支援において、女性研究者の積極的な採用・登用、研究と出産・育児等との両立に係る取組についての現状・実績(達成目標を含む行動計画の策定、推進体制の整備など)は評価できるものか。
- ・ 機関における女性研究者の人数や今後の増加の見通しは、モデル構築のための支援対象として適切なものか。

##### イ 実施期間終了後の取組

- ・ 実施期間終了後においても取組の継続性を確保し得る体制となっているか。特に、機関の長のコミットメント及び終了後に自立して運営することを想定した資金計画があるか。

(3) 選定に当たっては、審査部会等の意見を踏まえ、計画の修正を求めることがある。

(4) 審査においてヒアリングを実施する提案機関に対しては、ヒアリングの日時、場所等を事務連絡先に通知する。審査結果は、審査終了後、提案書類に記された事務連絡先に通知する。

## 8 業務の実施

(1) 選定された実施機関は、提案書類の実施計画に即した年次計画及びこれに対応した経費の積算(以下「計画書等」という。)を作成し、科学技術振興機構を通じて文部科学省に提出する。なお、これらについては、調整の結果、修正を求めることがある。

(2) 実施機関は、ミッションステートメントを作成し、科学技術振興機構を通じて文部科学省に提出する。なお、本プログラムを開始するまでの間、選定時における審査部会等の意見を踏まえ、修正を求めることがある。

(3) 業務開始後のミッションステートメントの変更は原則として認められないが、変更

等しなければならない事情が生じた場合は、科学技術振興機構を通じて文部科学省の承認を得ることとする。

- (4) 文部科学省は、提出された計画書等について所要の調整を行い、財務省の承認を得た後、国の機関については示達（文部科学省以外の府省が所管する機関については所管府省に移替えの上、示達）、その他の場合は委託により業務の実施に必要な経費を配分する。

また、文部科学省は、実施機関に対し、直接経費の30%に相当する額を間接経費として配分する。

なお、委託する場合については、「科学技術・学術政策局、研究振興局及び研究開発局委託契約事務処理要領」に基づき委託契約を締結するものとする。

- (5) 実施機関は、計画書等に基づき業務を実施するほか、毎年度、業務の進捗状況及び経費の使用実績に関する報告書を作成し、文部科学省及び科学技術振興機構に提出する。また、実施に際し、文部科学省及び科学技術振興調整費プログラムオフィサーが、現地調査等の実施などにより進捗状況を把握する。
- (6) 実施機関は、業務終了後、取組の成果やミッションステートメントの達成状況等について成果報告書を速やかに作成し、科学技術振興機構を通じて文部科学省に提出する。
- (7) 成果報告書等をもとに、科学技術・学術審議会研究計画・評価分科会研究評価部会（以下「評価部会」という。）において、業務終了後に事後評価を実施する。評価に当たっては、必要に応じて総括責任者等からのヒアリングを行うものとする。なお、成果報告書及び評価部会による評価結果は、文部科学省が公表するとともに、文部科学省から総合科学技術会議に報告する。
- (8) ここに定めるもののほか、業務の実施に当たっては、文部科学省の指示に従うこととする。

(別表)

## 費目の内容

目 名	内 容
(国の機関の場合)	
委員手当 非常勤職員手当 諸謝金 試験研究旅費 外国旅費 委員等旅費 外国技術者等招へい旅費 招へい外国人滞在費 外来研究員等旅費 試験研究費	<ul style="list-style-type: none"><li>・国から委嘱された運営委員会等の委員に対する手当</li><li>・非常勤職員として採用する者(研究員等)に対する手当</li><li>・外部協力者(実施機関に所属する者を除く)の講演、原稿の執筆協力等に対する謝金</li><li>・常勤職員の国内出張(調査、実験、研究集会への出席等)に係る旅費</li><li>・常勤職員の外国出張(調査、実験、研究集会への出席等)に係る旅費</li><li>・国から委嘱された運営委員会等の委員に対する会議出席旅費</li><li>・外国人研究者の招へいに係る旅費</li><li>・招へい外国人研究者の滞在に係る経費</li><li>・非常勤職員の国内及び外国出張に係る経費</li><li>・外部協力者の試験研究等(調査、実験)に係る旅費</li><li>・業務の実施に要する物品購入、役務提供に係る経費</li><li>・国内での特許出願に係る経費</li><li>・研究補助者等の賃金</li></ul>
(国の機関以外の場合)	
科学技術総合研究委託費	<ul style="list-style-type: none"><li>a 設備備品費(単体で機能する備品で、単価が10万円以上、かつ耐用年数が1年以上の機械装置、工事器具備品、製造又は改良並びにその据付等に要するもの。)</li><li>b 試作品費(既製品としての器具機械等に手を加え、又は、開発要素を付加することにより、実験、検査等に使用できる装置。)</li><li>c 人件費(実施機関にて雇用し直接業務に従事する者の給与。国から交付金等で支弁される者の人件費は計上不可。)</li><li>d 業務実施費<ul style="list-style-type: none"><li>・消耗品費:設備備品、試作品には該当しない物品(試薬、書</li></ul></li></ul>

	<p>籍、既製品のソフトウェア等)の購入経費</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国内旅費：国内での出張に係る経費</li> <li>・外国旅費：外国へのお出張に係る経費（国内移動含む）</li> <li>・外国人等招へい旅費：外国からの研究者等の招へいに係る経費</li> <li>・諸謝金：外部協力者（実施機関に所属する者を除く）に対する会議への出席謝金。講義、講演等に対する謝金</li> <li>・会議開催費：研究運営委員会等の会議開催（会場（器機）借料、通信費等）に係る経費</li> <li>・通信運搬費：物品の運搬、データ通信に係る経費</li> <li>・印刷製本費：報告書、研究資料等の印刷、製本に係る経費</li> <li>・借損料：物品等の借損及び使用料に係る経費</li> <li>・雑役務費：データ分析、ソフトウェア開発等の役務の提供に係る経費</li> <li>・消費税相当額：非課税、不課税取引（人件費、諸謝金、国外移動に係る旅費等）の5%を外税として計上</li> </ul> <p>e 間接経費（直接経費（上記a～d）の30%）</p>
--	---

注) 1) 国の機関の場合、上記 から までに要する経費（直接経費）の30%に相当する額については、間接経費として、業務の実施に伴う研究機関の管理等に必要となる経費の態様に応じた費目に使用することができる。

注) 2) 原則として、施設に係る経費に直接経費は充当しないものとする。

### (3)「先端融合領域イノベーション創出拠点の形成」公募要領

#### 1 目的

長期的な観点からイノベーションの創出のために特に重要と考えられる先端的な融合領域において、産学官の協働により、次世代を担う研究者・技術者の育成を図りつつ、将来的な実用化を見据えた基礎的段階からの研究開発を行う拠点を形成する。

#### 2 対象とする先端融合領域

本プログラムで対象とする先端融合領域とは、従来の既存の分野、例えば、ナノテクノロジー、バイオテクノロジー、ITといった技術領域のみでは対応できない研究分野であって、社会的、技術的課題の解決に向けて複数分野の研究者・技術者が一体となって取り組むべき領域のうち、10年から15年程度先を見越した際に今後我が国が世界を先導できる可能性が見込まれるとともに、3年から5年後までに核となる技術シーズが確立され、実施期間終了までには産業化・実用化につながる成果となって、企業による市場創生のための取組が本格化することが見込める領域とする。

(先端融合領域例)

- ・人にやさしい統合的医療システムを実現するための工学、医学、薬学、理学などの融合領域
- ・次世代生物生産・利用を実現するための農学と工学の融合領域
- ・ナノ - 量子技術とIT技術の融合領域
- ・ナノ - 環境 - エネルギーの融合領域
- ・ナノ - バイオ - IT - 認知科学の融合領域
- ・ITとロボット技術の融合領域 (IRT)
- ・低消費基盤技術を創生するための材料からシステム階層までの融合領域
- ・光化学と生命科学の融合領域

上記のような異なった学問領域の融合のほか、イノベーション実現のための複数の技術要素の垂直的な融合も含む。なお、これらはいくまで例示であり、これらの領域に関する提案が優先的に採択されるわけではない。むしろ、これまでにない新たな分野の提案が望まれる。

#### 3 対象とする拠点化構想

対象とする拠点化構想は、計画当初からグローバルに展開する視点を持つ企業と対等な立場での協働体制を構築する構想であって、以下の3点の内容をいずれも含むものとする。

5年程度の比較的短期的な実用化を目指すのではなく、概ね10年～15年先を

見通し、革新的な技術の開発並びに新産業の創出などの大きな社会・経済的なインパクトをもたらす可能性がある先端融合領域において、「グローバルな拠点」(世界的な研究拠点)を形成する。

大学等と企業が、計画段階から対等の立場で連携し、将来的に我が国の経済・産業の国際競争力の強化に寄与するような成果をもたらすことを明確に意識した研究開発を実施する。

領域におけるイノベーションを担うために、大学等と企業の双方の現場において必要とされる次世代の研究者・技術者等の人材育成を行う。

#### 4 拠点化構想の要件

3で示した拠点化構想の実施に当たっては、以下の4点の要件をいずれも満たすこととする。

提案する先端融合領域における研究開発が、どのようなイノベーションにつながるのか、応用可能性を目指したものであるかについて、明確なビジョンを有していること。

初期段階から大学等と企業が対等に連携することを原則とし、企業からの研究資源の提供などの負担面について明確なコミットメントを得ているものであること。

イノベーションを指向した目標達成型の研究開発システムを形成していくため、企業が研究資源を出しやすい特別の規則(知的財産の取扱い規則や機密保持規則等)を設けるなど、これまでの現状を打破するシステムの改革をあわせて行うこと。

人材の流動化策(現給保障制度や能力給制度等)の導入や若手、女性、外国人等を積極的に登用するなど、機関や学問領域を越えて、先端融合領域を担う優秀な人材を育成するものであること。

#### 5 対象機関

以下の ~ の機関を対象とする。

大学又は大学共同利用機関

国立試験研究機関

独立行政法人

#### 6 実施期間

原則として10年とする。ただし、当初の3年間は拠点の本格化に向けた絞り込みのための期間と位置づける。このため、実施機関は、協働機関と連携した拠点づくりを進める中で、研究開発の役割分担や知的財産の取扱い規則が実態に適合するかどうかや、協働機関のコミットメントの詳細について早急に整理し、拠点化における堅牢な連携体制

を確立することとする。

このような堅牢な連携体制の整備状況や同体制の下で得られた成果等を踏まえ、原則として3年目に再審査を行う。再審査においては、継続して実施する課題（原則として再審査対象課題の3分の1程度）を選定する。

また、業務開始後7年目（再審査後4年目）に中間評価を行い、中間評価の結果に応じて、計画の変更、業務の中止等の見直しを行う。中間評価においては、7年目までの目標が達成できているかどうかについて確認した上で、継続の可否を決めることとし、優れた成果が上げられる見込みが無いものについては、原則として業務を中止することとする。

## 7 拠点化構想の策定

本プログラムにより先端融合領域イノベーション創出拠点の形成を図る機関(以下「実施機関」とする。)となることを希望する機関は、本公募要領に定める様式に従って拠点化構想を策定することとする。拠点化構想は、科学技術振興調整費による実施機関の取組だけでなく、協働体制をとる企業(以下「協働機関」という。)の取組や実施期間終了後の取組も含めた総合的かつ長期的な構想(産学協働体制による10～15年の構想)として策定することとする。また、実施機関は、拠点化構想において示した研究開発、人材育成等を含む組織運営に係る事項のうち、科学技術振興調整費の充当が適当と考える事項についての具体的な計画(以下「調整費充当計画」という。)についても、拠点化構想とあわせて策定することとする。

なお、本プログラムでいう「拠点」とは実施機関と協働機関が行う研究実施場所の総称であり、拠点の中心は実施機関側にあることが必要であるが、実施機関内のみならず研究実施場所を限定するものではない。この場合において、協働機関が行う研究実施場所とは、本課題に係る研究を行い、かつ、当該研究について実施機関側からの指示に基づき行われている等、実施機関側の研究実施場所と一体管理されている場所をいう。

## 8 費用

- (1) 調整費充当計画の実現に必要な経費については、文部科学省から(他府省所管の国立試験研究機関等の機関・組織については所管府省を經由して)支給する。使用できる費目の種類は、原則として別表に示すものとする。
- (2) 科学技術振興調整費により充当する1拠点当たりの経費は、年間5～10億円(間接経費を含む。)とする。ただし、当初の3年間については、先端融合領域の絞り込みのための期間と位置づけ、年間3億円程度(間接経費を含む。)とする。
- (3) 協働機関からの研究資源等のコミットメントは、原則として、科学技術振興調整費による各実施機関に支給される経費と同等規模以上であることを条件とする。(ただし、

当初3年間及びその後7年間の各期間のコミットメント総額がそれぞれ同等規模程度である限り、年度間のコミットメントの変動は認められる。)

(協働機関におけるコミットメントの例)

- ・研究費、消耗品・備品等の提供
- ・研究施設・設備等の提供
- ・研究者・技術者等の派遣(当該人材の人件費は企業が負担する。)
- ・拠点における協働体制において協働機関が自ら実施する研究開発等(ただし、協働機関が本来的に実施する研究開発等と明確に区別できるものであって、詳細に検証可能な場合に限ることとする。)に係る経費

## 9 提案書類等

(1) 提案書類は、様式4-1から4-14によるものとし、機関の長(学長、理事長等)が総括責任者となり、協働機関と協議・調整を行った上で、共同提案として提案することとする。その際、協働機関に対して、拠点化構想やミッションステートメントについて、確実に同意を得ることとする。

なお、機関の長が総括責任者となることについて、機関外の規定に抵触する等、機関の長が総括責任者となれないやむを得ない理由がある場合には、機関の長以外の者が総括責任者となることができるものとする。機関の長以外の者が総括責任者となる場合、総括責任者は、当該課題の実施に当たり、機関の長の役割・責任を果たすことを条件とする。

(2) 提案に当たっては、協働機関と協議・調整を行った上で、絞り込み期間終了時(3年目)、中間時(7年目)及び終了時(10年目)に目指す具体的な研究開発システムの改革により生み出される成果の目標(以下「ミッションステートメント」という。)を作成することとする。

(3) 様式4-13の協働機関のコミットメントに係る確認書については、当該コミットメントの内容に関して権限を有する者が作成し、原則として提案時までには職印(機関名(社名)、役職名を表示したもの)を押印することとする。職印がない場合には、権限を有する者の記名押印のほか、社判を押印することとする。

## 10 実施課題の選定

(1) 選定に係る審査は、外部有識者からなるワーキンググループにおいて、提出された提案書類による書面審査及び総括責任者等からのヒアリング審査の二段階審査により行い、その審査結果をもとに、科学技術・学術審議会研究計画・評価分科会科学技術振興調整費審査部会(以下「審査部会」という)における審議を経て選定する。なお、選定に当たっては、地域の知の拠点づくりの観点から、これまでに採択されていない

機関からの提案を優先して採択する。

(2) 選定に係る評価項目及び審査基準は、以下のとおりとする。

#### 拠点化構想

##### ア システム改革の内容

- ・ 拠点化構想の内容は、「3 対象とする拠点化構想」で示した3点の内容をいずれも含んでいるか。また、「4 拠点化構想の要件」で示した4点の要件をいずれも満たすものであるか。
- ・ 優れた成果が見込まれるシステム改革であるか。単なる研究費の支援になっていないか。
- ・ 目指すシステム改革の目標が明確であるか。また、改革目標と現状の間を克服するための方策が具体的であるか。

##### イ 協働体制

- ・ 実施機関と協働機関の責任体制・役割分担が明確であるか（実施機関、協働機関がそれぞれ共通の目標の下にそれぞれの有するポテンシャルを最大限活用しつつ明確な責任・役割分担で効率よく拠点の形成を行う体制となっているか。）。
- ・ イノベーションの創出を図る先端融合領域における主要な要素技術に関して、国際的に十分な実績を有する研究者・技術者を確保するための仕組みが備えられているか。
- ・ 協働体制の構築に必要な進行管理、連携のための方策（技術的・人的・物的・経理的資源の確保、運営委員会の設置等）は最も適切なものとなっているか。
- ・ 拠点形成に当たっての協働機関からの明確なコミットメント（研究費、研究設備等、研究者の質や数等）が示されているか。
- ・ 知的財産権を含む研究成果の取扱いの方針や機密情報保持のための方策は明確なものとなっているか。

##### ウ 先端融合領域及び研究開発の妥当性・将来性

- ・ 拠点の中で取り組む領域及び研究内容は、国際的な研究動向、水準から妥当なものと考えられるか。
- ・ 実施機関及び協働機関における研究実績（イノベーション創出を図る先端融合領域における主要な要素技術に関する実績等）は、国際的な水準等から妥当なものと考えられるか。
- ・ 10～15年といった長期的な視点、イノベーションの創出という視点から見て、有望であると期待できる領域、研究内容であるか。単なる長期的な基礎研究になっていないか。

##### エ 本プログラムによる絞り込み期間終了時（3年目）、中間時（7年目）及び実施期間終了後（10年後）の目標及び構想

- ・ 目標及び構想が、実施機関及び協働機関の現状にかんがみて実現可能なものと見込まれるか。
- ・ 実施期間終了後、構築した拠点・システムを自立的に維持、運営、発展させるための方策が明確に示されているか。
- ・ 不確定性というリスクに比して、成功した場合のアウトカムは十分に大きいと見込まれるか。

#### オ 波及効果

- ・ 提案されたシステム改革は、他の機関におけるシステム改革に資するような先導的なものであるか。
- ・ 我が国における、産学協働によるイノベーション創出のモデルとなることが期待されるか。
- ・ 拠点の中で取り組む研究開発から見込まれるイノベーションの波及効果は、社会的・経済的視点から妥当か。

#### カ 資金計画

- ・ 資金（自己資金、協働機関からの資金、科学技術振興調整費等の外部資金等を合わせたすべて）の戦略的配分等、システム改革に資する工夫が見られるか。
- ・ 調整費充当計画及び協働機関からのコミットメントは、拠点化構想の実現に資するものであるか。
- ・ 拠点化構想全体の中で、調整費充当計画及び協働機関からのコミットメントは合理的に位置づけられているか。

#### 人材育成

- ・ 先端融合領域における優れた研究者を育成するための工夫が見られるか。
- ・ 人材の活用策は適切か（単なる研究者等の雇用策にとどまっていないか。将来を担う若手研究者を育成する観点はあるか。）
- ・ 人材育成の考え方、目標とする人材像は、産学双方のニーズを十分に踏まえたものとなっているか（産学双方で真に求められている研究者・技術者等を育成するものとなっているか。）
- ・ 新たな領域の創成とともに、将来的に当該領域を支えるための人材を育成する仕組みが構築されるか。

#### 拠点の運営体制

- ・ 総括責任者が拠点化構想実現のために必要な権限と責任を有し、リーダーシップを十分に発揮できる体制となっているか。
- ・ 研究部門のみではなく、管理部門、研究支援部門等がそれぞれ責任者を置き、責任体制を明確化するなど総括責任者の指揮の下に十分に機能する体制となっているか。

- ・ 機関・分野を越え、国内外から研究開発を進める上で必要とされる優秀な研究者の確保が図られるか。
- ・ 若手研究者、女性研究者、外国人研究者等の多様な人材の積極的な活用が図られているか。

- (3) 選定に当たっては、審査部会等の意見を踏まえ、計画の修正を求めることがある。
- (4) 審査においてヒアリングを実施する提案機関に対しては、ヒアリングの日時、場所等を事務連絡先に通知する。審査結果は、審査終了後、提案書類に記された事務連絡先に通知する。

## 11 業務の実施

- (1) 選定された実施機関は、拠点の形成に当たり、拠点化構想に基づき目的、研究開発・人材育成の内容、責任分担、協働機関からのコミットメント、知的財産権の取扱い等を規定した協働実施契約を協働機関と速やかに締結する。なお、実施機関は、協働実施契約の写しを別途指示する期限までに科学技術振興機構を通じて文部科学省に提出する。
- (2) 実施機関及び協働機関は、拠点化構想及び協働実施契約に即した年次計画及びこれに対応した経費の積算（以下「計画書等」という。）を作成し、科学技術振興機構を通じて文部科学省に提出する。なお、これらについては、調整の結果、修正を求めることがある。
- (3) 実施機関は、ミッションステートメントを作成し、科学技術振興機構を通じて文部科学省に提出する。なお、本プログラムを開始するまでの間、選定時における審査部会等の意見を踏まえ、修正を求めることがある。
- (4) 業務開始後のミッションステートメントの変更は原則として認められないが、変更等しなければならない事情が生じた場合は、科学技術振興機構を通じて文部科学省の承認を得ることとする。
- (5) 文部科学省は、提出された計画書等について所要の調整を行い、財務省の承認を得た後、国の機関については示達（文部科学省以外の府省が所管する機関・組織については所管府省に移替えの上、示達）、その他の場合は委託により業務の実施に必要な経費を配分する。

また、文部科学省は、実施機関に対し、直接経費の30%に相当する額を間接経費として配分する。

なお、委託する場合については、「科学技術・学術政策局、研究振興局及び研究開発局委託契約事務処理要領」に基づき委託契約を締結するものとする。

- (6) 実施機関は、拠点化構想、ミッションステートメント及び調整費充当計画の実現状況についての評価を行うため、外部有識者から構成される諮問委員会を設置し、随時

進捗状況を説明し、必要な助言を仰ぐこととする。

諮問委員会には、必要に応じ、産業化に係る諸制度の所管省庁の担当者も加えることとする。

また、文部科学省及び科学技術振興調整費プログラムオフィサーは、必要に応じて諮問委員会に参画するとともに、現地調査等の実施により進捗状況を把握し、必要に応じて助言を行う。

- (7) 実施機関は、計画書等に基づき業務を実施するほか、毎年度、業務の進捗状況及び経費の使用実績に関する報告書を作成し、協働機関の確認を得た上で文部科学省及び科学技術振興機構に提出する。
- (8) 実施機関は、業務開始後3年目に、改めて拠点化構想及びミッションステートメントを見直した提案書類を協働機関と協議・調整を行った上で文部科学省に提出する。提出された提案書をもとに、科学技術振興調整費審査部会において再審査を行う。なお、再審査の結果は、文部科学省が公表するとともに、文部科学省から総合科学技術会議に報告する。
- (9) 実施機関は、業務開始後7年目及び業務終了後、拠点化構想及びミッションステートメントの達成状況等について成果報告書を速やかに作成し、科学技術振興機構を通じて文部科学省に提出する。
- (10) 成果報告書等をもとに、科学技術・学術審議会研究計画・評価分科会研究評価部会（以下「評価部会」という。）において、業務開始後7年目に中間評価、業務終了後に事後評価を実施する。評価に当たっては、必要に応じて総括責任者等からのヒアリングを行うものとする。なお、成果報告書及び評価部会による評価結果は、文部科学省が公表するとともに、文部科学省から総合科学技術会議に報告する。
- (11) 総括責任者に人事異動があったときは、拠点化構想が後任者に確実に引き継がれることについて、諮問委員会の確認を得た上で文部科学省に報告することとする。
- (12) ここに定めるもののほか、業務の実施に当たっては、文部科学省の指示に従うこととする。

(別表)

## 費目の内容

目 名	内 容
(国の機関の場合)	
委員手当 非常勤職員手当 諸謝金 試験研究旅費 外国旅費 委員等旅費 外国技術者等招へい旅費 招へい外国人滞在費 外来研究員等旅費 試験研究費	<ul style="list-style-type: none"><li>・国から委嘱された運営委員会等の委員に対する手当</li><li>・非常勤職員として採用する者(研究員等)に対する手当</li><li>・外部協力者(実施機関に所属する者を除く)の講演、原稿の執筆協力等に対する謝金</li><li>・常勤職員の国内出張(調査、実験、研究集会への出席等)に係る旅費</li><li>・常勤職員の外国出張(調査、実験、研究集会への出席等)に係る旅費</li><li>・国から委嘱された運営委員会等の委員に対する会議出席旅費</li><li>・外国人研究者の招へいに係る旅費</li><li>・招へい外国人研究者の滞在に係る経費</li><li>・非常勤職員の国内及び外国出張に係る経費</li><li>・外部協力者の試験研究等(調査、実験)に係る旅費</li><li>・業務の実施に要する物品購入、役務提供に係る経費</li><li>・国内での特許出願に係る経費</li><li>・研究補助者等の賃金</li></ul>
(国の機関以外の場合)	
科学技術総合研究委託費	<ul style="list-style-type: none"><li>a 設備備品費(単体で機能する備品で、単価が10万円以上、かつ耐用年数が1年以上の機械装置、工事器具備品、製造又は改良並びにその据付等に要するもの。)</li><li>b 試作品費(既製品としての器具機械等に手を加え、又は、開発要素を付加することにより、実験、検査等に使用できる装置。)</li><li>c 人件費(実施機関にて雇用し直接業務に従事する者の給与。国から交付金等で支弁される者の人件費は計上不可。)</li></ul>

	<p>d 業務実施費</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 消耗品費：設備備品、試作品には該当しない物品（試薬、書籍、既製品のソフトウェア等）の購入経費</li> <li>・ 国内旅費：国内での出張に係る経費</li> <li>・ 外国旅費：外国へのお出張に係る経費（国内移動含む）</li> <li>・ 外国人等招へい旅費：外国からの研究者等の招へいに係る経費</li> <li>・ 諸謝金：外部協力者（実施機関に所属する者を除く）に対する会議への出席謝金。講義、講演等に対する謝金</li> <li>・ 会議開催費：研究運営委員会等の会議開催（会場（器機）借料、通信費等）に係る経費</li> <li>・ 通信運搬費：物品の運搬、データ通信に係る経費</li> <li>・ 印刷製本費：報告書、研究資料等の印刷、製本に係る経費</li> <li>・ 借損料：物品等の借損及び使用料に係る経費</li> <li>・ 雑役務費：データ分析、ソフトウェア開発等の役務の提供に係る経費</li> <li>・ 消費税相当額：非課税、不課税取引（人件費、諸謝金、国外移動に係る旅費等）の5%を外税として計上</li> </ul> <p>e 間接経費（直接経費（上記 a ~ d）の30%）</p>
--	--

注) 1) 国の機関の場合、上記 から までに要する経費（直接経費）の30%に相当する額については、間接経費として、業務の実施に伴う研究機関の管理等に必要となる経費の態様に応じた費目に使用することができる。

注) 2) 原則として、施設に係る経費に直接経費は充当しないものとする。

## (4)「地域再生人材創出拠点の形成」公募要領

### 1 目的

大学等有する個性・特色を活かし、将来的な地域産業の活性化や地域の社会ニーズの解決に向け、地元で活躍し、地域の活性化に貢献し得る人材の育成を行うため、地域の大学等（又は地域の大学等のネットワーク）が地元の自治体との連携により、科学技術を活用して地域に貢献する優秀な人材を輩出する「地域の知の拠点」を形成し、地方分散型の多様な人材を創出するシステムを構築する。

### 2 対象とする業務

地域の自治体（都道府県又は特別区を含む市町村）と連携した、科学技術を活用した地域再生のための人材の養成を目的とした取組（以下「地域再生人材養成ユニット」という。）として、以下の2つを対象とする。また、連携を図る自治体は、本プログラムの選定の結果を受けて、本プログラムを活用することを盛り込んだ地域再生計画を策定し、内閣総理大臣の認定を受けることを要件とする。ただし、単なる公開講座と同様の取組や、自然科学分野を含まない取組については対象としない。

地域の大学等の個性を活かした人材養成ユニット（地域発の新産業創出や地域の活性化等のための基盤を支える人材の養成等）

地域の特色を活かした人材養成ユニット（防災、環境、地域医療、少子・高齢化等の地域固有の社会ニーズに対応した人材の養成等）

地域再生計画の認定申請等については、下記のURLを参照して下さい。

<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/tiikisaisei/index.html>

<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/tiikisaisei/sinsei.html>

### 3 地域再生人材養成ユニットとしての要件

地域再生人材養成ユニットの設置に当たっては、以下の4点の要件をいずれも満たすこととする。

地域の大学等と地元の自治体（都道府県又は特別区を含む市町村）が共同で人材養成に取り組むものであること。

特定非営利活動法人（NPO）や地域住民、関係団体等を通じて、地域社会や地場産業のニーズを十分に把握した上でテーマを設定し、カリキュラムに十分反映させていること。

養成された人材が地元で活躍し、当該地域の活性化に貢献する「地域密着型」の取組であること。

から に掲げた事項の具体的な裏付けがあること（例：地元の自治体や民間事

業者等が地域再生人材養成ユニットへ職員を派遣する、育成された人材を活用する等)

#### 4 対象機関

大学、大学共同利用機関又は高等専門学校を対象とする。

#### 5 実施期間

原則として5年間とする。ただし、業務開始後3年目に中間評価を行い、中間評価の結果に応じて、計画の変更、業務の中止等の見直しを行う。なお、中間評価においては、3年目までの目標が達成できているかどうかについて確認した上で業務継続の可否を決めることとし、優れた成果が上げられていないものについては、原則として業務を中止することとする。

#### 6 地域再生人材創出構想の策定

本プログラムにより地域再生人材養成ユニットを設置する機関(以下「実施機関」という。)となることを希望する機関は、本公募要領に定める様式に従って地域再生人材創出構想を策定することとする。地域再生人材創出構想は、地域再生人材養成ユニットによる取組だけでなく、地域再生に向けて大学等の知的・人的資源を活用するための構想として、地元の自治体と連携して策定することとする。その際、選定後に、自治体が認定申請予定の地域再生計画における地域再生人材養成ユニットの位置付けについても明記することとする。

#### 7 費用

(1) 業務の実施に必要な経費については、文部科学省から支給する。使用できる費目の種類は、原則として別表に示すものとする。

(2) 1課題当たりの経費は、原則として年間5千万円(間接経費を含む。)を上限とする。

#### 8 提案書類等

(1) 提案書類は、様式5-1から5-9によるものとし、機関の長(学長、理事長)が総括責任者となり、地域再生人材養成ユニットを設置するに当たって連携を図る地元自治体と協議・調整を行った上で、共同提案として提案を行うこととする。また、大学等のネットワークとして提案する場合は、代表となる機関から提案を行うこととする。

なお、機関の長が総括責任者となることについて、機関外の規定に抵触する等、機関の長が総括責任者となれないやむを得ない理由がある場合には、機関の長以外の者

が総括責任者となることができるものとする。機関の長以外の者が総括責任者となる場合、総括責任者は、当該課題の実施に当たり、機関の長の役割・責任を果たすことを条件とする。

- (2) 提案に当たっては、中間時(3年目)及び終了時(5年目)に目指す具体的な成果の目標(以下「ミッションステートメント」という。)を作成することとする。

## 9 実施課題の選定

- (1) 選定に係る審査は、外部有識者からなるワーキンググループにおいて、提出された提案書類による書面審査及び総括責任者からのヒアリング審査の二段階審査により行い、その審査結果をもとに、科学技術・学術審議会研究計画・評価分科会科学技術振興調整費審査部会(以下「審査部会」という。)における審議を経て選定する。

- (2) 選定に係る評価項目及び審査基準は、3に示した4要件の他、以下のとおりとする。

### 地域再生人材創出構想

#### ア 計画の妥当性

- ・ 地域のニーズを十分に反映した構想となっているか。
- ・ 養成された人材が地元で活躍するための具体的な方策が明確になっているか。
- ・ 目標とする養成人材像とその到達スキルレベルが明確かつ適切か。
- ・ 地域再生人材養成ユニットの規模と構成が適切か。また、目標実現のために有効な養成方法となっているか。
- ・ 養成された人材が地元で活躍するための具体的な方策が明確になっているか。
- ・ カリキュラムの内容について、既存の教育内容に照らして新規性があるか。また、公開講座のように対象を特定化しない講義を実施するだけのものとなっていないか。

#### イ 計画の効率性・実効性

- ・ 資金規模と養成対象者・目標人数のバランスがとれているか。
- ・ 地域再生人材養成ユニットの運営方法は適正なものか。

#### ウ 波及効果

- ・ 地域の企業や地元地域への波及効果が期待できるものか。
- ・ 他の人材養成機関への波及効果が期待できるものか。

#### エ 自治体との連携

- ・ 地域の自治体との連携は適切に図れているか。
- ・ 地域の自治体のコミットメントは適切なものとなっているか。
- ・ 育成された人材が地元で活躍できるための支援策が検討されているか。

#### オ 地域活性化の観点

- ・ 地域の大学等としての個性あるいは地域の特色が活かされているか。

- ・ 養成された人材が当該地域で効果的に活躍できるか。また、それにより地域の活性化に高い効果が得られるか。
- ・ ミッションステートメント等において、養成された人材が当該地域の活性化に向けてどのように活躍するのかを含め、具体的な目標が設定されているか。また、当該目標が妥当か。

#### 提案機関

##### ア 関連分野における研究実績等

- ・ 地域再生人材養成ユニットを設置しようとしている分野において、提案機関は高い実績を有しているか。また、人材養成従事予定者は、当該業務を実施する能力を有しているか。
- ・ 業務の大部分を提案機関以外の機関が実施する計画となっていないか。

##### イ 実施期間終了後の取組

- ・ 業務の実施期間終了後においても取組の継続性が確保されるか。特に、機関の長のコミットメント及び終了後に自立して運営することを想定した資金計画があるか。

(3) 選定に当たっては、審査部会等の意見を踏まえ、計画の修正を求めることがある。

(4) 審査においてヒアリングを実施する提案機関に対しては、ヒアリングの日時、場所等を事務連絡先に通知する。審査結果は、審査終了後、提案書類に記された事務連絡先に通知する。

(5) 選定後の手続として、選定を受けた実施機関と連携を図る自治体は、選定された課題を活用することを盛り込んだ地域再生計画を策定し、内閣府が定めるスケジュールに基づき、内閣総理大臣に認定申請を行うものとする。

## 10 業務の実施

(1) 選定された実施機関は、自治体と共同で認定を受けた地域再生計画に連動して業務を実施することとする。

(2) 実施機関は、提案書類の地域再生人材創出構想に即した年次計画及びこれに対応した経費の積算(以下「計画書等」という。)を作成し、科学技術振興機構を通じて文部科学省に提出する。なお、これらについては、調整の結果、修正を求めることがある。

(3) 実施機関は、ミッションステートメントを作成し、科学技術振興機構を通じて文部科学省に提出する。なお、本プログラムを開始するまでの間、選定時における審査部会等の意見を踏まえ、修正を求めることがある。

(4) 業務開始後のミッションステートメントの変更は原則として認められないが、変更等しなければならぬ事情が生じた場合は、科学技術振興機構を通じて文部科学省の承認を得ることとする。

- ( 5 ) 文部科学省は、提出された計画書等について所要の調整を行い、財務省の承認を得た後、委託により業務の実施に必要な経費を配分する。
- また、文部科学省は、実施機関に対し、直接経費の30%に相当する額を間接経費として配分する。
- なお、委託については、「科学技術・学術政策局、研究振興局及び研究開発局委託契約事務処理要領」に基づき委託契約を締結するものとする。
- ( 6 ) 実施機関は、計画書等に基づき業務を実施するほか、毎年度、業務の進捗状況及び経費使用実績に関する報告書を作成し、科学技術振興機構を通じて文部科学省に提出する。また、実施に際し、文部科学省及び科学技術振興調整費プログラムオフィサーが、現地調査等の実施などにより進捗状況を把握する。
- ( 7 ) 実施機関は、業務開始後3年目及び業務終了後、地域再生人材創出構想及びミッションステートメントの達成状況等について成果報告書を速やかに作成し、科学技術振興機構を通じて文部科学省に提出する。
- ( 8 ) 成果報告書等をもとに、科学技術・学術審議会研究計画・評価分科会研究評価部会（以下「評価部会」という。）において、業務開始後3年目に中間評価、業務終了後に事後評価を実施する。評価に当たっては、必要に応じて総括責任者等からのヒアリングを行うものとする。なお、成果報告書及び評価部会による評価結果は、文部科学省が公表するとともに、文部科学省から総合科学技術会議に報告する。
- ( 9 ) ここに定めるもののほか、業務の実施に当たっては、文部科学省の指示に従うこととする。

(別表)

## 費目の内容

目 名	内 容
(国の機関の場合)	
委員手当 非常勤職員手当 諸謝金 試験研究旅費 外国旅費 委員等旅費 外国技術者等招へい旅費 招へい外国人滞在費 外来研究員等旅費 試験研究費	<ul style="list-style-type: none"><li>・国から委嘱された運営委員会等の委員に対する手当</li><li>・非常勤職員として採用する者(研究員等)に対する手当</li><li>・外部協力者(実施機関に所属する者を除く)の講演、原稿の執筆協力等に対する謝金</li><li>・常勤職員の国内出張(調査、実験、研究集会への出席等)に係る旅費</li><li>・常勤職員の外国出張(調査、実験、研究集会への出席等)に係る旅費</li><li>・国から委嘱された運営委員会等の委員に対する会議出席旅費</li><li>・外国人研究者の招へいに係る旅費</li><li>・招へい外国人研究者の滞在に係る経費</li><li>・非常勤職員の国内及び外国出張に係る経費</li><li>・外部協力者の試験研究等(調査、実験)に係る旅費</li><li>・業務の実施に要する物品購入、役務提供に係る経費</li><li>・国内での特許出願に係る経費</li><li>・研究補助者等の賃金</li></ul>
(国の機関以外の場合)	
科学技術総合研究委託費	<ul style="list-style-type: none"><li>a 設備備品費(単体で機能する備品で、単価が10万円以上、かつ耐用年数が1年以上の機械装置、工事器具備品、製造又は改良並びにその据付等に要するもの。)</li><li>b 試作品費(既製品としての器具機械等に手を加え、又は、開発要素を付加することにより、実験、検査等に使用できる装置。)</li><li>c 人件費(実施機関にて雇用し直接業務に従事する者の給与。国から交付金等で支弁される者の人件費は計上不可。)</li><li>d 業務実施費<ul style="list-style-type: none"><li>・消耗品費:設備備品、試作品には該当しない物品(試薬、書</li></ul></li></ul>

	<p>籍、既製品のソフトウェア等)の購入経費</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国内旅費：国内での出張に係る経費</li> <li>・外国旅費：外国へのお出張に係る経費（国内移動含む）</li> <li>・外国人等招へい旅費：外国からの研究者等の招へいに係る経費</li> <li>・諸謝金：外部協力者（実施機関に所属する者を除く）に対する会議への出席謝金。講義、講演等に対する謝金</li> <li>・会議開催費：研究運営委員会等の会議開催（会場（器機）借料、通信費等）に係る経費</li> <li>・通信運搬費：物品の運搬、データ通信に係る経費</li> <li>・印刷製本費：報告書、研究資料等の印刷、製本に係る経費</li> <li>・借損料：物品等の借損及び使用料に係る経費</li> <li>・雑役務費：データ分析、ソフトウェア開発等の役務の提供に係る経費</li> <li>・消費税相当額：非課税、不課税取引（人件費、諸謝金、国外移動に係る旅費等）の5%を外税として計上</li> </ul> <p>e 間接経費（直接経費（上記a～d）の30%）</p>
--	---

注) 1) 国の機関の場合、上記 から までに要する経費（直接経費）の30%に相当する額については、間接経費として、業務の実施に伴う研究機関の管理等に必要となる経費の態様に応じた費目に使用することができる。

注) 2) 原則として、施設に係る経費に直接経費は充当しないものとする。

## (5)「アジア・アフリカ科学技術協力の戦略的推進」公募要領

### (5-1) 戦略的環境リーダー育成拠点形成

#### 1 目的

イノベーション25に掲げる「世界に開かれた大学づくり」と「世界の環境リーダーの育成」の一環として、また、「科学技術外交の強化」に掲げる「世界の環境リーダーの育成」を推進するため、途上国における環境問題の解決に向けたリーダーシップを発揮する人材（環境リーダー）を育成する拠点を形成する。

#### 2 対象とする取組

機関の長によるトップダウン・戦略的な運営体制の下、グローバルな視点を涵養する国際的に開かれた人材育成環境を構築し、諸外国の課題解決に活躍し貢献できる人材を育成する効果的なシステム（国際リーダー育成システム）をつくりあげる。

このシステムの下で、修士・博士課程相当のアジア諸国等からの留学生と我が国の学生が共に学びつつ、我が国の優れた環境技術や政策をこれらの諸国で応用可能な形で習得し、修了後は、優れた環境リーダーとして、これら諸国等で活躍できる人材（国外リーダー）、及び我が国で途上国の課題に対応した環境技術開発や環境政策推進にあたる人材（国内リーダー）を育成する「環境リーダー育成プログラム」を産業界と協力しつつ策定・実施する。

なお、留学生に対する渡航費や生活費等への支援も含め、実施機関が来日する留学生への支援措置を十分にとることが重要であり、関連施策<sup>(\*)</sup>の活用や機関独自の取組も含め、当該措置を確保することとする。

[ \* 関連施策の例（今後募集予定のプログラム）：「21世紀東アジア青少年大交流計画」 ]

#### 国際リーダー育成システムの例

- ・原則英語による講義
- ・留学生への支援システムの構築
- ・機関の長等によるトップダウン・戦略的な運営体制の構築
- ・諸外国の課題やニーズに対応した機動的な人材育成手法の確立 等

#### 3 環境リーダー育成プログラムの内容

2で示した環境リーダー育成プログラムの策定に当たっては、以下の点に留意することとする。

- 1) 各機関が既存の環境学系大学院カリキュラムと、本取組で新たに設置するカリキュラムとを組み合わせるものであること。

- 2) 育成対象者は国外リーダー候補者（留学生）と国内リーダー候補者の双方が含まれ、当該候補者の選抜については、公平かつ透明性の高い方法で行われること。
- 3) 講義や演習等は、学生間の活発な意見交換や交流の下、アジア地域等の環境問題に対する認識を共有し、その解決等に必要な環境政策や技術を体系的に修得できるものであること。
- 4) 将来各国で環境リーダーとしてリーダーシップを発揮するに必要な能力を身につけるために、環境に係る自然科学分野と人文・社会科学分野をバランスよく履修し、幅広い学識を修得するものであること。
- 5) 講義・演習のみではなく、企業等へのインターンシップや研究開発への参画等、実践的な育成カリキュラムとなっていること。
- 6) 留学生の受け入れ形態については、原則として下記のいずれか（又は双方）であること。

基本コース（育成期間：1年間）

アジア諸国等の大学と日本の大学が連携し、アジア諸国等の大学に所属する大学院生を1年間受け入れる。

長期コース（育成期間：2 - 3年間）

アジア諸国等からの留学生を正規の大学院生（修士・博士課程）として受け入れる。

- 7) 育成された環境リーダーと大学等との密接な関係を継続するための活動（定期的なセミナー、情報誌の発行、インターネットなども活用した意見交換の場の設定等）を行い、環境リーダーとの関係を維持・発展させること。

#### 【環境リーダー育成プログラムのイメージ】

学際的なコア・カリキュラムによりアジア諸国等の環境問題の実情、及び環境政策立案に資する制度や技術を体系的に学ぶ。

途上国のニーズに応え政策的課題の解決に役立つ研究を実施する（学位論文等の課題として）。

企業・研究（研修）機関等での研修により、実地の知識や経験を身につける。

上記を達成するために、研究機関・企業等や途上国出身の人材が指導者としてプログラムへ参画する。

基本コースの場合、留学生が母国と我が国の大学の2つの学位取得を可能にするなど、環境分野に係る幅広い知識を習得できるプログラムを構築することが望まれる。

長期コースの場合、主に1年目は講義・演習、2 - 3年目は論文作成のための研究を行う。また、研究テーマとしては、アジア地域等の環境問題の解決に貢献できる内容\*とする。

\* (例) 各国・地域に適合した脱温暖化社会の設計、森林の維持と利用、資源循環と廃棄物管理、途上国での低炭素化社会の実現方策、省エネルギー都市システムの設計、省エネルギー製造技術 等

#### 4 対象機関

大学・大学共同利用機関を対象とする。

#### 5 実施期間

原則として5年間とする。ただし、業務開始後3年目に中間評価を行い、中間評価の結果に応じて、計画の変更、業務の中止等の見直しを行う。なお、中間評価においては、3年目までの目標が達成できているかどうかについて確認した上で業務継続の可否を決めることとし、優れた成果が上げられていないものについては、原則として業務を中止することとする。

#### 6 費用

- (1) 業務の実施に必要な経費については、文部科学省から(他府省所管の国立試験研究機関等の機関については所管府省を経由して)国内機関(代表機関を含む)に対し支給する。本プログラムにおいて使用できる費目の種類は、原則として別表に示すものとする。
- (2) 1課題当たりの経費は、原則として年間1億円(間接経費を含む。)を上限とする。

#### 7 提案書類等

- (1) 提案書類は、様式6 - 1から6 - 9によるものとし、機関の長(学長、理事長等)が、総括責任者として提案を行うこととする。

なお、機関の長が総括責任者となることについて、機関外の規定に抵触する等、機関の長が総括責任者となれないやむを得ない理由がある場合には、機関の長以外の者が総括責任者となることができるものとする。機関の長以外の者が総括責任者となる場合、総括責任者は、当該課題の実施に当たり、機関の長の役割・責任を果たすことを条件とする。

- (2) 提案に当たっては、機関としての組織的な取組であることから、一機関1つの提案とする。

- (3) 提案に当たっては、中間時(3年目)及び終了時(5年目)に目指す具体的な成果の目標(以下「ミッションステートメント」という。)を作成することとする。
- (4) 国の支援施策の活用や独自経費の措置等、留学生を支援する十分な財源的な担保措置状況を示すこと。

## 8 実施課題の選定

- (1) 選定に係る審査は、外部有識者からなるワーキンググループにおいて、提出された提案書類による書面審査及び総括責任者等からのヒアリング審査の二段階審査により行い、その審査結果をもとに、科学技術・学術審議会研究計画・評価分科会科学技術振興調整費審査部会(以下「審査部会」という)における審議を経て選定する。

- (2) 選定に係る評価項目及び審査基準は、以下のとおりとする。

### 国際リーダー育成システムの有効性

- ア) 実施機関の創意工夫や独自性が反映され、国際リーダーの育成に有効な制度設計となっているか
- イ) 実施組織の長の権限・責任は明確に位置づけられているか
- ウ) 全学的に重点的な支援体制が構築されているか
- エ) 実施期間終了後、構築したシステムを自立的に維持、運営、発展させるための方策が明確に示されており、継続性が担保されているか
- オ) 育成対象者の選定が、公平かつ透明性の高い方法で行われているか

### 環境リーダー育成プログラムの有効性

- ア) カリキュラムに独自性があるか
- イ) 途上国のニーズを踏まえたカリキュラムとなっているか
- ウ) 留学生と我が国の学生が共に学ぶことによる効果が十分発揮される内容となっているか
- エ) 企業・他の研究機関等との効果的な連携体制が構築されているか
- オ) 資金規模と育成人数・内容等のバランスはとれているか。
- カ) 育成された環境リーダーが環境問題の解決に向けて十分な活躍が期待できるか。

### 波及効果

他の教育・研究機関におけるシステム改革のモデルとなり、波及効果が期待できるか。

### 提案機関の実績等

- ・ 環境分野において、優れた研究・人材育成実績を有する機関であるか。
- ・ 実施期間終了後についても取組の継続性を確保し得る体制となっているか。

特に、機関の長のコミットメント及び終了後に自立して運営することを想定した資金計画があるか。

- ・ これまでに十分な国際交流の実績があるか。

環境リーダーに対する育成終了後の支援策の有効性

- ・ 育成した環境リーダーに対するネットワークの構築や情報提供等、継続した支援措置が計画され、実現可能と考えられるか。

留学生受入措置の内容

- ・ 国の支援施策の活用や独自経費の措置等、留学生を支援する十分な財源的な確保がなされているか。また、受入措置の内容は適切か。

- (3) 選定に当たっては、審査部会等の意見を踏まえ、計画の修正を求めることがある。
- (4) 審査においてヒアリングを実施する機関に対しては、ヒアリングの日時、場所等を事務連絡先に通知する。審査結果は、審査終了後、提案書類に記された事務連絡先に通知する。

## 9 業務の実施

- (1) 選定された実施機関は、提案書類の実施計画に即した年次計画及びこれに対応した経費の積算（以下「計画書等」という。）を作成し、科学技術振興機構を通じて文部科学省に提出する。

なお、これらについては、調整の結果、修正を求めることがある。

- (2) 実施機関は、ミッションステートメントを作成し、科学技術振興機構を通じて文部科学省に提出する。なお、本プログラムを開始するまでの間、選定時における審査部会等の意見を踏まえ、修正を求めることがある。
- (3) 業務開始後のミッションステートメントの変更は原則として認められないが、変更等しなければならない事情が生じた場合は、科学技術振興機構を通じて文部科学省の承認を得ることとする。
- (4) 文部科学省は、提出された計画書等について所要の調整を行い、財務省の承認を得た後、委託により業務の実施に必要な経費を配分する。

また、文部科学省は、実施機関に対し、直接経費の30%に相当する額を間接経費として配分する。

なお、委託については、「科学技術・学術政策局、研究振興局及び研究開発局委託契約事務処理要領」に基づき委託契約を締結するものとする。

- (5) 実施機関は、計画書等に基づき業務を実施するほか、毎年度、業務の進捗状況及び経費使用実績に関する報告書を作成し、文部科学省及び科学技術振興機構に提出する。また、実施に際し、科学技術振興調整費プログラムオフィサーが、現地調査等の実施などにより進捗状況を把握する。

- ( 6 )実施機関は、業務開始後 3 年目及び業務終了後、取組の成果やミッションステートメントの達成状況等について成果報告書を速やかに作成し、科学技術振興機構を通じて文部科学省に提出する。
- ( 7 )成果報告書等をもとに、科学技術・学術審議会研究計画・評価分科会研究評価部会（以下「評価部会」という。）において、業務開始後 3 年目に中間評価、業務終了後に事後評価を実施する。評価に当たっては、必要に応じて総括責任者等からのヒアリングを行うものとする。なお、成果報告書及び評価部会による評価結果は、文部科学省が公表するとともに、文部科学省から総合科学技術会議に報告する。
- ( 8 )ここに定めるもののほか、業務の実施に当たっては、文部科学省の指示に従うこととする。

(別表)

## 費目の内容

目 名	内 容
(国の機関の場合)	
委員手当 非常勤職員手当 諸謝金 試験研究旅費 外国旅費 委員等旅費 外国技術者等招へい旅費 招へい外国人滞在費 外来研究員等旅費 試験研究費	<ul style="list-style-type: none"><li>・国から委嘱された運営委員会等の委員に対する手当</li><li>・非常勤職員として採用する者(研究員等)に対する手当</li><li>・外部協力者(実施機関に所属する者を除く)の講演、原稿の執筆協力等に対する謝金</li><li>・常勤職員の国内出張(調査、実験、研究集会への出席等)に係る旅費</li><li>・常勤職員の外国出張(調査、実験、研究集会への出席等)に係る旅費</li><li>・国から委嘱された運営委員会等の委員に対する会議出席旅費</li><li>・外国人研究者の招へいに係る旅費</li><li>・招へい外国人研究者の滞在に係る経費</li><li>・非常勤職員の国内及び外国出張に係る経費</li><li>・外部協力者の試験研究等(調査、実験)に係る旅費</li><li>・業務の実施に要する物品購入、役務提供に係る経費</li><li>・国内での特許出願に係る経費</li><li>・研究補助者等の賃金</li></ul>
(国の機関以外の場合)	
科学技術総合研究委託費	<ul style="list-style-type: none"><li>a 設備備品費(単体で機能する備品で、単価が10万円以上、かつ耐用年数が1年以上の機械装置、工事器具備品、製造又は改良並びにその据付等に要するもの。)</li><li>b 試作品費(既製品としての器具機械等に手を加え、又は、開発要素を付加することにより、実験、検査等に使用できる装置。)</li><li>c 人件費(実施機関にて雇用し直接業務に従事する者の給与。国から交付金等で支弁される者の人件費は計上不可。)</li><li>d 業務実施費<ul style="list-style-type: none"><li>・消耗品費:設備備品、試作品には該当しない物品(試薬、書</li></ul></li></ul>

	<p>籍、既製品のソフトウェア等)の購入経費</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国内旅費：国内での出張に係る経費</li> <li>・外国旅費：外国へのお出張に係る経費（国内移動含む）</li> <li>・外国人等招へい旅費：外国からの研究者等の招へいに係る経費</li> <li>・諸謝金：外部協力者（実施機関に所属する者を除く）に対する会議への出席謝金。講義、講演等に対する謝金</li> <li>・会議開催費：研究運営委員会等の会議開催（会場（器機）借料、通信費等）に係る経費</li> <li>・通信運搬費：物品の運搬、データ通信に係る経費</li> <li>・印刷製本費：報告書、研究資料等の印刷、製本に係る経費</li> <li>・借損料：物品等の借損及び使用料に係る経費</li> <li>・雑役務費：データ分析、ソフトウェア開発等の役務の提供に係る経費</li> <li>・消費税相当額：非課税、不課税取引（人件費、諸謝金、国外移動に係る旅費等）の5%を外税として計上</li> </ul> <p>e 間接経費（直接経費（上記a～d）の30%）</p>
--	---

注) 1) 国の機関の場合、上記 から までに要する経費（直接経費）の30%に相当する額については、間接経費として、業務の実施に伴う研究機関の管理等に必要となる経費の態様に応じた費目に使用することができる。

注) 2) 原則として、施設に係る経費に直接経費は充当しないものとする。

## ( 5 - 2 ) 国際共同研究の推進

### 1 目的

科学技術外交の強化の一環として、我が国と中国、韓国、シンガポール等、アジア・アフリカ諸国における先端技術を有する国々との科学技術協力を強化するとともに、これら諸国の優れた研究機関との相互補完的な国際共同研究の実施等を支援する。

また、途上国で共同研究等を行う研究者をODAにより派遣する新しい制度が独立行政法人国際協力機構(以下「JICA」という。)により創設されることとなっているが、当該制度を開発援助の観点のみならず、我が国の科学技術振興の観点からもより有効に機能させるため、派遣研究者選定に資するシステムを開発する。

### 2 対象とする取組

我が国とアジア・アフリカ諸国の研究機関等にとって、パートナーシップの強化に資する相互に有益な研究協力活動や支援施策を対象とする。

#### ( 1 ) 先端技術創出国際共同研究

中国、韓国、シンガポール等、アジア・アフリカ諸国における先端技術を有する国々の特色・情勢を踏まえた国際共同研究の立上げ、初動段階の取組みを対象とし、次の観点をいずれも踏まえたものとする。

優れた実績を有する研究機関との相互補完的な協力関係(イコールパートナーシップ)に基づいており、我が国を中心とした国際的な科学技術コミュニティの構築につながる取組みであること。

我が国の国際競争力の強化に資する、先端技術・国際標準の創出に向けた共同研究であること。先端技術の創出のための国際共同研究については、各国との首脳間の共同声明等で言及があるなど、科学技術政策上重要な分野・課題を特に重視する。

#### ( 2 ) 科学技術研究員派遣支援システム開発

途上国で共同研究等を行う研究者をODAにより派遣する新しい制度がJICAにより創設されることとなっている。

このような制度においては、途上国が我が国の研究者と共同で行いたいと考える研究・人材交流・情報交換等の諸活動に係るニーズ(途上国ニーズ)と、我が国の研究者が途上国と共同で行いたいと考える研究・人材交流・情報交換等の諸活動に係るニーズ(国内ニーズ)の双方について、具体的な研究機関や研究者等も含めて的確に把握し、

これらのニーズをマッチングさせる観点から派遣研究者の選定を行うことが重要と考えられる。

このため、科学技術外交の強化と科学技術振興の観点から、途上国ニーズ と国内ニーズマッチングさせ、ODAにより派遣される研究者を戦略的に選定するためのシステムを開発する取組を対象とする。

なお、当該システムは、アジア・アフリカ諸国を主たる対象とする。

システムの開発に当たっては、JICA等の関係機関と緊密に連携を図ることが求められるが、応募段階でJICAの内諾を得る必要はなく、実施課題として選定された後に、文部科学省の仲介によりJICAとの連携を開始することができる。また、連携の開始後は、途上国ニーズ等について一定の情報提供を受けることができる。

### 3 対象機関

#### (1) 先端技術創出国際共同研究

大学、国公立試験研究機関、独立行政法人、民間等の研究機関その他研究能力を有する国内の機関すべてを対象とし、中国、韓国、シンガポール等、アジア・アフリカ諸国における先端技術を有する国々の機関との連名で提案することとする。提案に当たっては、研究を総括し、課題全体に係る責任を有する機関（以下「代表機関」という。）代表機関に属し課題全体に係る責任を有する者（以下「研究代表者」という。）及びその他国内機関（代表機関以外にあれば）とともに国際共同研究に参画するこれら諸国の機関（以下「国外参画機関」）を設定することとする。

#### (2) 科学技術研究員派遣支援システム開発

大学、国公立試験研究機関、独立行政法人、民間等の研究機関その他国際的な科学技術活動のコーディネートに豊富な実績を有する国内の機関すべてを対象とする。

### 4 実施期間

#### (1) 先端技術創出国際共同研究

原則として3年間とする。

#### (2) 科学技術研究員派遣支援システム開発

原則として5年間とする。

### 5 費用

(1) 業務の実施に必要な経費については、文部科学省から（他府省所管の国立試験研究

機関等の機関・組織については所管府省を經由して)国内機関(代表機関を含む)に対し支給する。使用できる費目の種類は、原則として別表に示すものとする。

(2) 1 課題当たりの経費は、以下のとおりとする。

先端技術創出国際共同研究については、原則として年間3千万円(間接経費を含む)を上限とする。

科学技術研究員派遣支援システム開発については、原則として年間5千万円(間接経費を含む。)を上限とする。

## 6 提案書類等

(1) 「先端技術創出国際共同研究」については、様式7-1から7-11によるものとする。代表機関及び研究代表者は、参画する国内及び国外の機関と調整の上、提案書類を作成することとし、国外参画機関については、共同で研究することを示す証拠書類(相手国参画機関の作成による共同研究計画書や、共同研究を行なう旨のレター等様式は自由。)を添付するものとする。

(2) 「科学技術研究員派遣支援システム開発」について、提案書類は、様式8-1から8-8によるものとする。機関・組織の長(学長、学部長・研究科長、理事長、研究所長等)が、総括責任者として提案を行うこととする。

なお、提案に当たっては、ODAの仕組み等を踏まえ、JICA等の関係機関との緊密な連携により、派遣研究者の選定をODA案件として整合させる等、実際の研究者派遣に活用できる現実的な構想となるよう留意すること。

ODAの仕組み等については、以下のURLを参照すること

・ <http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/seisaku/index.html>

・ <http://www.jica.go.jp/about/index.html>

## 7 実施課題の選定

(1) 選定に係る審査は、外部有識者からなるワーキンググループにおいて、提出された提案書類による書面審査及び総括責任者又は研究代表者等からのヒアリング審査の二段階審査により行い、その審査結果をもとに、科学技術・学術審議会研究計画・評価分科会科学技術振興調整費審査部会(以下「審査部会」という)における審議を経て選定する。

(2) 選定に係る評価項目及び審査基準は、以下のとおりとする。

先端技術創出国際共同研究

ア 提案内容について

- ・一時的な科学技術協力ではなく、持続的な枠組みを構築し、中国、韓国、シンガポール等、アジア・アフリカ諸国における先端技術を有する国々における科学技術コミュニティの構築に資する共同研究であるか。
- ・優れた研究実績を有している研究機関との協力に基づく相互補完的な研究協力であり、大きな研究成果が期待できるか。

#### イ 提案機関について

- ・科学技術に関する国際交流活動実績は豊富か。
- ・国際交流に積極的に取り組む意欲があるか。

#### ウ 国外参画機関の参画

- ・国外参画機関が、イコールパートナーシップに基づき共同研究に参画する計画となっており、国外参画機関からの研究資源（人材、フィールド、試料等）の提供等の貢献・協働体制が明確であること。

#### エ 上記に加えて、次の a～e の要件を満たす共同研究課題を支援の対象とする。

##### a. 政策的ニーズ

社会経済情勢や地域の特性、科学技術外交推進の観点を踏まえ、我が国と中国、韓国、シンガポール等、アジア・アフリカ諸国における先端技術を有する国々にとって、共に取り組んでいくべき政策的必要性が高い課題に対応した研究活動であること。

##### b. 共同研究内容の先端性

先端技術・国際標準の創出に資する研究内容となっているか。

##### c. 制度の付加価値

産業界主導で行うべき段階の研究開発活動ではないこと。民間ベースの技術協力、既存の研究開発プログラムなど他の制度ではカバーできないような取組であること。また、他の制度で行われている取組との関係の中で、本制度による取組の位置づけ、付加価値が明確にされていること。

##### d. 過去の累積

過去、当該分野で、当該相手国との間で活発に研究交流が行われ、日本への元留学生などの知日派人材とのネットワークなど本格的な共同研究に取り組むのに必要なネットワークが既に構築されていること。（或いは、近い将来そのようなネットワークを構築できる見込みが高いこと。）

#### 科学技術研究員派遣支援システム開発

#### ア システム開発構想について

- ・JICA等の関係機関との緊密な連携により、派遣研究者の選定をODA案件として整合させる等、実際の研究者派遣に活用できる現実的な構想となっているか（システムの妥当性）。

## イ 提案機関の能力について

- ・我が国の研究者の途上国との共同研究ニーズ及びそのニーズを持つ研究者の所在等を広く把握するための情報収集体制を有しているか（情報収集体制）。
- ・アジア・アフリカ諸国等の科学技術コミュニティの現状、社会情勢、開発援助ニーズ等を分析し、我が国の研究者のニーズのうち、相手国側との共同研究の実現可能性が高い課題・分野等を選別する能力があるか（途上国分析能力）。
- ・我が国やアジア・アフリカ諸国等の情勢や科学技術政策を鑑み、国際共同研究の政策的重要性が高い分野を戦略的に選出できる能力があるか（科学技術戦略の知見）。

（３）選定に当たっては、審査部会等の意見を踏まえ、計画の修正を求めることがある。

（４）審査においてヒアリングを実施する機関に対しては、ヒアリングの日時、場所等を事務連絡先に通知する。審査結果は、審査終了後、提案書類に記された事務連絡先に通知する。

## 8 業務の実施

（１）選定された実施機関は、提案書類の実施計画に即し、年次計画及びこれに対応した経費の積算（以下「計画書等」という。）を作成し、科学技術振興機構を通じて文部科学省に提出する。この場合、「先端技術創出国際共同研究」においては、代表機関が参画機関ごとの計画書等を調整の上、とりまとめて提出する。

なお、これらについては、調整の結果、修正を求めることがある。

（２）文部科学省は、提出された計画書等について所要の調整を行い、財務省の承認を得た後、委託により業務の実施に必要となる経費を配分する。

また、文部科学省は、実施機関に対し、直接経費の30%に相当する額を間接経費として配分する。

なお、委託については、「科学技術・学術政策局、研究振興局及び研究開発局委託契約事務処理要領」に基づき委託契約を締結するものとする。

（３）実施機関は、計画書等に基づき業務を実施するほか、毎年度、業務の進捗状況及び経費使用実績に関する報告書を作成し、科学技術振興機構を通じて文部科学省に提出する。この場合、「先端技術創出国際共同研究」においては、代表機関が参画機関ごとの報告書を調整の上、とりまとめて提出する。

また、実施に際し、科学技術振興調整費プログラムオフィサーが、現地調査の実施などにより進捗状況を把握する。

（４）「先端技術創出国際共同研究」について、国外参画機関と代表機関は、イコールパートナーシップ、知的財産権の取り扱い、協定の期間、紛争の解決手段等について規定した、包括的な共同研究協定を採択後速やかに締結することとする。

(5) 「科学技術研究員派遣支援システム開発」について、実施機関は、効果的なマッチメイキングの実施を図るため、国際交流の専門家（研究者のみならず、政府関係機関の担当者等も含む。）から構成される運営委員会を採択後速やかに設置する。運営委員会の開催に当たっては、文部科学省及びJICAが必要に応じこれに参画する。

(6) 「先端技術創出国際共同研究」の実施機関は、業務終了後、成果報告書を速やかに作成し、代表機関が調整の上でとりまとめ、科学技術振興機構を通じて文部科学省に提出する。

「科学技術研究員派遣支援システム開発」の実施機関は、業務開始後3年目及び業務終了後、開発したシステムの仕様書を含む成果報告書を速やかに作成し、科学技術振興機構を通じて文部科学省に提出する。

(7) 成果報告書をもとに、科学技術・学術審議会研究計画・評価分科会研究評価部会（以下「評価部会」という。）において、業務開始後3年目に中間評価（「科学技術研究員派遣支援システム開発」のみ。）業務終了後に事後評価を実施する。評価に当たっては、必要に応じて総括責任者又は研究代表者等からのヒアリングを行うものとする。

なお、成果報告書及び評価部会による評価結果は、文部科学省が公表するとともに、文部科学省から総合科学技術会議に報告する。

(8) ここに定めるもののほか、業務の実施に当たっては、文部科学省の指示に従うこととする。

(別表)

## 費目の内容

目 名	内 容
(国の機関の場合)	
委員手当 非常勤職員手当 諸謝金 試験研究旅費 外国旅費 委員等旅費 外国技術者等招へい旅費 招へい外国人滞在費 外来研究員等旅費 試験研究費	<ul style="list-style-type: none"><li>・国から委嘱された運営委員会等の委員に対する手当</li><li>・非常勤職員として採用する者(研究員等)に対する手当</li><li>・外部協力者(実施機関に所属する者を除く)の講演、原稿の執筆協力等に対する謝金</li><li>・常勤職員の国内出張(調査、実験、研究集会への出席等)に係る旅費</li><li>・常勤職員の外国出張(調査、実験、研究集会への出席等)に係る旅費</li><li>・国から委嘱された運営委員会等の委員に対する会議出席旅費</li><li>・外国人研究者の招へいに係る旅費</li><li>・招へい外国人研究者の滞在に係る経費</li><li>・非常勤職員の国内及び外国出張に係る経費</li><li>・外部協力者の試験研究等(調査、実験)に係る旅費</li><li>・業務の実施に要する物品購入、役務提供に係る経費</li><li>・国内での特許出願に係る経費</li><li>・研究補助者等の賃金</li></ul>
(国の機関以外の場合)	
科学技術総合研究委託費	<ul style="list-style-type: none"><li>a 設備備品費(単体で機能する備品で、単価が10万円以上、かつ耐用年数が1年以上の機械装置、工事器具備品、製造又は改良並びにその据付等に要するもの。)</li><li>b 試作品費(既製品としての器具機械等に手を加え、又は、開発要素を付加することにより、実験、検査等に使用できる装置。)</li><li>c 人件費(実施機関にて雇用し直接業務に従事する者の給与。国から交付金等で支弁される者の人件費は計上不可。)</li><li>d 業務実施費<ul style="list-style-type: none"><li>・消耗品費:設備備品、試作品には該当しない物品(試薬、書</li></ul></li></ul>

	<p>籍、既製品のソフトウェア等)の購入経費</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国内旅費：国内での出張に係る経費</li> <li>・外国旅費：外国へのお出張に係る経費（国内移動含む）</li> <li>・外国人等招へい旅費：外国からの研究者等の招へいに係る経費</li> <li>・諸謝金：外部協力者（実施機関に所属する者を除く）に対する会議への出席謝金。講義、講演等に対する謝金</li> <li>・会議開催費：研究運営委員会等の会議開催（会場（器機）借料、通信費等）に係る経費</li> <li>・通信運搬費：物品の運搬、データ通信に係る経費</li> <li>・印刷製本費：報告書、研究資料等の印刷、製本に係る経費</li> <li>・借損料：物品等の借損及び使用料に係る経費</li> <li>・雑役務費：データ分析、ソフトウェア開発等の役務の提供に係る経費</li> <li>・消費税相当額：非課税、不課税取引（人件費、諸謝金、国外移動に係る旅費等）の5%を外税として計上</li> </ul> <p>e 間接経費（直接経費（上記a～d）の30%）</p>
--	---

注) 1) 国の機関の場合、上記 から までに要する経費（直接経費）の30%に相当する額については、間接経費として、業務の実施に伴う研究機関の管理等に必要となる経費の態様に応じた費目に使用することができる。

注) 2) 原則として、施設に係る経費に直接経費は充当しないものとする。

## (6) 「重要政策課題への機動的対応の推進」公募要領

### 1 目的

科学技術推進の司令塔としての総合科学技術会議の機能の充実・強化を図るため、総合科学技術会議のイニシアティブにより重要政策課題を臨機応変に設定し調査研究を実施する。

### 2 対象とする課題

(課題1) 『iPS細胞研究を含む再生医療研究推進・支援体制整備に向けた国際動向調査研究』

平成19年11月に報告されたヒトiPS(人工多能性幹細胞)は、再生医療を大きく進展させることが期待されており、政府として、このiPS細胞研究を円滑に推進するため、研究の環境を整備することが喫緊の課題となっている。

本研究では、総合科学技術会議のiPS細胞研究ワーキンググループ等での議論に供するため、我が国発の優れた研究であるiPS細胞研究を推進し、この分野における国際的優位を保ちつつ、再生医療研究の活力を活性化していくためには、どのような研究推進体制、研究支援体制がふさわしいかについて、米国、EU、韓国など諸外国の調査を緊急に行う。

(課題2) 『ライフサイエンスの先端科学技術が社会に与える影響の調査研究』

ライフサイエンス推進において、生命倫理や、国民理解の問題は避けて通れない課題であり、同時に科学技術の進歩に伴って生命倫理観や国民意識は変容し、それに伴って政策等は劇的に変化しうるものである。例えば、ヒト胚研究やニューロエシックス(神経倫理学)、エンハンスメント(運動能力増進等の増進的介入)など、新たな生命倫理上の課題や、GMOの研究開発に伴う国民理解の問題も発生している。こうした状況の変化に対して、総合科学技術会議の生命倫理専門調査会やライフサイエンスPT等が機動的に対応して議論できるよう、本課題ではライフサイエンス分野の先端科学技術に関する諸外国の政策や規制、研究開発の動向の把握、国民意識の調査研究を行う。

### 3 対象機関

大学、国公立試験研究機関、独立行政法人、民間等の研究機関その他研究能力を有する国内の機関すべてを対象とする。

ただし、調査研究の中核となる機関(以下「中核機関」という。)及び中核機関に所属し課題全体に係る責任を有する者(以下「研究代表者」という。)を設定することとする。

#### 4 実施期間

実施機関は以下の通りとする。

課題1については、原則として1年間とする。

課題2については、原則として2年間とする。

#### 5 費用

(1) 課題の実施に必要な経費については、文部科学省から(他府省所管の国立試験研究機関等の機関・組織については所管府省を經由して)支給する。本プログラムにおいて使用できる費目の種類は、原則として別表に示すものとする。

(2) 1課題当たりの経費(間接経費を含む。)は、原則として年間3千万円程度とする。

#### 6 提案書類等

提案書類は、様式9-1から9-10によるものとする。本プログラムによる課題の実施を希望する研究機関は、中核機関及び研究代表者を決めた上で、上記の様式に必要な事項を記入し、中核機関から科学技術振興機構に提出することとする。

#### 7 実施課題の選定

(1) 選定に係る審査は、外部有識者からなるワーキンググループにおいて、提出された提案書類による書面審査及び研究代表者からのヒアリング審査の二段階審査により行い、その審査結果をもとに、科学技術・学術審議会研究計画・評価分科会科学技術振興調整費審査部会(以下「審査部会」という。)における審議を経て選定する。

(2) 選定に係る評価項目及び審査基準は、以下のとおりとする。

##### ア 調査能力の妥当性

- ・ 調査研究を行うために必要な知識、ノウハウを持った研究者等により適切に実施体制が構成されているか。

##### イ 検討体制

- ・ グループとしての意見を集約し得る体制となっているか(特定の意見に偏らない体制となっているか。)

##### ウ 実施計画の妥当性

- ・ 科学技術政策にとって重要な結果が期待できる計画となっているか。
- ・ 計画における調査・分析方法は妥当なものであるか。

##### エ 社会との関連性

- ・ 社会にとって有意義な結果が期待できる計画となっているか。
- ・ 調査によって得られる結果は社会への貢献度が高いと期待されるものか。
- ・ 社会ニーズを十分に反映した計画となっているか。

## オ 調査終了後の展開

- ・ 調査結果を今後の政策に反映させる仕組み、手法等が明確であるか。
- ・ 調査結果による波及効果が十分に大きいと期待できるか。

- (3) 選定に当たっては、審査部会等の意見を踏まえ、計画の修正を求めることがある。
- (4) 審査において、ヒアリングを実施す機関に対しては、ヒアリングの日時、場所等を事務連絡先に通知する。審査結果は、審査終了後に、提案書類に記された事務連絡先に通知する。

## 8 業務の実施

- (1) 選定された中核機関は、提案書類の研究実施計画に即し、参画機関ごと計画及びこれに対応した経費の積算(以下「計画書等」という。)を取りまとめ、調整の上、科学技術振興機構を通じて文部科学省に提出する。なお、これらについては、調整の結果、修正を求めることがある。
- (2) 文部科学省は、提出された計画書等について所要の調整を行い、財務省の承認を得た後、国の機関・組織については示達(文部科学省以外の府省が所管する機関・組織については所管府省に移替えの上、示達)、その他については委託により業務の実施に必要な経費を配分する。

また、文部科学省は、当該機関に対し、研究費等の直接経費の30%に相当する額を間接経費として配分する。

なお、委託する場合については、「科学技術・学術政策局、研究振興局及び研究開発局委託契約事務処理要領」に基づき委託契約を締結するものとする。

- (3) 参画機関は、計画書等に基づき業務を実施するほか、研究の進捗状況及び経費の使用実績に関する報告書(以下「報告書等」という。)を作成し、中核機関に提出する。中核機関は、各参画機関から提出された当該年度の報告書等を取りまとめ、科学技術振興機構を通じて文部科学省に提出する。また、実施に際し、科学技術振興調整費プログラムオフィサーが、現地調査等の実施などにより進捗状況を把握する。
- (4) 中核機関は、研究期間終了後、速やかに各参画機関からの成果報告書を取りまとめ、調整の上、科学技術振興機構を通じて文部科学省に提出する。提出された成果報告書は文部科学省から科学技術・学術審議会及び総合科学技術会議へ報告する。
- (5) ここに定めるもののほか、業務の実施に当たっては、文部科学省の指示に従うこととする。

(別表)

## 費目の内容

目 名	内 容
(国の機関の場合)	
委員手当 非常勤職員手当 諸謝金 試験研究旅費 外国旅費 委員等旅費 外国技術者等招へい旅費 招へい外国人滞在費 外来研究員等旅費 試験研究費	<ul style="list-style-type: none"><li>・国から委嘱された運営委員会等の委員に対する手当</li><li>・非常勤職員として採用する者(研究員等)に対する手当</li><li>・外部協力者(実施機関に所属する者を除く)の講演、原稿の執筆協力等に対する謝金</li><li>・常勤職員の国内出張(調査、実験、研究集会への出席等)に係る旅費</li><li>・常勤職員の外国出張(調査、実験、研究集会への出席等)に係る旅費</li><li>・国から委嘱された運営委員会等の委員に対する会議出席旅費</li><li>・外国人研究者の招へいに係る旅費</li><li>・招へい外国人研究者の滞在に係る経費</li><li>・非常勤職員の国内及び外国出張に係る経費</li><li>・外部協力者の試験研究等(調査、実験)に係る旅費</li><li>・業務の実施に要する物品購入、役務提供に係る経費</li><li>・国内での特許出願に係る経費</li><li>・研究補助者等の賃金</li></ul>
(国の機関以外の場合)	
科学技術総合研究委託費	<ul style="list-style-type: none"><li>a 設備備品費(単体で機能する備品で、単価が10万円以上、かつ耐用年数が1年以上の機械装置、工事器具備品、製造又は改良並びにその据付等に要するもの。)</li><li>b 試作品費(既製品としての器具機械等に手を加え、又は、開発要素を付加することにより、実験、検査等に使用できる装置。)</li><li>c 人件費(実施機関にて雇用し直接業務に従事する者の給与。国から交付金等で支弁される者の人件費は計上不可。)</li><li>d 業務実施費</li></ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 消耗品費：設備備品、試作品には該当しない物品（試薬、書籍、既製品のソフトウェア等）の購入経費</li> <li>・ 国内旅費：国内での出張に係る経費</li> <li>・ 外国旅費：外国へのお出張に係る経費（国内移動含む）</li> <li>・ 外国人等招へい旅費：外国からの研究者等の招へいに係る経費</li> <li>・ 諸謝金：外部協力者（実施機関に所属する者を除く）に対する会議への出席謝金。講義、講演等に対する謝金</li> <li>・ 会議開催費：研究運営委員会等の会議開催（会場（器機）借料、通信費等）に係る経費</li> <li>・ 通信運搬費：物品の運搬、データ通信に係る経費</li> <li>・ 印刷製本費：報告書、研究資料等の印刷、製本に係る経費</li> <li>・ 借損料：物品等の借損及び使用料に係る経費</li> <li>・ 雑役務費：データ分析、ソフトウェア開発等の役務の提供に係る経費</li> <li>・ 消費税相当額：非課税、不課税取引（人件費、諸謝金、国外移動に係る旅費等）の5%を外税として計上</li> </ul> <p>e 間接経費（直接経費（上記 a ~ d）の30%）</p>
--	---

注) 1) 国の機関の場合、上記 から までに要する経費（直接経費）の30%に相当する額については、間接経費として、業務の実施に伴う研究機関の管理等に必要となる経費の態様に応じた費目を使用することができる。

注) 2) 原則として、施設に係る経費に直接経費は充当しないものとする。

(様式1-1)

提案書  
(若手研究者の自立的な研究環境整備促進)

1. 提案構想

提案構想名	(提案構想名は20字以内とし、サブタイトルはつけないこと。また、提案後、課題の変更は基本的に認めないので注意すること。)	
実施予定期間	平成20年7月～平成 年3月まで 初年度は、財務省の承認日(7月目途)以降となる。	
実施予定規模	【直接経費】初年度： 百万円、総額： 百万円(様式1-6から転記) 【間接経費】初年度： 百万円、総額： 百万円(直接経費×0.3) 【合計】初年度： 百万円、総額： 百万円 (自主的取組額は含めないこと。) 原則として年間2.5億円(間接経費も含む)を上限とする。	
提案機関名 総括責任者名		
人材養成システム改革構想の概要 (300字以内)	何を目的としてどのようなシステム改革に取り組むのかについて記述して下さい。 様式1-2及び1-3の記述内容との整合性を確保すること。	
導入するテニユア・トラック制の概要	国際公募方法	
	審査方法・基準(概要)	様式1-3 2.(1)の要約
	採用予定人数	人
	テニユア・トラック制度内の若手研究者採用時の職名	
	任期	年間
	テニユア・ポストへの移行の際の評価方法・基準(概要)	様式1-3 2.(1)の要約
	テニユア枠(テニユア審査後の職名)	人(職名)
	研究資金	百万円
	若手研究者用の研究スペース	m <sup>2</sup>

## 2. 総括責任者・提案機関

総括責任者	氏名(フリガナ)		生年月日	西暦 19 年 月 日		
	氏名(漢字)			( 歳 ) * 2008 年 4 月 1 日現在の年齢		
	研究者番号		性別			
	所属機関名					
	役職名		所属研究機関コード			
	ふりがな 所在地	〒 - 県 市 町 - -				
		TEL.		FAX.		
		E-mail:				
所属機関の区分	所属機関が「学」「官」のいずれに該当するか記入して下さい。(独法、国研=「官」、大学=「学」)		エフォート( ) %			
事務連絡担当者 (当該担当者に審査結果等すべての連絡をいたします)	ふりがな 担当者名		役職名	左記の役職を記入して下さい。		
	所属組織・部署名					
	事務連絡先 (当該担当者に審査結果等すべての連絡をいたします)	〒 - 県 市 町 - -				
		TEL.		FAX.		
E-mail:						
機関における 経理管理責任者	せきにんしゃめい 責任者名		役職名	左記の役職を記入して下さい。		
	所属組織・部署名					
	事務連絡先	〒 - 県 市 町 - -				
		TEL.		FAX.		
E-mail:						
当該課題における 経理管理担当者	たんとうしゃめい 担当者名		役職名	左記の役職を記入して下さい。		
	所属組織・部署名					
	事務連絡先	〒 - 県 市 町 - -				
		TEL.		FAX.		
E-mail:						

総合科学技術会議におけるエフォートの定義である「研究者の年間の全仕事を100%とした場合、そのうち当該研究の実施に必要なとなる時間の配分率(%)」という考え方で決定してください。なお、「全仕事時間」とは研究活動の時間のみを指すのではなく、教育活動等を含めた実質的な全仕事時間を指します。

3 . 研究区分、研究キーワード

	番号	研究区分		番号	研究キーワード
主分野	1000	自然科学一般	研究 キー ワード		別添2より該当するものを5つまで記述
副分野		別添1より主分野と異なるものを3つまで記述			

研究代表者が他制度・事業で採択されている課題が有る場合（複数ある場合は、それぞれについて）、以下の項目を記載下さい。

研究代表者の助成の有無	有	無
他の助成の配分機関名称		
他の助成の事業名称		
他の助成の課題ID		
他の助成の研究実施期間 (開始年度・終了年度)		
他の助成の予算額(千円)		
他の助成のエフォート(%)		

(様式 1 - 2)

人材養成システム改革構想・概要 (A4用紙1枚)

提案構想名 「 」  
総括責任者名 「 」  
提案機関名 「 」

(実施予定期間: 平成20年度～平成 年度)

様式1-3と1-4の記述内容を要約し、記載ください。

機関の現状(「様式1-3 1.」を要約すること。)

以下の観点について、提案機関の現状について記述して下さい。

- ・機関における研究ポテンシャルの現状、欧米との比較等
- ・機関におけるこれまでの若手研究者の育成に関する取組の実績
- ・機関における人材養成システム(任期制、年俸制の導入等)の概要

人材養成システム改革・若手研究者育成の構想(「様式1-3 2.」を要約すること。)

以下の視点を踏まえて人材養成システム改革の概要を記述して下さい。

- ・目指すべき人材養成システム改革の要点(若手研究者の育成・活用方策、組織全体としての人事制度の改革等)
- ・導入とするテニユア・トラック制の具体的な内容とその位置付け
- ・若手研究者育成のための研究環境整備、育成のための取組み
- ・機関全体としての将来的な構想(実施期間終了後の取組内容)

ミッションステートメントの概要 (様式1-4を要約すること。)

人材システム改革構想の実現に当たっての、中間時(3年目)及び終了時(5年目)の具体的な達成目標について記述して下さい。

\* 目標については、可能な限り定量的な目標を記述してください。

(様式 1 - 3)

## 人材養成システム改革構想・詳細

提案構想名 「 」  
総括責任者名 「 」  
提案機関名 「 」  
(実施予定期間：平成20年度～平成 年度)

以下の項目ごとに整理して記述して下さい。なお、枚数制限は設けませんが、簡潔かつ明瞭に記載して下さい。

### 1. 機関の現状

(記述内容)

- (1) 機関の有する研究ポテンシャル(欧米との比較を含む。)の内容
- (2) 機関における若手研究者の育成に関する取組実績(データがあるものについては過去3年分を示して下さい。)
- (3) 機関における人材養成システム(任期制や年俸制の導入等)の内容

### 2. 人材システム改革・若手研究者育成の内容

(記述内容)

- (1) 人材養成システム改革の内容としては、以下の視点について**必ず**記述  
目指すべき人材養成システム改革の内容
  - ・機関の研究実績、若手研究者育成実勢と照らし、今回の取組において若手研究者を育成・活用してどのような世界的研究拠点を目指すか。

導入するテニユア・トラック制の具体的な内容とその位置付け

- ・テニユア・トラックポストの公募方法、審査方法・基準、採用人数・任期・職名等
- ・テニユア・ポストへの移行の際の評価方法・基準、移行率・職名等
- ・テニユア・ポスト移行後の評価方法
- ・既存の組織との関係、マネジメント構造

若手研究者のための研究環境整備、育成のための取組

- ・若手研究者が自立的に研究を実施できるようにするための取組(研究スペース、共通機器、研究資金、人的支援等)
- ・育成する若手研究者像並びにそのための具体的取組

機関全体としての将来的な構想

- ・実施期間終了後、今回改革した人材養成システムをどのように機関・組織の中に位置付け、維持・発展させるか。
- ・実施期間終了後、システムを維持・発展させるための資金計画、採用計画。

### 3．システム改革の実現性とその実施体制

(実施体制を表す図を添付して下さい。その際、意思決定プロセスやマネジメント構造がわかるようなものとして下さい。)

### 4．期待される波及効果

- ・人材養成システム改革のモデルとして、他の組織や研究機関に及ぼす波及効果

( 様式 1 - 4 )

## ミッションステートメント

提案構想名 「 」  
総括責任者名 「 」  
提案機関名 「 」

( 実施予定期間： 平成 2 0 年度 ~ 平成 年度 )

( 1 ) 人材養成システム改革構想の概要

- ・ 現行の組織の問題点、人材養成システム改革の手法及び人材養成システム改革構想の実現により、どのような研究組織を目指すのかを簡潔に記述して下さい。

( 2 ) 3 年目における具体的な目標

- ・ 人材養成システム改革における取組を中心に、可能な限り定量的に記述して下さい( 具体的な目標があればあわせて記述して下さい。 )

( 3 ) 実施期間終了時における具体的な目標

- ・ 同 上

( 4 ) 実施期間終了後の取組

- ・ 科学技術振興調整費による支援終了後、新たに構築した人材養成システムをどのようにして維持、発展させようとするのかについて記述して下さい。

( 5 ) 期待される波及効果

- ・ 人材養成システム改革のモデルとして、他の組織や研究機関に及ぼす波及効果について、期待される事項を簡潔に記述して下さい。

\* 目標については、可能な限り定量的な目標を記述してください。

(様式1 - 5)

人材養成システム改革構想の年次計画概要

提案構想名 「 」  
 総括責任者名 「 」  
 提案機関名 「 」  
 (実施予定期間： 平成20年度～平成 年度)

取組内容	1年度目	2年度目	3年度目	4年度目	5年度目	6年度目以降
調整費の取組 (例) 若手研究者の育成	公募・選定 ←→					
研究環境整備	←→					
自主的取組 (例) 人事制度の検討		制度の検討 ←→		新制度の試行		新制度への移行 ←→
若手研究者 新規採用人数	人 (調整費経費： 人 自主経費： 人)					

(様式 1 - 6)

所要経費の見込額

提案構想名 「 」  
 総括責任者名 「 」  
 提案機関名 「 」  
 (実施予定期間： 平成 2 0 年度 ~ 平成 年度)

(単位：百万円)

経費の内容	年 度					総 額
	1 年度目	2 年度目	3 年度目	4 年度目	5 年度目	
( 科学技術振興調整費 )						
1 . 設備備品費						
2 . 試作品費						
3 . 消耗品費	...					
4 . 人件費 ( 人数 )	( 人 )					
5 . その他経費						
調整費計 以下)						
( 自主的取組 )						
・ 運営費交付金						
・ 資金						
・ 競争的資金の 間接経費 <sup>注4</sup>						
自主的取組の合計						
総 計						

- 注 1 ) 所要経費について、別表 ( 1 9 ページ ) を参考にして経費別に見込額を記入して下さい。( 予算費目ごとではなく、大まかな内訳で可。 )  
 2 ) 自主的な取組に係る経費があれば、それも含めて全体像を示して下さい。  
 3 ) 直接経費 ( 間接経費を除いた額 ) について記述して下さい。  
 4 ) 競争的資金の間接経費は、新規・既存の振興調整費の間接経費も含まれます。

(様式 1 - 7)

総括責任者データ

提案構想名 「 」  
 総括責任者名 「 」  
 提案機関名 「 」  
 (実施予定期間: 平成 20 年度 ~ 平成 年度)

氏名(フリガナ)			西暦 19 年 月 日
氏名(漢字)			生年月日 ( 歳) *年齢は 2008 年 4 月 1 日現在
研究者番号			性別
所属機関	ふりがな 所在地	〒 - 県 市 町 - - TEL. FAX. E-mail:	
	機 関 名		
	役 職 名		所属研究機関コード
組織運営歴	最終学歴	昭和 年 大学 学部卒業	
	学位	昭和 年 博士号( 学)取得( 大学)	
	主な職歴 と 組織運営 内容	(記入例) 昭和 年 ~ 年 大学 学部助手 について研究 昭和 年 ~ 年 大学 学部 研究員 に関する研究に従事 平成 年 ~ 年 大学 研究所長 において、 名が所属する研究所全体を統括 平成 年 ~ 年 大学学長 において、 名が所属する研究機関全体を統括 等	

(様式 1 - 8)

機関データ

提案構想名 「 」  
総括責任者名 「 」  
提案機関名 「 」

(実施予定期間：平成20年度～平成 年度)

提案機関について以下のデータを記載して下さい。いずれの項目も概略で構いません(詳細なパンフレット等の添付は不要です。)

1. 在籍する教授・助教授を含む研究者の総数(概数で構いません)うち、当該提案構想に携わる研究者数(概数で構いません。)

研究者総人数(人)	
当該提案に携わる研究者数(人)	

2. 財務の状況

- ・ 予算額の推移(平成16～18年度の総決算額)
- ・ 総決算額のうち、外部資金(機関全体として公募型資金等により機関外部から獲得した研究開発に係る補助金、委託費等)の総額の推移(平成16～18年度の総決算額ベース)

	平成16年度	平成17年度	平成18年度
総決算額(億円)			
外部資金の獲得総額(決算ベース、億円)			

3. 他制度での助成等の有無（過去3年分、申請中、申請予定も含む）

当該提案構想に携わる組織における、科学技術システム改革、中核拠点（COE）化に関する助成のみ記述して下さい。

制度名	課題名	実施期間	金額 (千円)	本事業との 相違点・関連性

- 注 1) 実施期間中の場合は、「金額」については期間を明記して下さい。  
 2) 記載内容に変更が生じた場合は、遅滞なく提案書類提出先に報告して下さい。  
 3) この報告に漏れがあった場合は、採択の決定の取り消し等、しかるべき措置を行います。

(様式 1 - 9)

構想に携わる教職員等

提案構想名 「 」  
総括責任者名 「 」  
提案機関名 「 」

(実施予定期間： 平成 2 0 年度 ~ 平成 年度)

- ・現時点で予定している当該提案課題に携わる主な教職員等を 1 0 名程度で記述して下さい。

氏名 (年齢)	所属部局 (職名)	専門分野	当該構想における役割 (エフォート)

総合科学技術会議におけるエフォートの定義である「研究者の年間の全仕事を 1 0 0 %とした場合、そのうち当該研究の実施に必要となる時間の配分率 (%)」という考え方で決定してください。なお、「全仕事時間」とは研究活動の時間のみを指すのではなく、教育活動等を含めた実質的な全仕事を指します。

(様式2 - 1)

提案書  
(イノベーション創出若手研究人材養成)

1. 提案課題

提案課題名	(提案課題名は20字以内とし、サブタイトルはつけないこと。また、提案後、課題の変更は基本的に認めないので注意すること。)
実施予定期間	平成20年7月～平成 年3月まで 初年度は、財務省の承認日(7月目途)以降となる。
実施予定規模	【直接経費】初年度： 百万円、総額： 百万円(様式2-6から転記) 【間接経費】初年度： 百万円、総額： 百万円(直接経費×0.3) 【合計】初年度： 百万円、総額： 百万円 (自主的取組額は含めないこと。) 原則として年間1億円(間接経費も含む)を上限とする。
提案機関名 総括責任者名	
課題の概要 (300字以内)	イノベーション人材養成システムの内容を中心に、どのような手法でどのような人材を養成するのかについて記述して下さい。 様式2-2及び2-3の記述内容との整合性を確保すること。

## 2. 総括責任者・提案機関

総括責任者	氏名(フリガナ)		生年月日	西暦 19 年 月 日		
	氏名(漢字)			( 歳 ) * 2008 年 4 月 1 日現在の年齢		
	研究者番号		性別			
	所属機関名					
	役職名		所属研究機関コード			
	ふりがな 所在地	〒 - 県 市 町 - -				
		TEL.		FAX.		
		E-mail:				
所属機関の区分	所属機関が「学」「官」のいずれに該当するか記入して下さい。(独法、国研=「官」、大学=「学」)		エフォート( ) %			
事務連絡担当者 (当該担当者に審査結果等すべての連絡をいたします)	ふりがな 担当者名		役職名	左記の役職を記入して下さい。		
	所属組織・部署名					
	事務連絡先 (当該担当者に審査結果等すべての連絡をいたします)	〒 - 県 市 町 - -				
		TEL.		FAX.		
E-mail:						
機関における 経理管理責任者	せきにんしゃめい 責任者名		役職名	左記の役職を記入して下さい。		
	所属組織・部署名					
	事務連絡先	〒 - 県 市 町 - -				
		TEL.		FAX.		
E-mail:						
当該課題における 経理管理担当者	たんとうしゃめい 担当者名		役職名	左記の役職を記入して下さい。		
	所属組織・部署名					
	事務連絡先	〒 - 県 市 町 - -				
		TEL.		FAX.		
E-mail:						

総合科学技術会議におけるエフォートの定義である「研究者の年間の全仕事を100%とした場合、そのうち当該研究の実施に必要なとなる時間の配分率(%)」という考え方で決定してください。なお、「全仕事時間」とは研究活動の時間のみを指すのではなく、教育活動等を含めた実質的な全仕事時間を指します。

3. 研究区分、研究キーワード

	番号	研究区分		番号	研究キーワード
主分野	1000	自然科学一般	研究 キー ワード		別添2より該当するものを5つまで記述
副分野		別添1より主分野と異なるものを3つまで記述			

研究代表者が他制度・事業で採択されている課題が有る場合（複数ある場合は、それぞれについて）、以下の項目を記載下さい。

研究代表者の助成の有無	有	無
他の助成の配分機関名称		
他の助成の事業名称		
他の助成の課題ID		
他の助成の研究実施期間 (開始年度・終了年度)		
他の助成の予算額(千円)		
他の助成のエフォート(%)		

(様式2 - 2)

人材養成システム改革構想・概要 (A4用紙1枚)

提案課題名 「 」  
総括責任者名 「 」  
提案機関名 「 」

(実施予定期間: 平成20年度～平成 年度)

機関の現状(「様式2 - 3 1.」を要約すること。)

以下の観点を含め、提案機関の現状について記述して下さい。

- ・機関における若手研究人材のキャリアパスに係る現状と課題
- ・機関における若手研究人材の多様なキャリアパス構築に向けた取組
- ・機関における若手研究人材の育成に関する取組実績

イノベーション人材養成システムの概要

(「様式2 - 3 2.及び3 .」を要約すること。)

以下の内容を含めて記述して下さい。

- ・システムの概要(養成する人材像、養成手法(公募内容を含む) センター機能の内容、地域の中核的な人材養成拠点としての役割、実践プログラムの概要等)
- ・人材養成システム改革構想における位置づけ

ミッションステートメントの概要 (様式2 - 4を要約すること。)

イノベーション人材養成システムにおける、中間時(3年目)及び終了時(5年目)の具体的な達成目標について記述して下さい。

\* 目標については、可能な限り定量的な目標を記述してください。

( 様式 2 - 3 )

## 人材養成システム改革構想・詳細

提案課題名 「 」  
総括責任者名 「 」  
提案機関名 「 」  
( 実施予定期間： 平成 2 0 年度 ~ 平成 年度 )

以下の項目ごとに整理して記述して下さい。なお、枚数制限は設けませんが、簡潔かつ明瞭に記載して下さい。

### 1 . 機関の現状

( 記述内容 )

- ( 1 ) 機関における若手研究人材のキャリアパスに係る現状と課題
- ( 2 ) 機関における若手研究人材の多様なキャリアパス構築に向けた取組
- ( 3 ) 機関における若手研究人材の育成に関する取組実績
  - ・若手研究人材への経済的支援
  - ・他大学出身の学生等を受け入れるなど、多様な学生が切磋琢磨する環境の整備
  - ・その他

### 2 . 人材養成システム改革構想全体の概要と、構想におけるイノベーション人材養成システムの位置づけ

( 人材養成システム改革構想全体の概要は、公募要領「 4 人材養成システム改革構想の策定」に記載された事項を踏まえ、簡潔に記載してください。 )

### 3 . イノベーション人材養成システムの内容

( 記述内容 )

- ( 1 ) イノベーション人材養成システムを構築する目的とその概要
  - ( 2 ) イノベーション人材養成システムの実施体制
    - ( 既存の組織との関係、マネジメント構造等 )
  - ( 3 ) 養成すべき人材像、養成対象、人数
  - ( 4 ) 人材養成に係るセンター機能の内容
    - ( 機関内の位置づけ、体制、公募及び選抜の方法等 )
  - ( 5 ) 連携する企業等の名称と具体的な連携内容
  - ( 6 ) 地域における大学や研究機関間の連携や他の研究機関に所属する若手研究人材も含めた公募など、中核的な人材養成拠点としての役割と当該役割を担うための方法
  - ( 7 ) 若手研究人材、実施機関、企業等に対して意識改革やシステム改革を促す仕組み
- \* その他、公募要領「 5 対象とする取組」に記載された事項を踏まえ、具体的に記

述してください。

#### 4．実践プログラムの内容

- (1) 当該プログラムで養成される能力、養成される人材像
- (2) 養成する対象、人数及び養成期間
- (3) 連携する企業等の名称と具体的な連携内容
- (4) プログラムの具体的な内容と企業等との連携方法、ニーズの取り入れ方など
- (5) プログラムに修了者の具体的なキャリアパスの内容

\* その他、公募要領「6 実施機関が作成する「実践プログラム」に求める内容」に記載された事項を踏まえ、具体的に記述してください。

\* 複数の実践プログラムを策定する場合には、それぞれのプログラムについて記載してください。

#### 5．期待される波及効果

- ・イノベーション人材養成システムが他の組織や研究機関に及ぼす波及効果

#### 6．費用対効果

- ・自主的取組の実施も含め、効率的な運用を行うための体制や取組について記述してください。

#### 7．他の経費措置との相違点

- ・当該プログラムを申請する機関において、他の経費措置（例：科学技術関係人材のキャリアパス多様化促進事業、大学院教育改革支援プログラム等）で既に実施されている関係性の高い事業による人材養成と類似性がある場合には、その相違について具体的に記述して下さい。なお、該当しない場合には、「なし」と記入して下さい。

#### 8．教育プログラムとの関連

- ・実践プログラムを教育課程に位置付けている場合には、その内容を具体的に記述して下さい。

(様式 2 - 4)

## ミッションステートメント

提案課題名	「	」
総括責任者名	「	」
提案機関名	「	」

(実施予定期間：平成20年度～平成 年度)

(1) イノベーション人材養成システムの概要

(2) 3年目における具体的な目標

- ・養成対象者の到達レベル、養成人数、養成された人材のキャリアパス等、中間時(3年目)の具体的な達成目標について記述してください。

(3) 実施期間終了時における具体的な目標

- ・人材養成対象者の到達レベル、養成人数、養成された人材の活動内容等、終了時(5年目)の具体的な達成目標について記述してください。

(4) 実施期間終了後の取組

- ・科学技術振興調整費による支援終了後、新たに構築した人材養成システムをどのようにして維持、発展させようとするのかについて記述して下さい。

(5) 期待される波及効果

- ・人材養成システム改革のモデルとして、他の組織や研究機関に及ぼす波及効果について、期待される事項を簡潔に記述して下さい。

\* 目標については、可能な限り定量的な目標を記述してください。

(様式 2 - 5)

年次計画概要

提案課題名 : 「 」  
 総括責任者名 : 「 」  
 提案機関名 : 「 」

(実施予定期間：平成 20 年度～平成 年度)

項 目	1 年度目	2 年度目	3 年度目	4 年度目	5 年度目
例) 人材養成業務従事予 定者の招へい					
養成対象者の選考	↔	↔	↔	↔	↔
実践プログラムの実施	↔		↔	↔	↔
(1)・・・			↔	↔	↔
(2)・・・				↔	↔
養成目標人数					
博士後期学生	名	名	名	名	名
若手研究者					

注) 実施時期に↔ を引き、開始及び終了時期が何月となるのかを で囲んで記入すること。

(様式 2 - 6)

所要経費の見込額

提案課題名 「 」  
 総括責任者名 「 」  
 提案機関名 「 」

(実施予定期間： 平成 2 0 年度 ~ 平成 年度)

(単位：百万円)

経費の内容	年 度					総 額
	1 年度目	2 年度目	3 年度目	4 年度目	5 年度目	
( 科学技術振興調整費 )						
1 . 設備備品費						
2 . 試作品費						
3 . 消耗品費	...					
4 . 人件費 ( 人数 )	( 人 )					
5 . その他経費						
調整費計 以下)						
( 自主的取組 )						
・ 運営費交付金						
・ 資金						
・ 競争的資金の 間接経費 <sup>注4</sup>						
自主的取組の合計						
総 計						

注 1 ) 所要経費について、別表 ( 2 7 ページ ) を参考にして経費別に見込額を記入して下さい。( 予算費目ごとではなく、大まかな内訳で可。 )

2 ) 自主的な取組に係る経費があれば、それも含めて全体像を示して下さい。

3 ) 直接経費 ( 間接経費を除いた額 ) について記述して下さい。

4 ) 競争的資金の間接経費は、新規・既存の振興調整費の間接経費も含まれます。

(様式 2 - 7)

総括責任者データ

提案構想名 「 」  
 総括責任者名 「 」  
 提案機関名 「 」  
 (実施予定期間： 平成 2 0 年度 ~ 平成 年度)

氏名(フリガナ)				西暦 19 年 月 日
氏名(漢字)				生年月日 ( 歳) *年齢は 2008 年 4 月 1 日現在
研究者番号				性別
所属機関	ふりがな 所在地	〒 - 県 市 町 - - TEL. FAX. E-mail:		
	機 関 名			
	役 職 名	所属研究機関コード		
組織運営歴	最終学歴	昭和 年 大学 学部卒業		
	学位	昭和 年 博士号( 学)取得( 大学)		
	主な職歴 と 組織運営 内容	(記入例) 昭和 年 ~ 年 大学 学部助手 について研究 昭和 年 ~ 年 大学 学部 研究員 に関する研究に従事 平成 年 ~ 年 大学 研究所長 において、 名が所属する研究所全体を統括 平成 年 ~ 年 大学学長 において、 名が所属する研究機関全体を統括 等		

(様式 2 - 8)

### 機関データ

提案課題名 「 」  
総括責任者名 「 」  
提案機関名 「 」

(実施予定期間：平成20年度～平成 年度)

提案機関について以下のデータを記載して下さい。いずれの項目も概略で構いません(詳細なパンフレット等の添付は不要です。)

1. 在籍する教授・助教授を含む研究者の総数(概数で構いません)うち、当該提案構想に携わる研究者数(概数で構いません。)

研究者総人数(人)	
当該提案に携わる研究者数(人)	

2. 財務の状況

- ・ 予算額の推移(平成16～18年度の総決算額)
- ・ 総決算額のうち、外部資金(機関全体として公募型資金等により機関外部から獲得した研究開発に係る補助金、委託費等)の総額の推移(平成16～18年度の総決算額ベース)

	平成16年度	平成17年度	平成18年度
総決算額(億円)			
外部資金の獲得総額(決算ベース、億円)			

3. 若手研究人材の状況(対象となる分野に限る)

- (1) 在籍・雇用状況

	平成16年度	平成17年度	平成18年度
博士後期課程在籍者数			
ポストドクター等人数			

- (2) 就職・進学状況

【博士後期課程修了者】

	平成16年度	平成17年度	平成18年度
修了者数			
大学院の教員(助手・講師等)			

公的な研究機関			
その他の公的機関			
企業（研究開発部門）			
企業（その他の職種）			
ポスドク（同一大学）			
ポスドク（他大学等）			
進学（留学等）			
その他			

【ポストドクター等】

	平成16年度	平成17年度	平成18年度
修了者数			
大学院の教員（助手・講師等）			
公的な研究機関			
その他の公的機関			
企業（研究開発部門）			
企業（その他の職種）			
ポスドク（同一大学）			
ポスドク（他大学等）			
進学（留学等）			
その他			

「ポストドクター等」は、文部科学省・科学技術政策研究所「大学・公的研究機関におけるポストドクター等の雇用状況調査」における下記の定義と同一として下さい。雇用人数に関しては、再調査のうえ人数が調査回答時と異なった場合には、人数を変更しても構いません。

「ポストドクター等」

本調査では、本調査では、博士の学位を取得後、任期付で任用される者であり、大学等の研究機関で研究業務に従事している者であって、教授・助教授・助手等の職にない者や、独立行政法人等の研究機関において研究業務に従事している者のうち、所属する研究グループのリーダー・主任研究員等でない者とします。（博士課程に標準修業年限以上在学し、所定の単位を修得の上退学した者（いわゆる「満期退学者」）を含みます。）

4. 他制度での助成等の有無（過去3年分、申請中、申請予定も含む）

当該提案構想に携わる組織における、科学技術システム改革、中核拠点（COE）化に関する助成のみ記述して下さい。

制度名	課題名	実施期間	金額 (千円)	本事業との 相違点・関連性

- 注 1) 実施期間中の場合は、「金額」については期間を明記して下さい。  
 2) 記載内容に変更が生じた場合は、遅滞なく提案書類提出先に報告して下さい。  
 3) この報告に漏れがあった場合は、採択の決定の取り消し等、しかるべき措置を行います。

( 様式 2 - 9 )

課題に携わる教職員等

提案課題名 「 」  
総括責任者名 「 」  
提案機関名 「 」  
( 実施予定期間： 平成 2 0 年度 ~ 平成 年度 )

- ・現時点で予定している当該提案課題に携わる主な教職員等を 1 0 名程度で記述して下さい。

氏名 ( 年齢 )	所属部局 ( 職名 )	専門分野	当該構想における役割 ( エフォート )

総合科学技術会議におけるエフォートの定義である「研究者の年間の全仕事を 1 0 0 % とした場合、そのうち当該研究の実施に必要となる時間の配分率 ( % ) 」という考え方で決定してください。なお、「全仕事時間」とは研究活動の時間のみを指すのではなく、教育活動等を含めた実質的な全仕事を指します。

(様式3 - 1)

提案書  
(女性研究者支援モデル育成)

1. 提案課題

提案課題名	(提案課題名は20字以内とし、サブタイトルはつけないこと。また、提案後、課題名の変更は基本的に認めないので注意すること。)
実施予定期間	平成20年7月～平成 年3月まで 初年度は、財務省の承認日(7月目途)以降となる。
実施予定規模	【直接経費】初年度： 百万円、総額： 百万円(様式3 - 6から転記) 【間接経費】初年度： 百万円、総額： 百万円(直接経費×0.3) 【合計】初年度： 百万円、総額： 百万円 原則として年間5千万円(間接経費を含む)を上限とする。
提案機関名 総括責任者名	
課題の概要 (300字以内)	女性研究者支援として、どのような取組を実施するのかについて記述して下さい。 様式3 - 2及び3 - 3の記述内容との整合性を確保すること。

## 2. 総括責任者・提案機関

総括責任者	氏名(フリガナ)		生年月日	西暦 19 年 月 日		
	氏名(漢字)			( 歳 ) * 2008 年 4 月 1 日現在の年齢		
	研究者番号		性別			
	所属機関名					
	役職名		所属研究機関コード			
	ふりがな 所在地	〒 - 県 市 町 - -				
		TEL.		FAX.		
		E-mail:				
所属機関の区分	所属機関が「学」「官」のいずれに該当するか記入して下さい。(独法、国研=「官」、大学=「学」)		エフォート( ) %			
事務連絡担当者 (当該担当者に審査結果等すべての連絡をいたします)	ふりがな 担当者名		役職名	左記の役職を記入して下さい。		
	所属組織・部署名					
	事務連絡先 (当該担当者に審査結果等すべての連絡をいたします)	〒 - 県 市 町 - -				
		TEL.		FAX.		
E-mail:						
機関における 経理管理責任者	せきにんしゃめい 責任者名		役職名	左記の役職を記入して下さい。		
	所属組織・部署名					
	事務連絡先	〒 - 県 市 町 - -				
		TEL.		FAX.		
E-mail:						
当該課題における 経理管理担当者	たんとうしゃめい 担当者名		役職名	左記の役職を記入して下さい。		
	所属組織・部署名					
	事務連絡先	〒 - 県 市 町 - -				
		TEL.		FAX.		
E-mail:						

総合科学技術会議におけるエフォートの定義である「研究者の年間の全仕事を100%とした場合、そのうち当該研究の実施に必要なとなる時間の配分率(%)」という考え方で決定してください。なお、「全仕事時間」とは研究活動の時間のみを指すのではなく、教育活動等を含めた実質的な全仕事時間を指します。

### 3 . 研究区分、研究キーワード

	番号	研究区分		番号	研究キーワード
主分野	別添1より2つまで記述	別添1より2つまで記述	研究 キー ワ ード		別添2より該当するものを5つまで記述
副分野		別添1より主分野と異なるものを3つまで記述			

研究代表者が他制度・事業で採択されている課題が有る場合（複数ある場合は、それぞれについて）、以下の項目を記載下さい。

研究代表者の助成の有無	有	無
他の助成の配分機関名称		
他の助成の事業名称		
他の助成の課題 I D		
他の助成の研究実施期間 （開始年度・終了年度）		
他の助成の予算額（千円）		
他の助成のエフォート（％）		

(様式3 - 2)

計画構想・概要 (A4用紙1枚)

提案課題名 「 」  
総括責任者名 「 」  
提案機関名 「 」

(実施予定期間：平成20年度～平成 年度)

機関の現状 (様式3 - 3 1. を要約すること。)

以下の観点について、提案機関の現状について記述して下さい。

- ・女性研究者の人数及び今後の見通し
- ・女性研究者支援に関する現在の取組状況

計画構想 (様式3 - 3 2. を要約すること。)

具体的に実施しようとしている女性研究者のための支援策とそれにより期待される効果について簡潔に記述して下さい。

達成目標 (ミッションステートメント) (様式3 - 4 (2) を要約すること。)

実施期間終了時の具体的な達成目標について記述して下さい。

- \* 目標については、可能な限り定量的な目標を記述してください。

(様式3-3)

### 計画構想・詳細

提案課題名 「 」  
総括責任者名 「 」  
提案機関名 「 」  
(実施予定期間：平成20年度～平成 年度)

以下の項目ごとに整理して記述して下さい。なお、枚数制限は設けませんが、簡潔かつ明瞭に記載して下さい。

#### 1. 機関の現状

(記述内容)

- (1) 女性研究者の人数及び今後の見通し(女性研究者の比率を含む)
- (2) 女性研究者支援に関する現在の取組状況(データがあるものについては過去3年分)を示して下さい。また、他の補助金等で(例 厚労省の次世代支援育成対策推進法に基づく)女性研究者支援事業に取り組んでいる場合、当該支援モデルとの違いを記述して下さい。

#### 2. 計画構想の内容

(記述内容)

- (1) 女性研究者のための、どのような支援策を実施しようとしているのかについて具体的に記述
- (2) 上記の支援策により期待される効果についても記述
- (3) 機関全体としての将来的な構想(実施期間終了後、今回の女性研究者支援モデルをどのように機関・組織の中に位置付け、維持・発展させていくか等について記述して下さい。)

#### 3. 実施体制

(実施体制を表す図を添付して下さい。その際、意思決定プロセスやマネジメント構造がわかるようなものとして下さい。)

(様式3 - 4)

### ミッションステートメント

提案課題名 「 」  
総括責任者名 「 」  
提案機関名 「 」  
(実施予定期間：平成20年度～平成 年度)

(1) 計画構想の概要

- ・現行組織の問題点、女性研究者支援の具体的な方策及び当該手法により、どのような効果が見込まれるのかを簡潔に記述して下さい。

(2) 実施期間終了時における具体的な目標

- ・可能な限り定量的に記述して下さい(具体的な目標があれば、あわせて記述して下さい。)

(3) 実施期間終了後の取組

- ・科学技術振興調整費による支援終了後、新たに構築した女性研究者の支援体制をどのようにして維持、発展させようとするのかについて記述して下さい。

(4) 期待される波及効果

- ・女性研究者支援のモデルとして、他の組織や研究機関に及ぼす波及効果について、期待される事項を簡潔に記述して下さい。

\* 目標については、可能な限り定量的な目標を記述してください。

(様式3 - 5)

計画構想の年次計画概要

提案課題名 「 」  
 総括責任者名 「 」  
 提案機関名 「 」  
 (実施予定期間： 平成20年度～平成 年度)

取組内容	1年度目	2年度目	3年度目	4年度目以降
(例) カウンセラーの育成・配置		カウンセラーの育成・相談体制の準備	カウンセラーの配置・相談体制の充実	
フレックス体制導入のための検討		検討・試行的導入		本格的導入

(様式 3 - 6)

所要経費の見込額

提案課題名 「 」  
総括責任者名 「 」  
提案機関名 「 」

(実施予定期間： 平成 2 0 年度 ~ 平成 年度)

(単位：百万円)

経費の内容	年 度			総 額
	1 年度目	2 年度目	3 年度目	
(科学技術振興調整費)				
1 . 設備備品費				
2 . 試作品費				
3 . 消耗品費	...			
4 . 人件費 (人数)				
5 . その他	( 人)			
調整費計				
(自主的取組)				
・ 運営費交付金				
・ 資金				
・ 競争的資金の 間接経費 <sup>注4</sup>				
自主的取組の合計				
総 計				

注 1 ) 所要経費について、別表 ( 3 3 ページ ) を参考にして経費別に見込額を記入して下さい。(予算費目ごとではなく、大まかな内訳で可。)

2 ) 自主的な取組に係る経費があれば、それも含めて全体像を示して下さい。

3 ) 直接経費 ( 間接経費を除いた額 ) について記述して下さい。

4 ) 競争的資金の間接経費は、新規・既存の振興調整費の間接経費も含まれます。

(様式3 - 7)

総括責任者データ

提案構想名 「 」  
 総括責任者名 「 」  
 提案機関名 「 」  
 (実施予定期間：平成20年度～平成 年度)

氏名(フリガナ)				西暦 19 年 月 日
氏名(漢字)				生年月日 ( 歳) *年齢は2008年4月1日現在
研究者番号				性別
所属機関	ふりがな 所在地	〒 - 県 市 町 - - TEL. FAX. E-mail:		
	機 関 名			
	役 職 名	所属研究機関コード		
組織運営歴	最終学歴	昭和 年 大学 学部卒業		
	学位	昭和 年 博士号( 学)取得( 大学)		
	主な職歴 と 組織運営 内容	(記入例) 昭和 年～ 年 大学 学部助手 について研究 昭和 年～ 年 大学 学部 研究員 に関する研究に従事 平成 年～ 年 大学 研究所長 において、 名が所属する研究所全体を統括 平成 年～ 年 大学学長 において、 名が所属する研究機関全体を統括 等		

(様式 3 - 8)

### 機関データ

提案課題名 「 」  
総括責任者名 「 」  
提案機関名 「 」  
(実施予定期間：平成 20 年度～平成 年度)

提案機関について以下のデータを記載して下さい。いずれの項目も概略で構いません(詳細なパンフレット等の添付は不要です。)

1. 在籍する研究者総数(概数で構いません。)  
うち、当該提案構想に携わる研究者数(概数で構いません。)

研究者総人数(人)	人(うち女性 人)
当該構想に携わる研究者数(人)	人(うち女性 人)

2. 財務の状況

- ・ 予算額の推移(平成 16～18 年度の総決算額)
- ・ 総決算額のうち、外部資金(機関全体として公募型資金等により機関外部から獲得した研究開発に係る補助金、委託費等)の総額の推移(平成 16～18 年度の総決算額ベース)

	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度
総決算額(億円)			
外部資金の獲得総額(決算ベース、億円)			

3. 他制度での助成等の有無(申請中、申請予定も含む)  
当該提案構想に携わる組織における、女性研究者支援に関する他制度の助成のみ記述して下さい。

制度名	課題名	実施期間	金額(千円)	本事業との相違点・関連性

- 注 1) 実施期間中の場合は、「金額」については期間を明記して下さい。  
2) 記載内容に変更が生じた場合は、遅滞なく提案書類提出先に報告して下さい。  
3) この報告に漏れがあった場合、採択の決定の取り消し、しかるべき措置を行います。

( 様式 3 - 9 )

計画構想に携わる教職員等

- ・現時点で予定している当該提案課題に携わる主な教職員等を 10 名程度で記述して下さい。

氏名 ( 年齢 )	所属部局 ( 職名 )	専門分野	当該構想における役割 ( エフォート )

総合科学技術会議におけるエフォートの定義である「研究者の年間の全仕事を 100%とした場合、そのうち当該研究の実施に必要となる時間の配分率(%)」という考え方で決定してください。なお、「全仕事時間」とは研究活動の時間のみを指すのではなく、教育活動等を含めた実質的な全仕事を指します。

(様式4 - 1)

提案書  
(先端融合領域イノベーション創出拠点の形成)

1. 提案構想

提案構想名	(提案構想名は20字以内とし、サブタイトルはつけないこと。また、提案後の構想名の変更は基本的に認めないので注意すること。)
実施予定期間	平成20年7月～平成 年3月まで 初年度は、財務省の承認日(7月目途)以降となる。
実施予定規模	【直接経費】初年度： 百万円、総額： 百万円(様式4-9から転記) 【間接経費】初年度： 百万円、総額： 百万円(直接経費×0.3) 【合計】初年度： 百万円、総額： 百万円 原則として年間5～10億円程度(間接経費を含む)程度とする。ただし、当初の3年間については原則として年間3億円(間接経費含む)を上限とする
提案機関名 総括責任者名	
協働機関名 責任者名	
融合する領域	
拠点化構想 の概要 (300字以内)	何を目的としてどのような拠点形成に取り組むのかについて記述して下さい。 様式4-2、4-3及び4-4の記述内容との整合性を確保すること。

2. 提案機関・協働機関

総括 責任者	氏名(フリガナ)		生年月日	西暦 19 年 月 日		
	氏名(漢字)			( 歳 ) * 2008 年 4 月 1 日現在の年齢		
	研究者番号		性別			
	所属機関名					
	役職名		所属研究機関コード			
	ふりがな 所在地	〒 - 県 市 町 - -				
		TEL.		FAX.		
		E-mail:				
所属機関 の区分	所属機関が「学」「官」のいずれに該当するか記入して下さい。(独法、国研=「官」、大学=「学」)		イフォート( ) %			
事務連絡 担当者 (当該担当者に審査結果等 すべての連絡をいたします)	ふりがな 担当者名		役職名	左記の役職を記入して下さい。		
	所属組織・部署名					
	事務 連絡先 (当該担当者に審査結果等 すべての連絡をいたします)	〒 - 県 市 町 - -				
		TEL.		FAX.		
E-mail:						
機関に おける経理 管理責任者	せきにんしゃめい 責任者名		役職名	左記の役職を記入して下さい。		
	所属組織・部署名					
	事務 連絡先	〒 - 県 市 町 - -				
		TEL.		FAX.		
E-mail:						
当該課題に おける経理 管理担当者	たんとうしゃめい 担当者名		役職名	左記の役職を記入して下さい。		
	所属組織・部署名					
	事務 連絡先	〒 - 県 市 町 - -				
		TEL.		FAX.		
E-mail:						

協働機関 責任者	ふりがな 責任者名		生年月日	西暦 19 年 月 日 ( 歳) * 2008 年 4 月 1 日現在の年齢	
	所属機関名				
	役職名				
	ふりがな 所在地	〒	県	市	町
		TEL.	FAX.		
		E-mail:			
エフォート %					

注) 協働機関が複数の場合は、欄を追加してすべての協働機関について記載して下さい。

総合科学技術会議におけるエフォートの定義である「研究者の年間の全仕事を100%とした場合、そのうち当該研究の実施に必要となる時間の配分率(%)」という考え方で決定してください。なお、「全仕事時間」とは研究活動の時間のみを指すのではなく、教育活動等を含めた実質的な全仕事を指します。

### 3. 研究区分、研究キーワード

	番号	研究区分		番号	研究キーワード
主分野	別添1より2 つ記述	別添1より2つまで記述	研究 キー ワード		別添2より該当するものを5つまで記述
副分野		別添1より主分野と異なるものを3つまで記述			

主分野は2つまで記述して下さい。3つ以上ある場合は、副分野に記述して下さい。

研究代表者が他制度・事業で採択されている課題が有る場合(複数ある場合は、それぞれについて)以下の項目を記載下さい。

研究代表者の助成の有無	有 無
他の助成の配分機関名称	
他の助成の事業名称	
他の助成の課題ID	
他の助成の研究実施期間 (開始年度・終了年度)	
他の助成の予算額(千円)	
他の助成のエフォート(%)	

( 様式 4 - 2 )

拠点化構想・概要 ( A 4 用紙 2 枚以内 )

提案構想名 「 」  
総括責任者名 「 」  
提案機関名 「 」  
協働機関名 「 」

( 実施予定期間 : 平成 2 0 年度 ~ 平成 年度 )  
様式 4 - 3 の記述内容を要約し、記載下さい。

機関の現状 ( 様式 4 - 3 1 . を要約すること )

以下の観点について、提案機関及び協働機関の現状について記述して下さい。  
・提案機関及び協働機関における研究ポテンシャルの現状、欧米との比較等  
・提案機関における研究開発・人材育成の実績  
・協働機関における技術開発の実績

拠点化の対象とする先端融合領域及び研究開発 ( 様式 4 - 3 2 . を要約すること )

以下の観点について、拠点化の対象とする先端融合領域について記述して下さい。  
・拠点で取り組む領域及び研究の内容 ( 要素技術、手法等 )  
・関連分野における国内外の研究開発動向  
・先端融合領域として取り組む必要性・重要性  
・先端融合領域として見込まれる将来性

拠点化構想 ( 様式 4 - 3 3 . を要約すること )

以下の視点を踏まえて拠点化構想の概要を記述して下さい。  
・システム改革の内容 ( 企業が研究資源を提供しやすくするための特別な規則の設定、多様な人材の活用方策、人材流動化の促進等 )  
・企業との協働体制 ( 企業からのコミットメントの具体的内容、研究者・技術者の確保方策、協働体制の運営方法、研究成果の取扱いの方針等 )  
・人材育成 ( 人材育成のための具体的な仕組み、育成された人材の活用方策等 )  
・他の機関への波及効果

ミッションステートメントの概要 ( 様式 4 - 4 ( 2 ) ~ ( 4 ) の内容を要約すること )

拠点化構想の実現に当たっての、絞り込み期間終了時 ( 3 年目 ) 中間時 ( 7 年目 ) 及び終了時 ( 1 0 年目 ) の具体的な達成目標について記述して下さい。

\* 目標については、可能な限り定量的な目標を記述してください。

(様式4 - 3)

## 拠点化構想・詳細

提案構想名 「 」  
総括責任者名 「 」  
提案機関名 「 」  
協働機関名 「 」  
(実施予定期間： 平成20年度～平成 年度)

以下の項目ごとに整理して記述して下さい。なお、枚数制限は設けませんが、簡潔かつ明瞭に記載して下さい。

### 1. 機関の現状

(記述内容)

- (1) 提案機関及び協働機関の有する研究ポテンシャル(欧米との比較を含む。)の内容
- (2) 提案機関における研究開発及び人材育成の実績(データがあるものについては過去3年分を示して下さい。)
- (3) 協働機関における技術開発の実績(データがあるものについては過去3年分を示して下さい。)

### 2. 拠点化の対象とする先端融合領域及び研究開発

(記述内容)

- (1) 拠点で取り組む領域及び研究の内容(要素技術、手法等について記述して下さい。特に、どこに従来の研究開発にない独創性があるか、先行する同様の研究開発領域が存在する場合はそれがどのように活かされるのかについて記述して下さい。)
- (2) 関連分野における国内外の研究開発動向(国際的な水準から見た我が国の現状、当該分野における我が国の優位性等について記述して下さい。)
- (3) 先端融合領域として取り組む必要性・重要性(既存の分野では対応できない理由、複数の分野が協力することにより得られるメリット等について具体的に記述して下さい。)
- (4) 先端融合領域として見込まれる将来性(融合分野としての期待度について、長期的な視点、イノベーション創出の視点から具体的に記述して下さい。)

### 3. 拠点化構想の内容

(1) システム改革の内容

(記述内容)

- ・ どのようなシステム改革を実現しようとしているのかについて以下の視点について

## 具体的に記述

企業が研究資源を提供しやすくするための特別な規則の設定（知的財産の取扱いや機密保持に関する規則等）

多様な人材の活用方策（若手研究者、女性研究者の積極的活用、優れた研究者の確保と外国人研究者の受入れ態勢の整備等）

人材流動化の促進（現給保障・能力給の導入、産学の人材交流の促進等）

## （２）企業との協働体制

### （記述内容）

- ・ 以下の視点について具体的に記述

企業からのコミットメントの具体的な内容

研究者・技術者の確保方策（主要な要素技術に関して国際的に高い実績を有する研究者・技術者を確保する仕組み）

協働体制の運営方法（運営委員会の設置等、意思決定プロセス等マネジメントの具体的な方法）

研究成果の取扱いの方針（知的財産の取扱い、実用化・産業化へつなげるための戦略等）

その他

協働機関が１機関である場合には、拠点化構想の実現に向けて、過不足がないことについて記述。協働機関が６機関以上である場合には、拠点化構想の実現に向けて、混乱が生じないことについて記述。

## （３）人材育成

### （記述内容）

- ・ 以下の視点について具体的に記述

人材育成のための具体的な仕組み（育成対象者、育成目標、育成手法等）

育成された人材の活用方策（育成された人材に想定されるキャリアパス等）

## （４）波及効果

### （記述内容）

- ・ 拠点化により見込まれる他の研究機関等への波及効果について記述

## ４．システム改革の実現性とその実施体制

（実施体制を表す図を添付して下さい。その際、意思決定プロセスやマネジメント構造がわかるようなものとして下さい。）

( 様式 4 - 4 )

### ミッションステートメント

提案構想名	「	」
総括責任者名	「	」
提案機関名	「	」
協働機関名	「	」

( 実施予定期間： 平成 2 0 年度 ~ 平成 年度 )

( 1 ) 拠点化構想の概要

- ・協働体制の下でどのような研究開発や人材育成を行うのか、それによりどのような拠点を形成するのかについて簡潔に記述して下さい。

( 2 ) 絞り込み期間終了時 ( 3 年目 ) における具体的な目標

- ・可能な限り定量的に記述して下さい ( 具体的な目標があればあわせて記述して下さい。 )

( 3 ) 中間時 ( 7 年目 ) における具体的な目標

- ・可能な限り定量的に記述して下さい ( 具体的な目標があればあわせて記述して下さい。 )

( 4 ) 終了時 ( 1 0 年目 ) における具体的な目標

- ・可能な限り定量的に記述して下さい ( 具体的な目標があればあわせて記述して下さい。 )

( 5 ) 実施期間終了後の取組

- ・科学技術振興調整費による支援終了後、新たに構築した拠点・システムをどのようにして維持、運営、発展させようとするのかについて記述して下さい。

( 6 ) 期待される波及効果

- ・イノベーション創出のモデルとして、他の組織や研究機関に及ぼす波及効果について、期待される事項を簡潔に記述して下さい。

\* 目標については、可能な限り定量的な目標を記述してください。

(様式4 - 5)

### 調整費充当計画

提案構想名	「	」
総括責任者名	「	」
提案機関名	「	」
協働機関名	「	」

(実施予定期間：平成20年度～平成 年度)

以下の項目ごとに整理して記述して下さい。なお、枚数制限は設けませんが、簡潔かつ明瞭に記載して下さい。

#### 1. 計画の概要について

(記述内容)

- ・ 科学技術振興調整費により実施しようとする業務とその概要について記述して下さい。

(記入例)

- 「...のため...のマネジメントが行える人を採用する。」
- 「...の研究のため...外国人を含めた若手研究者を雇用する。」 等

#### 2. 拠点化構想との関係について

(記述内容)

- (1) 調整費充当計画が拠点化構想の実現にどのように資するかについて、具体的に記述
- (2) 拠点化構想の実現に向けて、調整費充当計画以外に、提案機関自らの資金や協働機関からの資金、外部資金を活用して実施する取組がある場合は、その内容及び調整費充当計画との関係についても記述

( 様式 4 - 6 )

### 総括責任者

提案構想名	「	」
総括責任者名	「	」
提案機関名	「	」
協働機関名	「	」

( 実施予定期間： 平成 2 0 年度 ~ 平成 年度 )

以下の項目ごとに整理して記述して下さい。なお、枚数制限は設けませんが、簡潔かつ明瞭に記載して下さい。

#### 1 . 総括責任者の役割・裁量権

( 記述内容 )

- ( 1 ) 拠点化構想における当該総括責任者の役割と権限について記述
- ( 2 ) 拠点における総括責任者と各部門の責任者との関係・役割分担についても記述

#### 2 . 総括責任者と協働機関の責任者との間の連携

( 記述内容 )

- ・ 拠点化構想における提案機関の総括責任者と協働機関の責任者との間の連携体制について記述

( 様式 4 - 7 )

### 実施期間終了後の取組

提案構想名	「	」
総括責任者名	「	」
提案機関名	「	」
協働機関名	「	」

( 実施予定期間： 平成 2 0 年度 ~ 平成 年度 )

枚数制限は設けませんが、簡潔かつ明瞭に記載して下さい。

( 記述内容 )

- ・ 科学技術振興調整費による実施期間終了後、引き続き、構築した拠点・システムを自律的に維持、運営、発展させるために、どのような計画を有し、またどのような措置を講じようとしているのかについて記述（特に、実施期間終了後における自立的な維持運営の方策、資金計画の見通し、及びこれらを実現するための計画や措置内容について具体的に記述して下さい。）

( 様式 4 - 8 )

拠点化構想及び調整費充当計画の年次計画概要

提案構想名 「 」  
 総括責任者名 「 」  
 提案機関名 「 」  
 協働機関名 「 」  
 ( 実施予定期間： 平成 2 0 年度 ~ 平成 年度 )

項 目	1 年度目	2 年度目	3 年度目	4 年度目	5 年度目	6 年度目	7 年度目	8 年度目	9 年度目	10 年度目
機関全体としての 拠点化構想 ・・・の導入		←→								
・・・の実施			←→							
調整費充当計画 ・・・の導入のうち		←→								
・・・の実施のうち			←→							

(様式4 - 9)

所要経費の見込額

提案構想名 「 」  
 総括責任者名 「 」  
 提案機関名 「 」  
 協働機関名 「 」

(実施予定期間： 平成20年度～平成 年度)

(単位：百万円)

項目	1年度目	2年度目	3年度目	4年度目	5年度目	6年度目	7年度目	8年度目	9年度目	10年度目	総計
科学技術振興調整費											
1. 設備備品費											
2. 試作品費											
3. 消耗品費											
4. 人件費											
5. その他経費											
調整費計											
それ以外の経費											
・協働機関からの資金											
・運営費交付金											
・資金											
・競争的資金の間接経費 <sup>注3</sup>											
それ以外の経費合計											
総計											

注1) 所要経費について、別表(43ページ)を参考にして経費別に見込額を記入して下さい。(予算費目ごとではなく、大まかな内訳で可。)

注2) 直接経費(間接経費を除いた額)について記述して下さい。

注3) 競争的資金の間接経費には、新規・既存の振興調整費(本提案)の間接経費も含まれます。

( 様式 4 - 1 0 )

諮問委員会の構成メンバー案

提案構想名 「 」  
総括責任者名 「 」  
提案機関名 「 」  
協働機関名 「 」  
( 実施予定期間： 平成 2 0 年度 ~ 平成 年度 )

候補委員名	所属

注 1 ) 候補者 5 名程度を記述して下さい。

2 ) 事前に了解を取る必要はありませんが、その場合は、名前の後に括弧書きで「未調整」と記載して下さい。

(様式4 - 11)

### 機関データ

提案構想名 「 」  
総括責任者名 「 」  
提案機関名 「 」  
協働機関名 「 」  
(実施予定期間： 平成20年度～平成 年度)

以下のデータを記載して下さい。いずれの項目も概略で構いません(詳細なパンフレット等の添付は不要です。)

#### 1. 提案機関

- (1) 在籍する研究者総数(概数で構いません。)  
うち、当該提案構想に携わる研究者数(概数で構いません。)

研究者総人数(人)	
当該提案構想に携わる研究者数(人)	

#### (2) 財務の状況

- ・ 予算額の推移(平成16～18年度の総決算額)
- ・ 総決算額のうち、外部資金(機関全体として公募型資金等により機関外部から獲得した研究開発に係る補助金、委託費等)の総額の推移(平成16～18年度の総決算額ベース)

	平成16年度	平成17年度	平成18年度
総決算額(億円)			
外部資金の獲得総額(決算ベース、億円)			

( 3 ) 他制度での助成等の有無 ( 申請中、申請予定も含む )

提案機関における、科学技術システム改革、中核拠点 ( C O E ) 化に関する助成のみ、記述して下さい。

他制度における助成

制度名	課題名	実施期間	金額 (千円)	本事業との 相違点・関連性

注 1 ) 実施期間中の場合は、「金額」については期間を明記して下さい。

2 ) 記載内容に変更が生じた場合は、遅滞なく提案書類提出先に報告して下さい。

3 ) この報告に漏れがあった場合、採択の決定の取り消し等、しかるべき措置を行います。

## 2. 協働機関

企 業 名	株式会社
代表取締役氏名	調整費太郎
主たる業務	
資本金（百万円）	（百万円）
従業員数（人）	×××（人）
直近3年間売上高 平成16年度 平成17年度 平成18年度	億円 億円 億円
コミットメントの 概要	

協働機関が複数ある時は、すべての機関について記載して下さい。

( 様式 4 - 1 2 )

拠点化構想に携わる研究者等

氏名 ( 年齢 )	所属機関 ( 職名 )	専門分野	当該構想における役割 ( エフォート )
			%
			%

「エフォート」は、総合科学技術会議におけるエフォートの定義である「研究者の年間の全仕事を100%とした場合、そのうち当該研究の実施に必要となる時間の配分率(%)」という考え方で決定してください。なお、「全仕事時間」とは研究活動の時間のみを指すのではなく、教育活動等を含めた実質的な全仕事を指します。

確 認 書

文部科学省 御中

( 提案機関 )

機関名

役職・氏名

職印

( 協働機関 )

機関名

役職・氏名

職印

協働機関が複数ある場合は、  
全機関が連名で記述・押印して下さい。

科学技術振興調整費（先端融合領域イノベーション創出拠点の形成）に提案しております、下記の構想について、採択された場合には、株式会社が、協働機関として参加し、下記のコミットメントを行うことを確認します。

提案構想名 「 」

コミットメントの内容

- ( 1 ) 拠点化構想にある協働機関のコミットメントの具体的な内容について記述して下さい。
- ( 2 ) 協働機関が複数ある場合は、機関ごとに分けて記載して下さい。
- ( 3 ) 様式 4 - 2、4 - 3 及び 4 - 4 との整合性に留意して下さい。

注) 協働機関の役職・氏名については、コミットメントの内容に関して権限を有する者の役職・氏名を記載し、職印（機関名（社名）役職名を表示したもの）を押印して下さい。職印がない場合には、当該者の記名押印のほか、必ず社判を押印して下さい。

( 様式 4 - 1 4 )

**研究者データ**  
 ( 総括責任者及び中心的役割を担う参画する研究者 ( 1 0 名程度 ) について作成 )

氏名(フリガナ)			生年月日	西暦 19 年 月 日 ( 歳 ) * 年齢は 2008 年 4 月 1 日現在	
氏名(漢字)					
研究者番号			性別		
所属機関	ふりがな 所在地	〒 - 県 市 町 - - TEL. FAX. E-mail:			
	機関名 所属部署				
	役職名			所属研究機関コード	
研究歴	最終学歴	昭和 年 大学 学部卒業			
	学位	昭和 年 博士号 ( 学 ) 取得 ( 大学 )			
	主な職歴 と 研究内容	( 記入例 ) 昭和 年 ~ 年 大学 学部助手 について研究 昭和 年 ~ 年 大学 学部 研究員 に関する研究に従事 平成 年 ~ 年 大学 学部教授 について研究			

(様式4 - 14・別紙1)

### 業務従事率(エフォート)に関する情報

氏名			1年間の全業務時間	毎月平均	時間 ×	ヶ月	
	制度名	課題名	実施期間・規模	提案課題との仕訳、関連性		エフォート	
本提案課題	-	-	-	-		%	
科学技術振興調整費による他の実施課題	プログラム	「 」(参画者)	H16～H19 百万円/年			%	
他の公的競争的資金(独法によるものを含む。)		「 」(代表者)	H19～H21 百万円/年 (申請中)			%	
民間等からの競争的資金						%	
その他の公的研究助成						%	
経常的業務						%	

(記載要領)

1. 既に実施しているもの及び現在申請中のものを漏れなく記載して下さい。記入欄が不足する場合は、記入欄を付け足して下さい(複数枚になっても結構です。)
2. 「課題名」の欄には、代表者として従事しているのか、分担者・参画者として従事しているのかがわかるように記載して下さい。
3. 申請中のものについては、「実施期間・規模」の欄に「申請中」である旨明記して下さい。
4. 「実施期間・規模」の実施規模については、代表者として従事している場合は全額、分担者・参画者として従事している場合は実際に経費を受給している額を記載して下さい。
5. 「エフォート」は、総合科学技術会議におけるエフォートの定義である「研究者の年間の全仕事時間を100%とした場合、そのうち当該研究の実施に必要なとなる時間の配分率(%)」という考え方で決定してください。なお、「全仕事時間」とは研究活動の時間のみを指すのではなく、教育活動等を含めた実質的な全仕事時間を指します。
6. 「他の公的競争的資金」については、科学研究費補助金、厚生労働科学研究費補助金、戦略的創造研究推進事業等の科学技術振興調整費以外の公的競争的資金について記載して下さい。
7. 「民間等からの競争的資金」については、公的競争的資金のほか、研究者が公募により競争的な環境から獲得できる外部資金のうち、1千万円を超えるものについて記載して下さい。
8. 「その他の公的研究助成」については、プロジェクト型研究等として国又は独法から獲得している研究助成等について記載して下さい。
9. 「経常的業務」については、経常的に行っている研究や業務(講義、事務等)について、その内容を記載して下さい。

【注意】 記載内容に変更が生じた場合は、遅滞なく提案書類提出先に報告して下さい。  
この報告に漏れがあった場合、採択の決定の取り消し等、しかるべき措置を行います。



(様式5 - 1)

提案書  
(地域再生人材創出拠点の形成)

1. 提案構想

地域再生人材養成 ユニット名	設置しようとする地域再生人材養成ユニットの名称を記入して下さい。 (20字以内とし、サブタイトルはつけないこと。また、提案後、ユニット名の変更は基本的に認めないので注意すること。)
人材養成ユニット 設置予定機関・場所	大学 学部 等 〒 - 県 市 町 - -
実施予定期間	平成20年7月～平成 年3月まで 初年度は、財務省の承認日(7月日途)以降となる。
実施予定規模	【直接経費】初年度： 百万円、総額： 百万円(様式5 - 6から転記) 【間接経費】初年度： 百万円、総額： 百万円(直接経費×0.3) 【合計】初年度： 百万円、総額： 百万円 原則として年間5千万円(間接経費を含む)を上限とする。
提案機関名 総括責任者名	
連携する 自治体の名称	
課題の概要 (200字以内)	地域再生のための人材養成としてどのような取組を実施するのかについて記述して下さい。 様式5 - 2及び5 - 3の記述内容との整合性を確保すること。

2. 総括責任者・提案機関

総括責任者	氏名(フリガナ)		生年月日	西暦 19 年 月 日		
	氏名(漢字)			( 歳 ) * 2008年4月1日現在の年齢		
	研究者番号			性別		
	所属機関名					
	役職名			所属研究機関コード		
	ふりがな 所在地	〒 - 県 市 町 - -		TEL.		FAX.
		E-mail:				
		所属機関 の区分	学		イフォート	%
自治体 担当者	ふりがな 担当者名			役職名		
	所属組織・部署名					
	連絡先	〒 - 県 市 町 - -		TEL.		FAX.
		E-mail:				
事務連絡 担当者 (当該担当者に審査結果等 すべての連絡をいたします)		ふりがな 担当者名			役職名	
	所属組織・部署名					
	事務 連絡先 (当該担当者に審査結果等 すべての連絡をいたします)	〒 - 県 市 町 - -		TEL.		FAX.
		E-mail:				
機関に おける経理 管理責任者		せきにしやめい 責任者名			役職名	
	所属組織・部署名					
	事務 連絡先	〒 - 県 市 町 - -		TEL.		FAX.
		E-mail:				
当該課題に おける経理 管理担当者		たんとうしゃ 担当者			役職名	
	所属組織・部署名					
	事務 連絡先	〒 - 県 市 町 - -		TEL.		FAX.
		E-mail:				

「エフォート」は、総合科学技術会議におけるエフォートの定義である「研究者の年間の全仕事を100%とした場合、そのうち当該研究の実施に必要となる時間の配分率(%)」という考え方で決定してください。なお、「全仕事時間」とは研究活動の時間のみを指すのではなく、教育活動等を含めた実質的な全仕事時間を指します。

### 3. 研究区分、研究キーワード

	番号	研究区分		番号	研究キーワード
主分野	別添1より1つ記述	別添1より1つ記述	研究 キー ワード		別添2より該当するものを5つまで記述
副分野		別添1より主分野と異なるものを3つまで記述			

上記に記載された内容に基づき、提案書類を分類して審査を行います。

研究代表者が他制度・事業で採択されている課題が有る場合(複数ある場合は、それぞれについて)以下の項目を記載下さい。

研究代表者の助成の有無	有	無
他の助成の配分機関名称		
他の助成の事業名称		
他の助成の課題ID		
他の助成の研究実施期間 (開始年度・終了年度)		
他の助成の予算額(千円)		
他の助成のエフォート(%)		

( 様式 5 - 2 )

地域再生人材創出構想・概要 ( A 4 用紙 1 枚 )

地域再生人材養成ユニット名 「 」  
総括責任者名 「 」  
提案機関名 「 」

( 実施予定期間： 平成 2 0 年度 ~ 平成 年度 )

地域の現状と地域再生に向けた取組状況 ( 様式 5 - 3 1 . を要約すること )

以下の観点について、提案機関の現状について記述して下さい。

- ・ 地域の現状と課題
- ・ 提案機関、自治体、企業等におけるこれまでの地域再生に向けた取組実績と今後の方向性

地域再生人材創出構想 ( 様式 5 - 3 2 . を要約すること )

以下の視点を踏まえて地域再生人材創出構想の概要を記述して下さい。

- ・ 人材養成の目的 ( どのような分野において、どのようなレベルの人材をどの程度養成するか等 )
- ・ 人材養成の手法 ( カリキュラム、実習等の養成手法の概要、到達レベルの判断方法、機関全体としての将来的な構想等 )
- ・ 人材養成の達成目標 ( 人材養成対象者の到達レベル、養成人数、養成された人材の地域活性化に向けた活動内容等 )

自治体との連携・地域再生の観点 ( 様式 5 - 3 3 . を要約すること )

以下の視点を踏まえて地域再生人材創出構想の概要を記述して下さい。

- ・ 自治体との連携の具体的な内容
- ・ 地域再生の取組等との関連性
- ・ 地域のニーズの内容
- ・ 地元の企業等からの協力の内容
- ・ 成果として見込まれる地域再生への貢献度

ミッションステートメントの概要 ( 様式 5 - 4 を要約すること )

人材養成の達成目標 ( 人材養成対象者の到達レベル、養成人数等 ) 養成された人材が当該地域の活性化に向けてどのように活躍するのかを含め、中間時 ( 3 年目 ) 及び終了時 ( 5 年目 ) の具体的な達成目標について記述してください。

\* 目標については、可能な限り定量的な目標を設定してください。

(様式5 - 3)

地域再生人材創出構想・詳細

地域再生人材養成ユニット名 「 」  
総括責任者名 「 」  
提案機関名 「 」  
(実施予定期間：平成20年度～平成 年度)

以下の項目ごとに整理して記述して下さい。なお、枚数制限は設けませんが、簡潔かつ明瞭に記載して下さい。

1. 地域の現状と地域再生に向けた取組状況

(1) 地域の現状と課題

(記述内容)

地域における社会的・経済的ニーズ(新産業の創出、地域の活性化等)や課題

(2) 地域再生に向けた取組実績と今後の方向性

(記述内容)

提案機関における人材養成の実績

提案機関における研究等のポテンシャルと地元地域への貢献実績・貢献見込

自治体における地域再生の取組と今後の方向性

地域の企業等による地域再生の取組と今後の方向性

2. 地域再生人材創出構想の内容

(1) 人材養成の目的

(記述内容)

養成の対象者、養成すべき人材像

養成修了者の活躍の場、地域再生への具体的な貢献

(2) 人材養成の手法

(記述内容)

養成手段及び目標とする人材像(人材養成の目標の分析から系統立てて説明して下さい。特別なカリキュラムを用意し、これにより大学院生に学位を取得させる、企業の技術者を対象として短期集中コースを設ける等、対象者をどのような手法で目標とするレベルに到達させようとするのか)

人材養成業務の従事者(どのような実績を有する者が、どのような処遇で業務に取り組むのか。また、当該従事者だからこそ期待できる効果・メリットは何か、具体的に記述して下さい。)

人材養成業務の実施内容(対象者の選考方法、実施するカリキュラムや研究計画等について具体的に記述して下さい。また、カリキュラム、業務計画については別紙と

して概要を取りまとめた表を必ず添付して下さい。なお、通常の大学（大学院）教育の延長として研究開発に従事させる等の単純なOJTではなく、養成目標を達成するための工夫を盛り込んだ内容が求められます。）

到達レベルの要件とその判断方法（到達レベルと修了認定方法を具体的に記述して下さい。）

機関における地域再生人材養成ユニットの位置付け（実施期間終了後にどのように自立的に運営するかについても記述して下さい。）

提案にいたる準備、調査等の状況（業務従事者のリクルート、養成対象者の選考状況等について記述して下さい。）

### 3．自治体との連携・地域再生の観点

（記述内容）

自治体との連携の具体的な内容（地域再生の取組との連携方法、人材養成に当たっての自治体の協力、養成者の活用方策等の自治体からのコミットメントの内容について記述して下さい。）

地域再生の取組等との関連性（特に、選定後に認定申請予定の地域再生計画における位置付け）

地域としての個性・特色及び地域のニーズの内容（ニーズの把握方法についてもあわせて記述して下さい。）

地元の企業等からの協力の内容

成果として見込まれる地域再生への貢献度

### 4．システム改革の実現性とその実施体制

（実施体制を表す図を添付して下さい。その際、意思決定プロセスやマネジメント構造がわかるようなものとして下さい。）

( 様式 5 - 4 )

### ミッションステートメント

地域再生人材養成ユニット名 「」  
総括責任者名 「」  
提案機関名 「」

( 実施予定期間： 平成 2 0 年度 ~ 平成 年度 )

( 1 ) 地域再生人材創出構想の概要

- ・地域の現状と人材養成の目的や手法、養成された人材の活動内容等について記述してください。

( 2 ) 3 年目における具体的な目標

- ・人材養成対象者の到達レベル、養成人数、養成された人材の活動内容等、中間時 ( 3 年目 ) の具体的な達成目標について記述してください。

( 3 ) 実施期間終了後の取組

- ・人材養成対象者の到達レベル、養成人数、養成された人材の活動内容等、中間時 ( 3 年目 ) の具体的な達成目標について記述してください。

( 4 ) 期待される波及効果

- ・地域の企業や地元地域への波及効果や、他の人材養成機関への波及効果等について記述してください。

\* 目標については、可能な限り定量的な目標を記述してください。

(様式5 - 5)

業務年次計画表

地域再生人材養成ユニット名 「 」  
 総括責任者名 「 」  
 提案機関名 「 」  
 (実施予定期間： 平成20年度～平成 年度)

項目	1年度目	2年度目	3年度目	4年度目	5年度目
例) 人材養成業務従事予 定者の招へい	◇				
養成対象者の選考	↔	↔	↔	↔	↔
講義 (1)・・・	↔	↔	↔	↔	↔
(2)・・・		↔	↔	↔	↔
研究開発(人材養成に 直接関わる内容に限 る)	↔	↔			
(1) の準備		↔	↔		
(2) の解析					
養成目標人数	5 < 1 0 >	6 < 1 2 >	5 < 1 2 >	∴ < ∴ ∴ >	∴ < ∴ ∴ >

注1) 実施時期に ↔ を引き、開始及び終了時期が何月となるのかを で囲んで記入すること。  
 2) 「養成目標人数」欄には、上段は当該年度の修了予定者数を記入し、下段の< >内には当該年度の在籍者数(修了予定者数を含む)を記入すること。

(様式5 - 6)

所要経費の見込額

地域再生人材養成ユニット名 「 」  
総括責任者名 「 」  
提案機関名 「 」  
(実施予定期間： 平成20年度～平成 年度)

(単位：百万円)

経費の内容	年 度					総 額
	1年度目	2年度目	3年度目	4年度目	5年度目	
1 設備備品費	...					
2 試作品費						
3 消耗品費						
4 人件費(人数)						
教授	... ( 人)					
助教授	... ( 人)					
主任研究員	... ( 人)					
研究補助員	... ( 人)					
5 その他経費	...					
	...					
総 計	...	...				

- 注1) 所要経費について、別表(50ページ)を参考にして見込額を記入して下さい。  
(予算費目ごとではなく、大まかな内訳で可。)
- 2) 人件費は、科学技術振興調整費により手当とする人材養成業務に従事する者を職階(教授、助教授、主任研究員、研究補助員等)に分けて、年度ごとにそれぞれ科学技術振興調整費により手当とする従事人数を記述して下さい。
- 3) 直接経費(間接経費を除いた額)について記述して下さい。



(様式 5 - 8)

### 人材養成従事者リスト

地域再生人材養成ユニット名 「 」  
 総括責任者名 「 」  
 提案機関名 「 」  
 (実施予定期間： 平成 2 0 年度 ~ 平成 年度)

氏 名	所属機関名	職 名	提案課題における役割	エフォート
	大学 学部	教授	総括責任者	%
	(独) 研究機構 研究所	主任研究員	カリキュラムの作成、講師	%
	株式会社 研究所	研究部長	講師	%
× × × ×	× × 大学大学院 × × 研究科	助教授	講師・技術指導	%
	大学 研究センター	特任教授	講師・技術指導	%

- 注 1) 総括責任者だけでなく、人材養成従事予定者全員について記載して下さい。(地元の自治体や企業から派遣される者についても記載して下さい。)
- 2) 所属機関が大学の場合は、学部・研究科、研究所又は研究センターまで記載して下さい。その他の研究機関の場合は、研究所、研究部門まで記載して下さい。
- 3) 「エフォート」は、総合科学技術会議におけるエフォートの定義である「研究者の年間の全仕事を 100%とした場合、そのうち当該研究の実施に必要なとなる時間の配分率(%)」という考え方で決定してください。なお、「全仕事時間」とは研究活動の時間のみを指すのではなく、教育活動等を含めた実質的な全仕事時間を指します。

(様式 5 - 9)

研究者データ

地域再生人材養成ユニット名 「  
 総括責任者名 「  
 提案機関名 「

(実施予定期間：平成20年度～平成 年度)

(人材養成業務従事予定者 主要な10名程度について作成)

氏名(フリガナ)			生年月日	西暦 19 年 月 日 ( 歳) *年齢は2008年4月1日現在	
氏名(漢字)					
研究者番号			性別		
所属機関	ふりがな 所在地	〒 - 県 市 町 - - TEL. FAX. E-mail:			
	機関名 所属部署				
	役職名			所属研究機関コード	
研究歴	最終学歴	昭和 年 大学 学部卒業			
	学位	昭和 年 博士号( 学)取得( 大学)			
	主な職歴 と 研究内容	(記入例) 昭和 年～ 年 大学 学部助手 について研究 昭和 年～ 年 大学 学部 研究員 に関する研究に従事 平成 年～ 年 大学 学部教授 について研究			

( 様式 5 - 9 ・ 別紙 1 )

### 業務従事率 ( エフォート ) に関する情報

氏名			1年間の全業務時間	毎月平均	時間 ×	ヶ月	
	制度名	課題名	実施期間・規模	提案課題との仕訳、関連性		エフォート	
本提案課題	-	-	-	-		%	
科学技術振興調整費による他の実施課題	プログラム	「 」(代表者)	H16～H19 百万円/年			%	
他の公的競争的資金(独法によるものを含む。)		「 」(分担者)	H19～H21 百万円/年 (申請中)			%	
民間等からの競争的資金						%	
その他の公的研究助成						%	
経常的業務						%	

( 記載要領 )

- 既に実施しているもの及び現在申請中のものを漏れなく記載して下さい。記入欄が不足する場合は、記入欄を付け足して下さい(複数枚になっても結構です。)
- 「課題名」の欄には、代表者として従事しているのか、分担者・参画者として従事しているのかがわかるように記載して下さい。
- 申請中のものについては、「実施期間・規模」の欄に「申請中」である旨明記して下さい。
- 「実施期間・規模」の実施規模については、代表者として従事している場合は全額、分担者・参画者として従事している場合は実際に経費を受給している額を記載して下さい。
- 「エフォート」は、総合科学技術会議におけるエフォートの定義である「研究者の年間の全仕事時間を100%とした場合、そのうち当該研究の実施に必要な時間となる時間の配分率(%)」という考え方で決定してください。なお、「全仕事時間」とは研究活動の時間のみを指すのではなく、教育活動等を含めた実質的な全仕事時間を指します。
- 「他の公的競争的資金」については、科学研究費補助金、厚生労働科学研究費補助金、戦略的創造研究推進事業等の科学技術振興調整費以外の公的競争的資金について記載して下さい。
- 「民間等からの競争的資金」については、公的競争的資金のほか、研究者が公募により競争的な環境から獲得できる外部資金のうち、1千万円を超えるものについて記載して下さい。
- 「その他の公的研究助成」については、プロジェクト型研究等として国又は独法から獲得している研究助成等について記載して下さい。
- 「経常的業務」については、経常的に行っている研究や業務(講義、事務等)について、その内容を記載して下さい。

【注意】 記載内容に変更が生じた場合は、遅滞なく提案書類提出先に報告して下さい。

この報告に漏れがあった場合、採択の決定の取り消し等、しかるべき措置を行います。

(様式5 - 9・別紙2)

### 研究成果等に関する情報

#### 1. 論文・著書等

- ・提案課題の内容に関連するものに限り、これまでに発表した論文(査読制度のあるジャーナル掲載に限る)著書(教科書、学会抄録、講演要旨は除く)等を新しいものから順に発表年次をさかのぼって記述して下さい。
- ・主要なものを選定し、1ページ以内に収めて下さい。

##### 論文

(論文名、著者名、投稿誌名、巻(号)、最初の頁、発表年(西暦))

##### 著書

(タイトル、著者、著書名、最初の頁、出版社、出版社の所在都市名、発表年(西暦))

##### 学協会誌等

(タイトル、著者、学協会誌等名、巻(号)、最初と最後の頁、発表年(西暦))

#### 2. 特許等(申請中のものについては内数として括弧内に記述)

国内特許	件( 件)	国外特許	件( 件)
------	-------	------	-------

- ・提案課題の内容に関連する主要な特許について、特許名、特許番号、取得または出願年月日を記述して下さい。  
(出願・公告等の日付、「発明の名称」、発明者氏名、出願人名、国名、特許等の番号・種類の順)  
1. xxxx.xx.xx、「                   」、                   、                   、特願 0000-00

#### 3. 受賞歴、表彰歴

- ・主要なものについて、年月日、受賞名等を記述して下さい。  
(受賞者名:「件名」、受賞等年月日等の順)  
1.                   :「                   」、xxxx.xx.xx

(様式6 - 1)

提案書  
(戦略的環境リーダー育成拠点形成)

1. 提案課題

提案課題名	(提案課題名は20字以内とし、サブタイトルはつけないこと。また、提案後、課題名の変更は基本的に認めないので注意すること。)
実施予定期間	平成20年7月～平成 年3月まで 初年度は、財務省の承認日(7月目途)以降となる。
実施予定規模	【直接経費】初年度： 百万円、総額： 百万円(様式6 - 6 から転記) 【間接経費】初年度： 百万円、総額： 百万円(直接経費×0.3) 【合計】初年度： 百万円、総額： 百万円 原則として年間1億円(間接経費を含む)を上限とする。
提案機関名 総括責任者名	
課題の概要 (300字以内)	国際リーダー育成システムや環境リーダー育成システムの内容等、環境リーダーを育成するためにどのような取組を実施するのかについて記述して下さい。 様式6 - 2及び6 - 3の記述内容との整合性を確保すること。

2. 総括責任者・提案機関

総括責任者	氏名(フリガナ)		生年月日	西暦 19 年 月 日		
	氏名(漢字)			( 歳 ) * 2008 年 4 月 1 日現在の年齢		
	研究者番号		性別			
	所属機関名					
	役職名		所属研究機関コード			
	ふりがな 所在地	〒 - 県 市 町 - -				
		TEL.		FAX.		
		E-mail:				
所属機関の区分	所属機関が「学」「官」のいずれに該当するか記入して下さい。(独法、国研=「官」、大学=「学」)		イフォート( ) %			
事務連絡担当者 (当該担当者に審査結果等すべての連絡をいたします)	ふりがな 担当者名		役職名	左記の役職を記入して下さい。		
	所属組織・部署名					
	事務連絡先 (当該担当者に審査結果等すべての連絡をいたします)	〒 - 県 市 町 - -				
		TEL.		FAX.		
E-mail:						
機関における 経理管理責任者	せきにんしゃめい 責任者名		役職名	左記の役職を記入して下さい。		
	所属組織・部署名					
	事務連絡先	〒 - 県 市 町 - -				
		TEL.		FAX.		
E-mail:						
当該課題における 経理管理担当者	たんとうしゃめい 担当者名		役職名	左記の役職を記入して下さい。		
	所属組織・部署名					
	事務連絡先	〒 - 県 市 町 - -				
		TEL.		FAX.		
E-mail:						

### 3. 研究区分、研究キーワード

	番号	研究区分		番号	研究キーワード
主分野	別添1より1つ記述	別添1より1つ記述	研究 キー ワード		別添2より該当するものを5つまで記述
副分野		別添1より主分野と異なるものを3つまで記述			

研究代表者が他制度・事業で採択されている課題が有る場合（複数ある場合は、それぞれについて）以下の項目を記載下さい。

研究代表者の助成の有無	有	無
他の助成の配分機関名称		
他の助成の事業名称		
他の助成の課題ID		
他の助成の研究実施期間 （開始年度・終了年度）		
他の助成の予算額（千円）		
他の助成のエフォート（％）		

(様式6 - 2)

計画構想・概要 (A4用紙1枚)

提案課題名 「 」  
総括責任者名 「 」  
提案機関名 「 」

(実施予定期間：平成20年度～平成 年度)

機関の現状 (様式6 - 3 1. を要約すること。)

以下の観点も含め、提案機関の現状について記述して下さい。

- ・ 環境分野における研究・人材育成の実績、
- ・ 国際交流の実績

計画構想 (様式6 - 3 2. を要約すること。)

以下の内容も含め、計画構想の概要について記述してください。

- ・ 国際リーダー育成システムの内容
- ・ 環境リーダー育成プログラムの内容
- ・ 留学生への支援措置の内容

達成目標 (ミッションステートメント) (様式6 - 4 を要約すること。)

実施期間終了時の具体的な達成目標について記述して下さい。

- \* 目標については、可能な限り定量的な目標を記述してください。

( 様式 6 - 3 )

## 計画構想・詳細

提案課題名 「 」  
総括責任者名 「 」  
提案機関名 「 」  
( 実施予定期間： 平成 2 0 年度 ~ 平成 年度 )

以下の項目ごとに整理して記述して下さい。なお、枚数制限は設けませんが、簡潔かつ明瞭に記載して下さい。

### 1 . 機関の現状

( 記述内容 )

- ( 1 ) 環境分野における研究・人材育成の実績、
- ( 2 ) 国際交流の実績 ( 留学生の受け入れ実績や支援措置を含む。 )

### 2 . 計画構想の内容

( 記述内容 )

#### ( 1 ) 国際リーダー育成システムの内容

公募要領「 2 対象とする取組」に記載された事項について、どのように実施するのかを記載してください。

#### ( 2 ) 環境リーダー育成プログラムの内容

公募要領「 3 環境リーダー育成プログラムの内容」に記載された事項について、どのように実施するのかを記載してください。なお、留学生の受け入れ形態について、公募要領に掲げた「基本コース」、「長期コース」のいずれに ( 又は双方 ) に該当するのかを明記してください。

#### ( 3 ) 留学生への支援措置の内容

「 2 1 世紀東アジア青少年大交流計画」等、国の支援施策の活用が含まれる場合には、当該施策への応募内容や採択状況等も含めて記載してください。また、当該施策の支援が得られなかった場合の措置についても記載してください。

### 3 . 実施体制

( 実施体制を表す図を添付して下さい。その際、意思決定プロセスやマネジメント構造がわかるようなものとして下さい。特に、全学的にどのような支援体制が構築されているのかがわかるように記載してください。 )

( 様式 6 - 4 )

## ミッションステートメント

提案課題名 「 」  
総括責任者名 「 」  
提案機関名 「 」  
( 実施予定期間： 平成 2 0 年度 ~ 平成 年度 )

### ( 1 ) 計画構想の概要

様式 6 - 3 2 . を要約して簡潔に記載してください。

### ( 2 ) 3 年目における具体的な目標

- ・ 育成する環境リーダーの到達レベル、養成人数、養成された環境リーダーの活動内容やその後の支援措置等、中間時 ( 3 年目 ) の具体的な達成目標について記述してください。

### ( 3 ) 終了時 ( 5 年目 ) における具体的な目標

- ・ 育成する環境リーダーの到達レベル、養成人数、養成された環境リーダーの活動内容やその後の支援措置等、終了時 ( 5 年目 ) の具体的な達成目標について記述してください。

### ( 4 ) 実施期間終了後の取組

- ・ 科学技術振興調整費による支援終了後、新たに構築した拠点・システムをどのようにして維持、運営、発展させようとするのかについて記述してください。

### ( 5 ) 期待される波及効果

- ・ 我が国の科学技術外交に対する波及効果や他の機関への波及効果等について記述してください。

\* 目標については、可能な限り定量的な目標を記述してください。

( 様式 6 - 5 )

業務年次計画表

提案課題名 「 」  
 総括責任者名 「 」  
 提案機関名 「 」  
 ( 実施予定期間 : 平成 2 0 年度 ~ 平成 年度 )

取組内容	1 年度目	2 年度目	3 年度目	4 年度目	5 年度目	6 年度目以降
調整費の取組 ( 例 ) 環境リダーの選定	公募・選定 ↔	↔	↔	↔		
環境リダーの育成	←	←	←	←	←	
留学生支援措置の構築	↔		←	←	←	←
養成目標人数 国外リダー 国内リダー		人 人	人 人	人 人	人 人	

(様式6-6)

所要経費の見込額

提案課題名 「 」  
総括責任者名 「 」  
提案機関名 「 」  
(実施予定期間： 平成20年度～平成 年度)

(単位：百万円)

経費の内容	年 度					総 額
	1年度目	2年度目	3年度目	4年度目	5年度目	
1 設備備品費	...					
2 試作品費						
3 消耗品費						
4 人件費(人数)						
教授	... (人)					
准教授	... (人)					
主任研究員	... (人)					
研究補助員	... (人)					
5 その他経費	... ...					
総 計	...	...				

- 注1) 所要経費について、別表(58ページ)を参考にして見込額を記入して下さい。  
(予算費目ごとではなく、大まかな内訳で可。)
- 2) 人件費は、科学技術振興調整費により手当とする人材養成業務に従事する者を職階(教授、准教授、主任研究員、研究補助員等)に分けて、年度ごとにそれぞれ科学技術振興調整費により手当とする従事人数を記述して下さい。
- 3) 直接経費(間接経費を除いた額)について記述して下さい。

(様式6 - 7)

機関データ

提案課題名 「 」  
総括責任者名 「 」  
提案機関名 「 」

(実施予定期間：平成20年度～平成 年度)

提案機関について以下のデータを記載して下さい。いずれの項目も概略で構いません(詳細なパンフレット等の添付は不要です。)

- (1) 在籍する研究者総数(概数で構いません。)  
うち、当該提案課題に携わる研究者数(概数で構いません。)

研究者総数(人)	
当該提案課題に携わる研究者数(人)	

- (2) 財務の状況

- ・ 予算額の推移(平成16～18年度の総決算額)
- ・ 総決算額のうち、外部資金(機関全体として公募型資金等により機関外部から獲得した研究開発に係る補助金、委託費等)の総額の推移(平成16～18年度の総決算額ベース)

	平成16年度	平成17年度	平成18年度
総決算額(億円)			
外部資金の獲得総額(決算ベース、億円)			

(様式6 - 8)

### 環境リーダー育成従事者リスト

提案課題名 : 「 」  
 総括責任者名 : 「 」  
 提案機関名 : 「 」  
 (実施予定期間 : 平成20年度～平成 年度)

氏名	所属機関名	職名	提案課題における役割	エフォート
	大学 学部	教授	総括責任者	%
	(独) 研究機構 研究所	主任研究員	カリキュラムの作成、講師	%
	株式会社 研究所	研究部長	講師	%
× × × ×	× × 大学大学院 × × 研究科	准教授	講師・技術指導	%
	大学 研究センター	特任教授	講師・技術指導	%

- 注1) 総括責任者だけでなく、環境リーダー育成従事予定者全員について記載して下さい。(企業等から派遣される者についても記載して下さい。)
- 2) 所属機関が大学の場合は、学部・研究科、研究所又は研究センターまで記載して下さい。その他の研究機関の場合は、研究所、研究部門まで記載して下さい。
- 3) 「エフォート」は、総合科学技術会議におけるエフォートの定義である「研究者の年間の全仕事時間を100%とした場合、そのうち当該研究の実施に必要なとなる時間の配分率(%)」という考え方で決定してください。なお、「全仕事時間」とは研究活動の時間のみを指すのではなく、教育活動等を含めた実質的な全仕事時間を指します。

(様式6 - 9)

研究者データ

提案課題名 : 「 \_\_\_\_\_ 」  
 総括責任者名 : 「 \_\_\_\_\_ 」  
 提案機関名 : 「 \_\_\_\_\_ 」  
 (実施予定期間: 平成20年度~平成 \_\_\_\_年度)

(環境リーダー育成従事予定者 主要な10名程度について作成)

氏名(フリガナ)			生年月日	西暦 19 ____ 年 ____ 月 ____ 日 ( ____ 歳) *年齢は2008年4月1日現在	
氏名(漢字)					
研究者番号			性別		
所属機関	ふりがな 所在地	〒 _____ 県 _____ 市 _____ 町 _____ - _____ - _____ TEL. _____ FAX. _____ E-mail: _____			
	機関名 所属部署				
	役職名		所属研究機関コード		
研究歴	最終学歴	昭和 ____ 年 ____ 大学 ____ 学部卒業			
	学位	昭和 ____ 年 博士号( ____ 学)取得( ____ 大学)			
	主な職歴 と 研究内容	(記入例) 昭和 ____ 年 ~ ____ 年 ____ 大学 ____ 学部 学部助手 について研究 昭和 ____ 年 ~ ____ 年 ____ 大学 ____ 学部 研究員 に関する研究に従事 平成 ____ 年 ~ ____ 年 ____ 大学 ____ 学部 学部教授 について研究			

( 様式 6 - 9 ・ 別紙 1 )

### 業務従事率 ( エフォート ) に関する情報

氏名			1年間の全業務時間	毎月平均	時間 ×	ヶ月	
	制度名	課題名	実施期間・規模	提案課題との仕訳、関連性		エフォート	
本提案課題	-	-	-	-		%	
科学技術振興調整費による他の実施課題	プログラム	「 」(代表者)	H16～H19 百万円/年			%	
他の公的競争的資金 ( 独法によるものを含む。 )		「 」(分担者)	H19～H21 百万円/年 (申請中)			%	
民間等からの競争的資金						%	
その他の公的研究助成						%	
経常的業務						%	

( 記載要領 )

- 既に実施しているもの及び現在申請中のものを漏れなく記載して下さい。記入欄が不足する場合は、記入欄を付け足して下さい ( 複数枚になっても結構です。 )
- 「課題名」の欄には、代表者として従事しているのか、分担者・参画者として従事しているのかがわかるように記載して下さい。
- 申請中のものについては、「実施期間・規模」の欄に「申請中」である旨明記して下さい。
- 「実施期間・規模」の実施規模については、代表者として従事している場合は全額、分担者・参画者として従事している場合は実際に経費を受給している額を記載して下さい。
- 「エフォート」は、総合科学技術会議におけるエフォートの定義である「研究者の年間の全仕事時間を100%とした場合、そのうち当該研究の実施に必要なとなる時間の配分率 (%) 」という考え方で決定してください。なお、「全仕事時間」とは研究活動の時間のみを指すのではなく、教育活動等を含めた実質的な全仕事時間を指します。
- 「他の公的競争的資金」については、科学研究費補助金、厚生労働科学研究費補助金、戦略的創造研究推進事業等の科学技術振興調整費以外の公的競争的資金について記載して下さい。
- 「民間等からの競争的資金」については、公的競争的資金のほか、研究者が公募により競争的な環境から獲得できる外部資金のうち、1千万円を超えるものについて記載して下さい。
- 「その他の公的研究助成」については、プロジェクト型研究等として国又は独法から獲得している研究助成等について記載して下さい。
- 「経常的業務」については、経常的に行っている研究や業務 ( 講義、事務等 ) について、その内容を記載して下さい。

【注意】 記載内容に変更が生じた場合は、遅滞なく提案書類提出先に報告して下さい。

この報告に漏れがあった場合、採択の決定の取り消し等、しかるべき措置を行います。

(様式6 - 9・別紙2)

研究成果等に関する情報

1. 論文・著書等

- ・提案課題の内容に関連するものに限り、これまでに発表した論文(査読制度のあるジャーナル掲載に限る)著書(教科書、学会抄録、講演要旨は除く)等を新しいものから順に発表年次をさかのぼって記述して下さい。
- ・主要なものを選定し、1ページ以内に収めて下さい。

論文

(論文名、著者名、投稿誌名、巻(号)、最初の頁、発表年(西暦))

著書

(タイトル、著者、著書名、最初の頁、出版社、出版社の所在都市名、発表年(西暦))

学協会誌等

(タイトル、著者、学協会誌等名、巻(号)、最初と最後の頁、発表年(西暦))

2. 特許等(申請中のものについては内数として括弧内に記述)

国内特許	件( 件)	国外特許	件( 件)
------	-------	------	-------

- ・提案課題の内容に関連する主要な特許について、特許名、特許番号、取得または出願年月日を記述して下さい。  
(出願・公告等の日付、「発明の名称」、発明者氏名、出願人名、国名、特許等の番号・種類の順)  
1. xxxx.xx.xx、「                   」、                   、                   、特願 0000-00

3. 受賞歴、表彰歴

- ・主要なものについて、年月日、受賞名等を記述して下さい。  
(受賞者名:「件名」、受賞等年月日等の順)  
1.                   :「                   」、xxxx.xx.xx

4. 教育、人材育成に関する経験、実績(教科書や教材テキストなどの執筆実績を含む)  
例)教科書執筆「                   学概論」                   出版社、                   社新人研修講師、管理職研修講師、インターンシップ学生の指導

5. 国際交流の経験、実績

例)外国人留学生に対して修士論文指導                   名、博士論文指導                   名、                   大学国際交流担当教授、                   国へ派遣研究員として                   に従事、                   社                   国駐在員、海外からの技術研修生指導担当

( 様式 7 - 1 )

提案書

( 国際共同研究の推進 ( 1 ) 先端技術創出国際共同研究 )

様式 7 - 1、7 - 2 については、英語で記載したものが課題実施の際には必要となります ( 様式や提出方法等については、2008 年 3 月頃にご連絡いたします。 )

1 . 提案課題

提案課題名	提案課題名は 20 字以内とし、サブタイトルはつけないこと。また、提案後、課題の変更は基本的に認めないので注意すること。
実施予定期間	平成 20 年 7 月 ~ 平成 年 3 月まで 初年度は、財務省の承認日 ( 7 月目途 ) 以降となる。
実施予定規模	【直接経費】初年度： 百万円、総額： 百万円 ( 様式 7 - 8 から転記 ) 【間接経費】初年度： 百万円、総額： 百万円 ( 直接経費 × 0 . 3 ) 【合計】初年度： 百万円、総額： 百万円 原則として年間 3 千万円程度 ( 間接経費を含む ) を上限とする。
代表機関名 研究代表者名	
国内参画機関名 代表者名	複数の機関が参画する場合は全てについて記述
国名 国外参画機関名 代表者名	複数の機関が参画する場合は全てについて記述
研究の内容 ( 200 字以内 )	提案課題の研究内容について、手法も含め記述 様式 7 - 2 及び 7 - 3 の記述内容との整合性を確保すること。

2. 代表者等

代表機関				
研 究 代 表 者	氏名(フリガナ)		生年月日	西暦 19 年 月 日
	氏名(漢字)			( 歳 )
	研究者番号		性別	
	機関・所属部署名			
	役職名		所属研究機関コード	
	ふりがな 所在地	〒 - 県 市 町 - -		
	TEL.		FAX.	
	E-mail:			
	所属機関 の産学官	所属機関が「産」「学」「官」のいずれに該当するか 記述して下さい。(独法、国研=「官」、大学=「学」、 民間=「産」)	エフォート	%
事務連絡 担当者 <small>(当該担当者に審査 結果等すべての連絡 をいたします)</small>	ふりがな 担当者名		役職名	
	機関・所属部署名			
	事 務 連 絡 先	〒 - 県 市 町 - -		
		TEL.	FAX.	
		E-mail:		
機関に おける経 理管理責 任者	せきにしやめい 責任者名		役職名	
	機関・所属部署名			
	事 務 連 絡 先	〒 - 県 市 町 - -		
		TEL.	FAX.	
	E-mail:			
当該課題 における 経理管理 担当者	たんとうしやめい 担当者名		役職名	
	機関・所属部署名			
	事 務 連 絡 先	〒 - 県 市 町 - -		
		TEL.	FAX.	
	E-mail:			

総合科学技術会議におけるエフォートの定義である「研究者の年間の全仕事時間を100%とした場合、そのうち当該研究の実施に必要となる時間の配分率(%)」という考え方で決定してください。なお、「全仕事時間」とは研究活動の時間のみを指すのではなく、教育活動等を含めた実質的な全仕事時間を指します。

### 3. 研究区分、研究キーワード

	番号	研究区分		番号	研究キーワード
主分野		別添1より1つ記述。	研究 キ ー ワ ー ド		別添2より該当するものを5つまで記述。
副分野		別添1より主分野と異なるものを3つまで記述。			

上記に記載された内容に基づき、提案書類を分類して審査を行います。なお、審査においては、記載されている「研究区分」や「研究キーワード」とは異なる分野に分類することもあります。

研究代表者が他制度・事業で採択されている課題が有る場合（複数ある場合は、それぞれについて）以下の項目を記載下さい。

研究代表者の助成の有無	有	無
他の助成の配分機関名称		
他の助成の事業名称		
他の助成の課題ID		
他の助成の研究実施期間 (開始年度・終了年度)		
他の助成の予算額(千円)		
他の助成のエフォート(%)		

( 様式 7 - 2 )

研究計画構想・概要 ( A 4 用紙 1 枚 )

提案課題名 「 」  
研究代表者名 「 」  
代表機関名 「 」  
( 実施予定期間 : 平成 2 0 年度 ~ 平成 年度 )

様式 7 - 3 の記述内容を要約し、記載ください。

研究の目標・概要
1 . 研究の目的 ・ 研究の目的について簡潔に記述して下さい。
2 . 内容 ・ 研究の内容、手法について、簡潔に記述して下さい。
3 . 研究実施体制 ・ 国外参画機関を含む責任体制・役割分担、機関間の有機的連携を図る手法等を含め、簡潔に記述して下さい。
研究の意義等
1 . 政策的ニーズ ・ 社会経済情勢や地域の特性を踏まえ、我が国とアジア・アフリカ諸国が共に取り組んでいくべき政策的必要性を簡潔に記述して下さい。
2 . 共同研究内容の先端性 ・ 研究内容が先端技術・国際標準の創出にいかに関与するか簡潔に記述して下さい。
3 . 制度の付加価値 ・ 他の制度で行われている取組との関係の中で、本制度による取組の位置付け、付加価値を簡潔に記述して下さい。
4 . 過去の蓄積 ・ 国外参画機関等当該相手国との間の研究交流の実績や、日本への元留学生などの知日派人材との連携可能性について簡潔に記述して下さい。

( 様式 7 - 3 )

## 研究計画構想・詳細

提案課題名 「 」  
研究代表者名 「 」  
代表機関名 「 」  
( 実施予定期間： 平成 2 0 年度 ~ 平成 年度 )

以下の項目ごとに整理して記述して下さい。なお、枚数制限は設けませんが、簡潔かつ明瞭に記載して下さい。

### 1．研究の目的

( 記述内容 )

- ・研究の目的(どのような技術を創出するのか、それによりどのようなことを達成するのか等)について記述して下さい。

### 2．研究内容

( 記述内容 )

- ・研究の内容、手法について具体的に記述して下さい。

### 3．研究実施体制

( 記述内容 )

- ・国外参画機関を含む責任体制・役割分担、機関間の有機的連携を図る手法等実施体制上の特徴を記述して下さい。

( なお、実施体制については、後述の様式 7 - 6 との整合を図りつつ、特に特徴的な点のみ記述下さい。 )

### 4．国外参画機関の参画

( 記述内容 )

- ・国外参画機関からの研究資源(人材、フィールド、試料等)の提供等の貢献・協働体制を明確にし、イコールパートナーシップ(優れた実績を有する研究機関との相互補完的な協力関係)に基づく共同研究計画になっているか記述してください。

### 5．政策的二ーズ

( 記述内容 )

- ・社会経済情勢や地域の特性についての分析を行うとともに、科学技術外交の推進の観点にも留意しつつ、我が国とアジア・アフリカ諸国が共に取り組んでいくべき政策的必要性が高い課題に対応した研究活動であることを説明して下さい。
- ・特に、各国との首脳間の共同声明等而言及がある課題・分野の共同研究である場合、具体的な該当箇所等も示しつつ記述してください。

### 6．共同研究内容の先端性

( 記述内容 )

- ・研究内容が先端技術・国際標準の創出にいかに関与するのか、想定される研究成果の例示などを含め、具体的に説明して下さい。

### 7．制度の付加価値

( 記述内容 )

- ・産業界主導で行うべき段階の研究開発活動ではないことを説明して下さい。
- ・民間ベースの技術協力、ODAによる技術供与、既存の研究開発プログラムなど他の制度ではカバーできないような取組であることを説明して下さい。

- ・他の制度で行われている取組との関係の中で、本制度による取組の位置付け、付加価値を記述して下さい。

## 8．過去の蓄積

### (記述内容)

- ・過去、国外参画機関等当該相手国との間でどのような研究交流が行われたか、また、日本への元留学生などの知日派人材とのネットワークなど本格的な共同研究に取り組むのに必要なネットワークが構築されているか(或いは、近い将来そのようなネットワークが構築できる見込みが高いか) アジア工科大学(AIT)、ASEAN工学系高等教育ネットワーク(SEED-Net)等日本のODA活動により構築された研究者、研究機関とのネットワークが活かされる構想であるか、について記述して下さい。

## 9．研究の背景等

### (1) 国内外の研究状況

#### (記述内容)

- ・提案課題に関連する国内外の取組の実施状況
- ・提案課題に対する共同研究を実施する相手国(研究機関等)と我が国との比較(どういった点で遅れているのか/進んでいるのかについて具体的に記述して下さい。)

### (2) 提案にいたる準備・調査等

#### (記述内容)

- ・提案を行うに当たってどのような準備・調査を行ったか具体的に記述して下さい。
- ・提案の基礎となる研究の内容及び成果の概要を記述して下さい。(公的助成を受けて実施した研究については、当該公的助成の名称、実施期間、及び実施されている場合はその評価結果についても記述すること。)

## 10．生命倫理・安全面への配慮について

ヒトゲノム・遺伝子解析研究、遺伝子組換え実験など公募要領の「生命倫理・安全対策に関する留意事項」に記述されている研究については、法令、指針等において遵守すべき手続等が定められていることから、これに該当する場合には、生命倫理面・安全対策面で講じる対策、措置状況(倫理審査委員会や安全委員会の設置・審査等の組織内の体制、関係者の理解・協力を得て行うべき課題についてはその具体的な方策を含む。)について記述して下さい。また、法令、指針等に定める手続以外にも提案機関が必要と認めて講じる生命倫理面・安全面の措置についても記述して下さい。

また、動物その他を用いる研究が計画されている場合は、各指針等への適合状況、倫理面及び安全対策への配慮に関し、動物等を科学上の利用に供する場合の配慮等を中心にその状況を記述した上で、倫理面・安全対策面等において問題がないと判断した理由について記述して下さい。

(様式 7 - 4)

## ミッションステートメント

提案課題名 「  
研究代表者名 「  
代表機関名 「

(実施予定期間：平成 20 年度～平成 年度)

以下の項目ごとに整理し、簡潔かつ明瞭に、可能な限り 1 ページ以内で記載して下さい。

### (1) 共同研究の概要

- ・共同研究により、どのように先端技術・国際標準の創出を行うのか。当該技術・国際標準の必要性を示しつつ、創出へ向けた道程とともに簡潔に記述して下さい。

### (2) 実施期間終了時における具体的な目標

- ・実施期間終了時における目標について、可能な限り具体的かつ定量的に記述して下さい。

### (3) 実施期間終了後の取組

- ・科学技術新興調整費による支援終了後、研究成果をどのように維持、発展させようとするのかについて記述して下さい。

### (4) 期待される波及効果

- ・他の組織や研究機関に及ぼす波及効果について、期待される事項を簡潔に記述して下さい。

(様式7 - 5)

計画内容

提案課題名 「 」  
研究代表者名 「 」  
代表機関名 「 」  
(実施予定期間：平成20年度～平成 年度)

- ・代表機関については、研究代表者(所属・氏名・肩書・年齢)を明記し、目的、目標、研究の現状、担当する研究活動の内容(実施期間・手法・担当者、期待される具体的な成果等)研究の必要性等を具体的かつわかりやすく記述して下さい。
- ・その他の国内外の参画機関については、担当者(所属・氏名・肩書・年齢)を明記し、担当する研究活動の概要を記述して下さい。

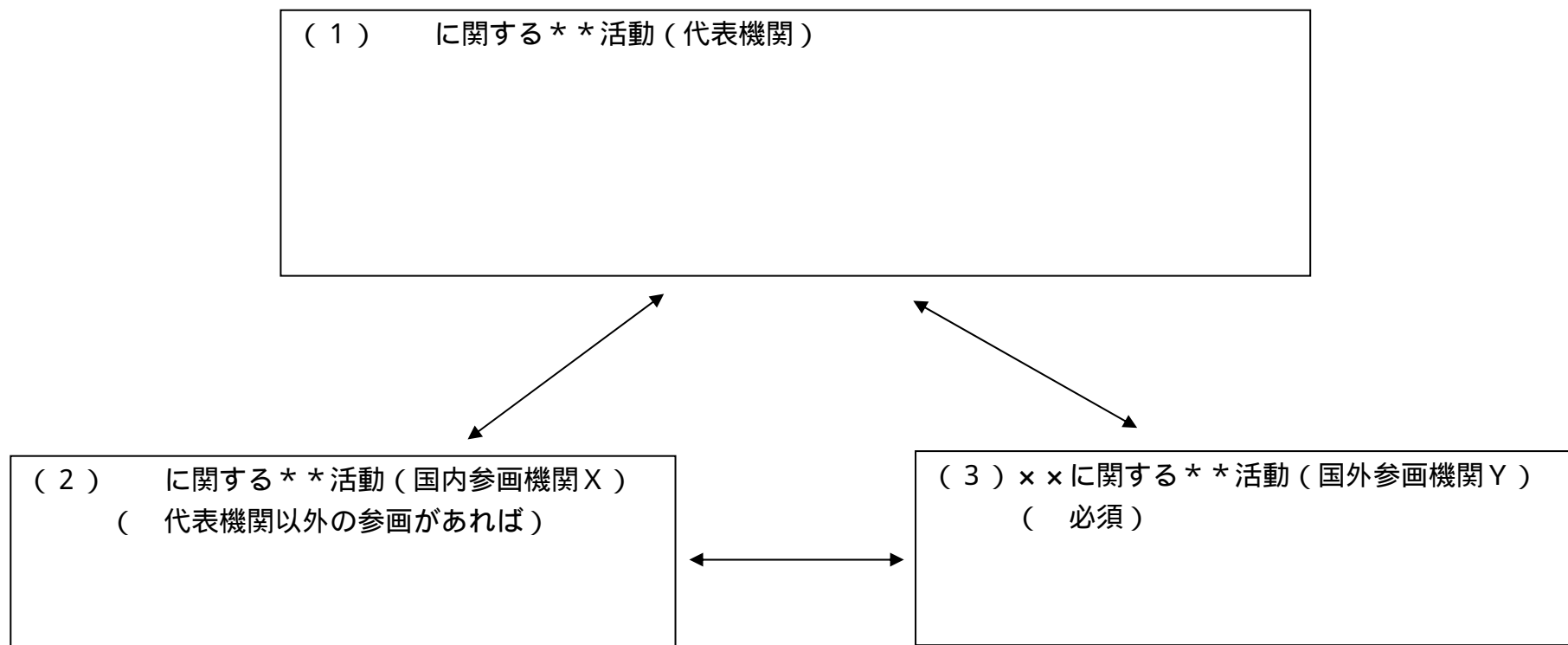
記入例：

- (1) に関する研究活動(代表機関)  
研究代表者(所属・氏名・肩書・年齢):  
(活動内容記述)
- (2) に関する分析活動(国内参画機関X)(代表機関以外の参画があれば)  
担当者(所属・氏名・肩書・年齢):  
(活動内容記述)
- (3) x xに関する観測活動(国外参画機関Y)(必須)  
担当者(所属・氏名・肩書・年齢):  
(活動内容記述)

(様式7 - 6)

## 研究体制図 (A4用紙1枚)

提案課題名 「 」  
研究代表者名 「 」  
代表機関名 「 」  
(実施予定期間: 平成20年度~平成 年度)



(様式 7 - 7)

年次計画概要

提案課題名 「 」  
 研究代表者名 「 」  
 代表機関名 「 」

(実施予定期間： 平成 2 0 年度 ~ 平成 年度)

研 究 項 目	1 年 度 目	2 年 度 目	3 年 度 目
例 ) ( 1 ) に関する ** 活動 ( 代表機関 )	・ ・ ・ の 準備 ←—————→	・ ・ ・ の ←—————→	開発 ←—————→ 取りまとめ ←—————→
( 2 ) に関する ** 活動 ( 国内参画機関 X ) ( 代表機関以外の参画が あれば )	←—————→	・ ・ の ←—————→	分析 ←—————→
( 3 ) × × に関する ** 活動 ( 国外参画機関 Y )	←—————→	・ ・ の 観測 ←—————→	

(様式 7 - 8)

所要経費の見込額

提案課題名 「 」  
 研究代表者名 「 」  
 代表機関名 「 」

(実施予定期間： 平成 2 0 年度 ~ 平成 年度)

代表機関及び国内参画機関の所要経費見込み

(単位：百万円)

経費の内容	年 度			総 額
	1 年度目	2 年度目	3 年度目	
( 研究所：代 表機関)				
1 . 設備備品費 (内容)	1 0 多ターゲット反応 性装置	5 可変波長レーザー	0	1 5
2 . 試作品費 (内容)	5 ***	5 ***	5 ***	1 5
3 . 消耗品 (内容)	3 ***	3 ***	5 ***	1 1
小計	1 8	1 3	1 0	4 1
( 大学：国内 参画機関)( )				
1 . 設備備品費 (内容)	3 ***	3 ***	3 ***	9
2 . その他	2	2	2	6
小計	5	5	5	1 5
合計	2 3	1 8	1 5	5 6

( ) 代表機関以外の国内参画機関があれば機関ごとに記述。

参考：国外参画機関の所要経費見込み ( 科学技術振興調整費充当対象外 )( 単位：百万円 )

( 研究所 ) ( 内容 )	研究員人件費、研究 試料調達費、ラ ボ賃借料、国内旅 費等	研究員人件費、研究 試料調達費、ラ ボ賃借料、国内旅 費等	研究員人件費、研究 試料調達費、ラ ボ賃借料、国内旅 費等	
所要経費	3	5	5	1 3

- 注 1 ) 所要経費について、参画機関ごとに、別表 ( 6 6 ページ ) を参考にして見込額を記述して  
 下さい ( 予算費目ごとではなく、大まかな内訳で可。 )  
 2 ) 直接経費 ( 間接経費を除いた額 ) について記述して下さい。  
 3 ) 国外参画機関の所要経費見込み額は科学技術振興調整費による支出ではなく、自ら用意す  
 るものです。ただし、金額的に日本側参画機関と同額を支出する必要はなく、人的貢献や  
 フィールドの提供など非金銭的な貢献も含まれます。

(様式 7 - 9)

機関データ

提案課題名 「 」  
研究代表者名 「 」  
代表機関名 「 」  
(実施予定期間： 平成 2 0 年度～平成 年度)

いずれの項目も概略で構いません(詳細なパンフレット等の添付は不要です。)

1. 代表機関

- (1) 在籍する研究者総数(概数で構いません。)  
うち、当該提案課題に携わる研究者数(概数で構いません。)

研究者総数(人)	
当該提案課題に携わる研究者数(人)	

(2) 財務の状況

- ・ 予算額の推移(平成 1 6 ~ 1 8 年度の総決算額)
- ・ 総決算額のうち、外部資金(機関全体として公募型資金等により機関外部から獲得した研究開発に係る補助金、委託費等)の総額の推移(平成 1 6 ~ 1 8 年度の総決算額ベース)

	平成 1 6 年度	平成 1 7 年度	平成 1 8 年度
総決算額(億円)			
外部資金の獲得総額(決算ベース、億円)			

(3) 国際交流活動実績

- ・ 科学技術に関する国際交流活動の実績  
(組織的に取り組んでいる国際的に活動しているプロジェクト(あるいは終了したプロジェクト)について、主なものを簡潔に記載してください。特に、組織的に国際交流を推進していることが分かるように記載してください。)

## 2. 国外参画機関（日・英文のみ）

複数の国外機関が参画する場合は、すべての機関について記述して下さい。

### (1) 一般情報

国名	
機関名（正式名称）	
代表者名	
代表者のE-mailアドレス	
主たる業務	
その他（URL等）	

### (2) 主な研究実績

（これまでの主な研究実績について簡潔に記載してください。発表論文の羅列等は必要なく、共同研究による大きな成果が期待できることが分かるよう、当該共同研究に係る成果等、国外参画機関において、これまでどのような取組みがなされてきたのかを簡潔に記載してください。）

(様式7 - 10)

### 参画研究者リスト

提案課題名 「 」  
 研究代表者名 「 」  
 代表機関名 「 」

(実施予定期間：平成20年度～平成 年度)

氏名	所属機関名	職名	提案課題における役割	エフォート
	大学 学部	教授	研究代表者	%
	(独) 研究機構 研 研究所	主任研究員		%
	大学 学部	客員研究員		%
× × × ×	Dept. of Civil Engineering, University, Korea	Professor *****		%

注1) 研究代表者だけでなく、すべての研究参画者について記載して下さい。( 国外参画機関からの参加者については主な者について記述。)  
 2) 所属機関が大学の場合は、学部・研究科、研究所又は研究センターまで記載して下さい。その他の研究機関の場合は、研究所、研究部門まで記載して下さい。  
 3) エフォートは、総合科学技術会議におけるエフォートの定義である「研究者の年間の全仕事を100%とした場合、そのうち当該研究の実施に必要となる時間の配分率(%)」という考え方で決定して下さい。なお、「全仕事時間」とは研究活動の時間のみを指すのではなく、教育活動等を含めた実質的な全仕事を指します。

(様式7 - 11)

研究者等データ

(参画する主な研究者等について作成(10名程度))

( 国外参画機関からの参加者については主な者について作成)(日・英文のみ)

氏名(フリガナ)			西暦 19 年 月 日
氏名(漢字)			( 歳) * 2008年4月1日現在の年齢
研究者番号			性別
所属機関	ふりがな 所在地	〒 - 県 市 町 - - TEL. FAX. E-mail:	
	機関名 所属部署		
	役職名	所属研究機関コード	
職歴等	最終学歴	昭和 年 大学 学部卒業	
	学位	昭和 年 博士号( 学)取得( 大学)	
	主な職歴 と 研究内容 等	<p>(記述例)</p> <p>昭和 年 ~ 年 大学 学部助手 について研究</p> <p>昭和 年 ~ 年 大学 学部 研究員 に関する研究に従事</p> <p>平成 年 ~ 年 大学 学部教授 について研究</p> <p>( 国外参画機関の者については、過去の日本での留学歴、 研究歴等があれば、積極的に記述下さい。)</p>	

(様式7 - 11・別紙1)

**業務従事率(エフォート)に関する情報**  
( 国外参画機関からの参加者については作成不要)

氏名			1年間の全業務時間	毎月平均	時間 ×	ヶ月	
	制度名	課題名	実施期間・規模	提案課題との仕訳、関連性		エフォート	
本提案課題	-	-	-	-		%	
科学技術振興調整費による他の実施課題	プログラム	「 」(代表者)	H17～H20 百万円/年			%	
他の公的競争的資金(独法によるものを含む。)		「 」(分担者)	H20～H22 百万円/年 (申請中)			%	
民間等からの競争的資金						%	
その他の公的研究助成						%	
経常的業務						%	

(記載要領)

1. 既の実施しているもの及び現在申請中のものを漏れなく記載して下さい。記入欄が不足する場合は、記入欄を付け足して下さい(複数枚になっても結構です。)
2. 「課題名」の欄には、代表者として従事しているのか、分担者・参画者として従事しているのかがわかるように記載して下さい。
3. 申請中のものについては、「実施期間・規模」の欄に「申請中」である旨明記して下さい。
4. 「実施期間・規模」の実施規模については、代表者として従事している場合は全額、分担者・参画者として従事している場合は実際に経費を受給している額を記載して下さい。
5. 「エフォート」は、総合科学技術会議におけるエフォートの定義である「研究者の年間の全仕事時間を100%とした場合、そのうち当該研究の実施に必要なとなる時間の配分率(%)」という考え方で決定して下さい。なお、「全仕事時間」とは研究活動の時間のみを指すのではなく、教育活動等を含めた実質的な全仕事時間を指します。
6. 「他の公的競争的資金」については、科学研究費補助金、厚生労働科学研究費補助金、戦略的創造研究推進事業等の科学技術振興調整費以外の公的競争的資金について記載して下さい。
7. 「民間等からの競争的資金」については、公的競争的資金のほか、研究者が公募により競争的な環境から獲得できる外部資金のうち、1千万円を超えるものについて記載して下さい。
8. 「その他の公的研究助成」については、プロジェクト型研究等として国又は独法から獲得している研究助成等について記載して下さい。
9. 「経常的業務」については、経常的に行っている研究や業務(講義、事務等)について、その内容を記載して下さい。

**【注意】** 記載内容に変更が生じた場合は、遅滞なく提案書類提出先に報告して下さい。  
この報告に漏れがあった場合、採択の決定の取り消し等、しかるべき措置を行います。

(様式7-11・別紙2)

研究成果等に関する情報

( 国外参画機関からの参加者については主な者について作成)(日・英文のみ)

1. 論文・著書等

- ・提案課題の内容に関連するものに限り、これまでに発表した論文(査読制度のあるジャーナル掲載に限る) 著書(教科書、学会抄録、講演要旨は除く)等を新しいものから順に発表年次をさかのぼって記述して下さい。
- ・主要なものを選定し、1ページ以内に収めて下さい。

論文

(論文名、著者名、投稿誌名、巻(号)、最初の頁、発表年(西暦))

著書

(タイトル、著者、著書名、最初の頁、出版社、出版社の所在都市名、発表年(西暦))

学協会誌等

(タイトル、著者、学協会誌等名、巻(号)、最初と最後の頁、発表年(西暦))

2. 特許等(申請中のものについては内数として括弧内に記述)

国内特許	件 ( 件)	国外特許	件( 件)
------	--------	------	-------

- ・提案課題の内容に関連する主要な特許について、特許名、特許番号、取得または出願年月日を記述して下さい。  
(出願・公告等の日付、「発明の名称」、発明者氏名、出願人名、国名、特許等の番号・種類の順)  
1. xxxx.xx.xx、「                    」、                    、                    、特願 0000-00

3. 受賞歴、表彰歴

- ・主要なものについて、年月日、受賞名等を記述して下さい。  
(受賞者名:「件名」、受賞等年月日等の順)  
1.                    :「                    」、xxxx.xx.xx

(様式 8 - 1)

提案書

(国際共同研究の推進 (2) 科学技術研究員派遣支援システム開発)

1. 提案課題

提案課題名	提案課題名は20字以内とし、サブタイトルはつけないこと。また、提案後、課題の変更は基本的に認めないので注意すること。
実施予定期間	平成20年7月～平成 年3月まで 初年度は、財務省の承認日(7月目途)以降となる。
実施予定規模	【直接経費】初年度： 百万円、総額： 百万円(様式8-6から転記) 【間接経費】初年度： 百万円、総額： 百万円(直接経費×0.3) 【合計】初年度： 百万円、総額： 百万円 原則として年間5千万円程度(間接経費を含む)を上限とする。
提案機関名 総括責任者名	
開発構想の概要(200字以内)	提案課題の研究内容について、手法も含め記述 様式8-2及び8-3の記述内容との整合性を確保すること。

## 2. 代表者等

代表機関				
研 究 代 表 者	氏名(フリガナ)		生年月日	西暦 19 年 月 日
	氏名(漢字)			( 歳 ) 2008年4月1日現在の年齢
	研究者番号		性別	
	機関・所属部署名			
	役職名		所属研究機関コード	
	ふりがな 所在地	〒 - 県 市 町 - -		
	TEL.			FAX.
	E-mail:			
	所属機関 の産学官	所属機関が「産」「学」「官」のいずれに該当するか 記述して下さい。(独法、国研=「官」、大学=「学」、 民間=「産」)	エフォート	%
事務連絡 担当者 <small>(当該担当者に審査 結果等すべての連絡 をいたします)</small>	ふりがな 担当者名		役職名	
	機関・所属部署名			
	事 務 連 絡 先	〒 - 県 市 町 - -		
		TEL.	FAX.	
		E-mail:		
機関に おける経 理管理責 任者	せきにしやめい 責任者名		役職名	
	機関・所属部署名			
	事 務 連 絡 先	〒 - 県 市 町 - -		
		TEL.	FAX.	
	E-mail:			
当該課題 における 経理管理 担当者	たんとうしやめい 担当者名		役職名	
	機関・所属部署名			
	事 務 連 絡 先	〒 - 県 市 町 - -		
		TEL.	FAX.	
	E-mail:			

総合科学技術会議におけるエフォートの定義である「研究者の年間の全仕事時間を100%とした場合、そのうち当該研究の実施に必要となる時間の配分率(%)」という考え方で決定してください。なお、「全仕事時間」とは研究活動の時間のみを指すのではなく、教育活動等を含めた実質的な全仕事時間を指します。

研究代表者が他制度・事業で採択されている課題が有る場合（複数ある場合は、それぞれについて）、以下の項目を記載下さい。

研究代表者の助成の有無	有	無
他の助成の配分機関名称		
他の助成の事業名称		
他の助成の課題 I D		
他の助成の研究実施期間 （開始年度・終了年度）		
他の助成の予算額（千円）		
他の助成のエフォート（％）		

( 様式 8 - 2 )

開発構想・概要 ( A 4 用紙 1 枚 )

提案課題名 「 」  
総括責任者名 「 」  
提案機関名 「 」  
( 実施予定期間 : 平成 2 0 年度 ~ 平成 年度 )

様式 8 - 3 の記述内容を要約し、記載ください。

開発の目標・概要
<p>1 . システム開発の目標</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・開発するシステムにより達成する成果の目標について、可能であれば定量的目標を示しつつ簡潔に記述して下さい。</li></ul> <p>2 . 構想内容</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・システムの構想内容、開発計画・手法について、簡潔に記述して下さい。</li></ul> <p>3 . 実施体制</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・責任体制・役割分担等、実施体制上の特徴を簡潔に記述して下さい。</li></ul>
開発構想の実現可能性等
<p>1 . 情報収集体制</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・我が国の研究者の途上国との共同研究ニーズ及びそのニーズを持つ研究者の所在等を広く把握するための情報収集体制を提案機関が有しているか、簡潔に記述してください。</li></ul> <p>2 . 途上国分析能力</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・アジア・アフリカ諸国等の科学技術コミュニティの現状、社会情勢、開発援助ニーズ等を分析し、我が国の研究者のニーズのうち、相手国側との共同研究の実現可能性が高い課題・分野等を選別する能力を提案機関が有しているか、簡潔に記述して下さい。</li></ul> <p>3 . 科学技術戦略の知見</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・我が国やアジア・アフリカ諸国等の情勢や科学技術政策を鑑み、国際共同研究の政策的重要性が高い分野を戦略的に選出できる能力を提案機関が有しているか、簡潔に記述してください。</li></ul>

( 様式 8 - 3 )

## 開発構想・詳細

提案課題名 「 」  
総括責任者名 「 」  
提案機関名 「 」  
( 実施予定期間： 平成 2 0 年度 ~ 平成 年度 )

以下の項目ごとに整理して記述して下さい。なお、枚数制限は設けませんが、簡潔かつ明瞭に記載して下さい。

### 1．システム開発の目標

( 記述内容 )

- ・開発するシステムにより達成する成果の目標について、可能であれば定量的目標を示しつつ具体的に記述して下さい。

### 2．構想内容

( 記述内容 )

- ・システムの構想内容、開発計画・手法について、具体的に記述して下さい。
- ・特に、JICA等の関係機関との緊密な連携により、派遣研究者の選定をODA案件として整合させる等、実際の研究者派遣に活用できる現実的な構想となっているか記述してください。

### 3．実施体制

( 記述内容 )

- ・責任体制・役割分担等、実施体制上の特徴を具体的に記述して下さい。なお、JICAとの連携については、応募段階でJICAの内諾を得る必要はなく、実施課題として選定された後に、文部科学省の仲介によりJICAとの連携を開始することができることとしていますが、連携開始に向けた体制が整っていることについて具体的に記述してください。

### 4．情報収集体制

( 記述内容 )

- ・我が国の研究者の途上国との共同研究ニーズ及びそのニーズを持つ研究者の所在等を広く把握するための情報収集体制を提案機関が有しているか記述してください。

### 5．途上国分析能力

( 記述内容 )

- ・アジア・アフリカ諸国等の科学技術コミュニティの現状、社会情勢、開発援助ニーズ等を分析し、我が国の研究者のニーズのうち、相手国側との共同研究の実現可能性が高い課題・分野等を選別する能力を提案機関が有しているか、記述して下さい。

### 6．科学技術戦略の知見

( 記述内容 )

- ・我が国やアジア・アフリカ諸国等の情勢や科学技術政策を鑑み、国際共同研究の政策的重要性が高い分野を戦略的に選出できる能力を提案機関が有しているか、記述してください。

### 7．提案にいたる準備・調査等

( 記述内容 )

- ・提案を行うに当たってどのような準備・調査を行ったか具体的に記述して下さい。

- ・提案の基礎となる研究開発等の内容及び成果の概要を記述して下さい。( 公的助成を受けて実施した研究については、当該公的助成の名称、実施期間、及び実施されている場合はその評価結果についても記述すること。)

(様式 8 - 4)

計画内容

提案課題名 「 」  
総括責任者名 「 」  
提案機関名 「 」  
(実施予定期間：平成 20 年度～平成 年度)

- ・提案機関については、総括責任者(所属・氏名・肩書・年齢)を明記し、目的、目標、担当する開発活動の内容(実施期間・手法・担当者)等を具体的かつわかりやすく記述して下さい。
- ・その他の国内外の参画機関については、参画機関があれば、担当者(所属・氏名・肩書・年齢)を明記し、担当する開発活動の概要を記述して下さい。

記入例：

- (1) に関する研究活動(代表機関)  
研究代表者(所属・氏名・肩書・年齢):  
(活動内容記述)
- (2) に関する分析活動(国内参画機関X)(代表機関以外の参画があれば)  
担当者(所属・氏名・肩書・年齢):  
(活動内容記述)
- (3) ××に関する観測活動(国外参画機関Y)(代表機関以外の参画があれば)  
担当者(所属・氏名・肩書・年齢):  
(活動内容記述)

(様式 8 - 5)

業務年次計画表

提案課題名 「 」  
 総括責任者名 「 」  
 提案機関名 「 」  
 (実施予定期間： 平成 2 0 年度 ~ 平成 年度)

取組内容	1 年度目	2 年度目	3 年度目	4 年度目	5 年度目
例) (1) ○○に関する **活動	← ……の準備 →		← ……の開発 →		← ……のとりまとめ →
(2) ○○に関する **活動		← ……の試行的導入 →		← ……の本格的導入 →	
(3) ……に関する **活動 (国内参画機関 X)  代表機関以外の参画がある場合のみ	←		← ……の調査及び分析 →		→

(様式 8 - 6)

所要経費の見込額

提案課題名 「 」  
総括責任者名 「 」  
提案機関名 「 」  
(実施予定期間： 平成 2 0 年度 ~ 平成 年度)

(単位：百万円)

経費の内容	年 度					総 額
	1 年度目	2 年度目	3 年度目	4 年度目	5 年度目	
例)						
1 設備備品費	・・・	・・・	・・・	・・・	・・・	・・・
2 試作品費	・・・	・・・	・・・	・・・	・・・	・・・
3 消耗品費	・・・	・・・	・・・	・・・	・・・	・・・
4 人件費(人数)	・・・ ( 人)	・・・ ( 人)	・・・ ( 人)	・・・ ( 人)	・・・ ( 人)	・・・
5 諸謝金	・・・	・・・	・・・	・・・	・・・	・・・
6 その他	・・・	・・・	・・・	・・・	・・・	・・・
小計	・・・	・・・	・・・	・・・	・・・	・・・
(国内参画機関： 〇〇大学) 代表機 関以外の参画があ る場合のみ						
1 設備備品費	・・・	・・・	・・・	・・・	・・・	・・・
2 その他	・・・	・・・	・・・	・・・	・・・	・・・
小計	・・・	・・・	・・・	・・・	・・・	・・・
総 計	・・・	・・・	・・・	・・・	・・・	・・・

注 1) 所要経費について、別表(58ページ)を参考にして見込額を記入して下さい。  
(予算費目ごとではなく、大まかな内訳で可。)  
2) 直接経費(間接経費を除いた額)について記述して下さい。

(様式 8 - 7)

機関データ

提案課題名 「 」  
総括責任者名 「 」  
提案機関名 「 」  
(実施予定期間： 平成 2 0 年度 ~ 平成 年度)

1. 代表機関

いずれの項目も概略で構いません(詳細なパンフレット等の添付は不要です。)

(1) 在籍する研究者総数(概数で構いません。)

うち、当該提案課題に携わる研究者数(概数で構いません。)

研究者総数(人)	
当該提案課題に携わる研究者数(人)	

(2) 財務の状況

- ・ 予算額の推移(平成 1 6 ~ 1 8 年度の総決算額)
- ・ 総決算額のうち、外部資金(機関全体として公募型資金等により機関外部から獲得した研究開発に係る補助金、委託費等)の総額の推移(平成 1 6 ~ 1 8 年度の総決算額ベース)

	平成 1 6 年度	平成 1 7 年度	平成 1 8 年度
総決算額(億円)			
外部資金の獲得総額(決算ベース、億円)			

2. 国内外参画機関(代表機関以外の参画があれば)(日・英文のみ)

国名	
機関名(正式名称)	
代表者名	
代表者の E-mail アドレス	
主たる業務	
その他( URL 等)	

複数の国内外機関が参画する場合は、すべての機関について記述して下さい。

(様式 8 - 8)

### 開発担当者等

提案課題名 「 」  
総括責任者名 「 」  
提案機関名 「 」  
(実施予定期間： 平成 2 0 年度 ~ 平成 年度)

氏 名	所属機関名	職 名	提案課題における役割	エフォート
	(独) 研究機構 研 究所	所長	総括責任者	%
	(独) 研究機構 研 究所	主任研究員		%
	大学 学部	客員研究員		%
x x x x	Dept. of Civil Engineering, University, Korea *****	Professor		%

- 注 1) 総括責任者だけでなく、すべての開発担当者について記載して下さい。( 国外参画機関からの参加者については主な者について記述。)  
2) 所属機関が大学の場合は、学部・研究科、研究所又は研究センターまで記載して下さい。その他の研究機関の場合は、研究所、研究部門まで記載して下さい。  
3) エフォートは、総合科学技術会議におけるエフォートの定義である「研究者の年間の全仕事を100%とした場合、そのうち当該研究の実施に必要な時間の配分率(%)」という考え方で決定して下さい。なお、「全仕事時間」とは研究活動の時間のみを指すのではなく、教育活動等を含めた実質的な全仕事を指します。

( 様式 9 - 1 )

提案書  
( 重要政策課題への機動的対応の推進 )

1 . 提案課題

課題分類	課題分類表より番号及び課題名を一つ記述
提案課題名	課題名は20字以内とし、サブタイトルはつけないこと。また、提案後、課題の変更は基本的に認めないので注意すること。
実施予定期間	平成20年7月～平成 年3月まで 財務省の承認日(7月目途)以降となる。
実施予定規模	【直接経費】総額： 百万円(様式9-7から転記) 【間接経費】総額： 百万円(直接経費×0.3) 【合計】総額： 百万円 原則として年間3千万円程度(間接経費を含む)とする。
中核機関名 研究代表者名	
調査研究の目的(200字以内)	様式9-2及び9-3の記述内容との整合性を確保すること。
調査研究の内容(200字以内)	提案課題の調査研究内容について、手法も含め記述 様式9-2及び9-3の記述内容との整合性を確保すること。

課題分類

課題1	iPS 細胞研究を含む再生医療研究推進・支援体制整備に向けた国際動向調査研究
課題2	ライフサイエンスの先端科学技術が社会に与える影響の調査研究

## 2. 代表者等

中核機関				
研究者 代表者	氏名(フリガナ)		生年月日	西暦 19 年 月 日
	氏名(漢字)			( 歳 )
	研究者番号		性別	
	機関・所属部署名			
	役職名		所属研究機関コード	
	ふりがな 所在地	〒 - 県 市 町 - -		
	TEL.		FAX.	
	E-mail:			
	所属機関 の産学官	所属機関が「産」「学」「官」のいずれに該当するか 記述して下さい。(独法、国研＝「官」、大学＝「学」、 民間＝「産」)		エフォート %
事務連絡 担当者 <small>(当該担当者に審査 結果等すべての連絡 をいたします)</small>	ふりがな 担当者名		役職名	左記の役職を記入して下さい。
	機関・所属部署名			
	事 務 連 絡 先 <small>(当該担当者に審査結果等 すべての連絡をいたします)</small>	〒 - 県 市 町 - -		
	TEL.		FAX.	
	E-mail:			
機関に おける経 理管理責 任者	せきにんしゃめい 責任者名		役職名	左記の役職を記入して下さい。
	所属組織・部署名			
	事 務 連 絡 先	〒 - 県 市 町 - -		
	TEL.		FAX.	
E-mail:				
当該課題 に おける経 理管理担 当者	たんとうしゃめい 担当者名		役職名	左記の役職を記入して下さい。
	所属組織・部署名			
	事 務 連 絡 先	〒 - 県 市 町 - -		
	TEL.		FAX.	
E-mail:				

「エフォート」は、総合科学技術会議におけるエフォートの定義である「研究者の年間の全仕事時間を100%とした場合、そのうち当該研究の実施に必要なとなる時間の配分率(%)」という考え方で決定してください。なお、「全仕事時間」とは研究活動の時間のみを指すのではなく、教育活動等を含めた実質的な全仕事時間を指します。

### 3. 研究区分、研究キーワード

	番号	研究区分		番号	研究キーワード
主分野		別添1より1つ記述。	研究 キ ー ワ ー ド		別添2より該当するものを5つまで記述。
副分野		別添1より主分野と異なるものを3つまで記述。			

上記に記載された内容に基づき、提案書類を分類して審査を行います。

研究代表者が他制度・事業で採択されている課題が有る場合（複数ある場合は、それぞれについて）以下の項目を記載下さい。

研究代表者の助成の有無	有	無
他の助成の配分機関名称		
他の助成の事業名称		
他の助成の課題ID		
他の助成の研究実施期間 （開始年度・終了年度）		
他の助成の予算額（千円）		
他の助成のエフォート（％）		

( 様式 9 - 2 )

計画構想・概要 ( 調査研究 )( A 4 用紙 1 枚 )

課題分類	「課題分類表より番号及び課題名を 1 つ記述	」
提案課題名	「	」
研究代表者名	「	」
中核機関名	「	」

( 実施予定期間 : 平成 2 0 年度 ~ 平成 年度 )

調査研究の目標・概要 ( 様式 9 - 3 1 . 2 . 3 . を要約すること )

1 . 目的・目標

- ・目的 ( 本調査研究が必要となっている背景 ( 必要に応じ、諸外国と我が国の比較を含めて記述 ) 本調査研究の国家的・社会的重要性、緊急性等を記述 )
- ・目標 ( このような背景を踏まえ、本調査研究の実施により期待できる成果について記述 )

2 . 研究計画

- ・調査研究の内容について、調査研究手法も含め簡潔に記述して下さい。

3 . 実施体制

- ・調査研究の実施体制 ( 参画する各機関の役割及び提案課題に関連する調査研究実績、参画する各機関が有機的に連携して実施する方策 ) について、簡潔に記述して下さい。
- ・中核機関の適性 ( 当該機関が中核機関として適当である理由 ) について、簡潔に記述してください。
- ・研究代表者の適性 ( 当該研究者が研究代表者として適当である理由 ) について、簡潔に記述してください。

調査研究の成果による波及効果について ( 様式 9 - 3 4 . を要約すること )

- ・当該調査研究の成果の科学技術政策や社会への寄与等について記述して下さい。

調査研究終了後の展開について ( 様式 9 - 3 5 . を要約すること )

- ・調査研究の成果を今後の政策に反映させる仕組み、手法等について記述して下さい。

( 様式 9 - 3 )

計画構想・詳細 ( 調査研究 )

課題分類 「 分類表より番号及び課題名を 1 つ記述 」  
提案課題名 「 」  
研究代表者名 「 」  
中核機関名 「 」

( 実施予定期間： 平成 2 0 年度 ~ 平成 年度 )

以下の項目ごとに整理して記述して下さい。なお、枚数制限は設けませんが、簡潔かつ明瞭に記載して下さい。

1 . 調査の目的・目標

( 記述内容 )

- ( 1 ) 目的 ( 本調査研究が必要となっている背景 ( 必要に応じ、諸外国と我が国の比較を含めて記述 ) 本調査研究の国家的・社会的重要性、緊急性等 ) を記述
- ( 2 ) 目標 ( このような背景を踏まえ、本調査研究の実施により期待できる成果 ) について記述

2 . 調査研究計画について

( 記述内容 )

- ( 1 ) 調査研究の内容について調査研究手法も含め記述

3 . 実施体制について

( 1 ) 調査研究の実施体制

( 記述内容 )

参画する各機関の役割及び提案課題に関連する調査研究実績  
参画する各機関が有機的に連携して実施する方策

( 2 ) 中核機関の適性

( 記述内容 )

当該機関が中核機関として適当である理由 ( 提案課題に関連する調査研究実績、提案課題の調査研究成果の活用が見込まれる関係府省との関係等を含めて記述 )

( 3 ) 研究代表者の適性

( 記述内容 )

当該研究者が研究代表者として適当である理由 ( 提案課題に関連する調査研究実績、提案課題の調査研究成果の活用が見込まれる関係府省との関係等を含めて記述 )

4 . 調査研究の成果による波及効果について

( 記述内容 )

- ( 1 ) 当該調査研究の成果の科学技術政策や社会への寄与等について記述

5 . 調査研究終了後の展開について

( 記述内容 )

- ( 1 ) 調査研究の成果を今後の政策に反映させる仕組み、手法等について記述

(様式 9 - 4)

### 計画内容

課題分類 「分類表より番号及び課題名を1つ記述」  
提案課題名 「」  
研究代表者名 「」  
中核機関名 「」

(実施予定期間：平成20年度～平成 年度)

- ・サブテーマごとに、責任者(所属機関・氏名・年齢)を明記し、目的、目標、研究の現状、研究の内容(実施期間・手法・担当機関・担当者、期待される具体的な成果等)、研究の必要性等を具体的かつわかりやすく記述して下さい。
- ・研究の項目ごとに担当者(所属機関・氏名・年齢)を明記し、概要を記述して下さい。

(1) に関する研究 (サブテーマ)

サブテーマ責任者(所属機関・氏名・年齢):  
(研究内容記述)

の解明に関する研究 (研究の項目)

研究参加者(所属機関・氏名・年齢):  
(研究内容記述)

の化に関する研究 (研究の項目)

研究参加者(所属機関・氏名・年齢):  
(研究内容記述)

(2) に関する研究 (サブテーマ)

サブテーマ責任者(所属機関・氏名・年齢):  
(研究内容記述)

・・・ (研究の項目)

以下同様に記述

(様式 9 - 5)

### 調査研究体制図

課題分類 「分類表より番号及び課題名を1つ記述」  
提案課題名 「」  
研究代表者名 「」  
中核機関名 「」

(実施予定期間：平成20年度～平成 年度)

(機関ごとの調査研究の分担と実施期間、予算配分(概算)を図示しつつ明確に記述。下記に記述例を掲載。)

一  
年  
度  
目  
録

に関する調査  
(サブテーマ1)  
(内容について簡潔に記述)  
・担当機関  
・予算 百万円

に関する調査  
(サブテーマ2)  
(内容について簡潔に記述)  
・担当機関  
・予算 百万円

に関する分析  
(サブテーマ3)  
(内容について簡潔に記述)  
・担当機関  
・予算 百万円




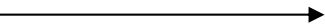
期待される成果

- (1) . . . . .
- (2) . . . . .

( 様式 9 - 6 )

年次計画概要

課題分類 「分類表より番号及び課題名を1つ記述」  
 提案課題名 「」  
 研究代表者名 「」  
 中核機関名 「」  
 (実施予定期間： 平成20年度～平成 年度)

研 究 項 目	1年度目	2年度目
例) (1)・・・に関する研究  (参画研究機関) 研究所 大学 学部 (株) .....	・・・・の準備 	・・・・の実施 
(2)・・・に関する研究  (参画研究機関) 研究所 大学 学部 (株) .....	・・・・の準備 	・・・・の実施 

(様式 9 - 7)

所要経費の見込額

課題分類 「分類表より番号及び課題名を1つ記述」  
 提案課題名 「」  
 研究代表者名 「」  
 中核機関名 「」  
 (実施予定期間：平成20年度～平成 年度)

経費の内容	年 度		総 額
	1年度目	2年度目	
例) ( 機関)	9 6	5 5	2 1 1
備品及び試作品費 (内容)	8 0 多ターゲット反応 性測光装置	2 0 可変波長レーザー	1 2 5
消耗品 (内容)	1 5	1 0	3 5
旅費	1	1	3
人件費	0	2 4	4 8
( 機関)	9 6	5 5	2 1 1
備品及び試作品費 (内容)	8 0 多ターゲット反応 性測光装置	2 0 可変波長レーザー	1 2 5
消耗品 (内容)	1 5	1 0	3 5
旅費	1	1	3
人件費	0	2 4	4 8
( 大学)	...	...	
...			
...			
計			

注1) 所要経費について、参画機関ごとに、別表(71ページ)を参考にして見込額を記述して下さい(予算費目ごとではなく、大まかな内訳で可。)

2) 直接経費(間接経費を除いた額)について記述して下さい。

( 様式 9 - 8 )

機関データ

課題分類 「分類表より番号及び課題名を1つ記述」  
提案課題名 「」  
研究代表者名 「」  
中核機関名 「」

( 実施予定期間： 平成 2 0 年度 ~ 平成 年度 )

中核機関について以下のデータを記載して下さい。いずれの項目も概略で構いません( 詳細なパンフレット等の添付は不要です。)

- ( 1 ) 在籍する研究者総数 ( 概数で構いません。 )  
うち、当該提案課題に携わる研究者数 ( 概数で構いません。 )

研究者総数 ( 人 )	
当該提案課題に携わる研究者数 ( 人 )	

- ( 2 ) 財務の状況
- ・ 予算額の推移 ( 平成 1 6 ~ 1 8 年度の総決算額 )
  - ・ 総決算額のうち、外部資金 ( 機関全体として公募型資金等により機関外部から獲得した研究開発に係る補助金、委託費等 ) の総額の推移 ( 平成 1 6 ~ 1 8 年度の総決算額ベース )

	平成 1 6 年度	平成 1 7 年度	平成 1 8 年度
総決算額 ( 億円 )			
外部資金の獲得総額 ( 決算ベース、億円 )			

(様式 9 - 9)

### 参画研究者リスト

課題分類 「分類表より番号及び課題名を1つ記述」  
 提案課題名 「」  
 研究代表者名 「」  
 中核機関名 「」  
 (実施予定期間: 平成20年度~平成 年度)

氏名	所属機関名	職名	提案課題における役割	エフォート
	大学 学部	教授	研究代表者、サブテーマ1責任者	%
	(独) 研究機構 研究所	主任研究員	サブテーマ2責任者	%
	株式会社 研究所	研究部長	サブテーマ3責任者	
×× ××	××大学大学院××研究科	助教授	サブテーマ1参画者	
	大学 研究センター	センター長	サブテーマ2参画者	

- 注1) 研究代表者、サブテーマ責任者だけでなく、すべての研究参画者について記載して下さい。
- 2) 所属機関が大学の場合は、学部・研究科、研究所又は研究センターまで記載して下さい。その他の研究機関の場合は、研究所、研究部門まで記載して下さい。
- 3) 「エフォート」は、総合科学技術会議におけるエフォートの定義である「研究者の年間の全仕事時間を100%とした場合、そのうち当該研究の実施に必要となる時間の配分率(%)」という考え方で決定してください。なお、「全仕事時間」とは研究活動の時間のみを指すのではなく、教育活動等を含めた実質的な全仕事時間を指します。

(様式 9 - 10)

研究者データ

課題分類 「分類表より番号及び課題名を1つ記述」  
 提案課題名 「」  
 研究代表者名 「」  
 中核機関名 「」  
 (実施予定期間：平成20年度～平成 年度)

(研究代表者及び参画するすべてのサブテーマ責任者について作成)

氏名(フリガナ)			生年月日	西暦 19 年 月 日 ( 歳) *2008年4月1日現在の年齢
氏名(漢字)				
研究者番号			性別	
所属機関	ふりがな 所在地	〒 - 県 市 町 - - TEL. FAX. E-mail:		
	機関名 所属部署			
	役職名		所属研究機関コード	
研究歴	最終学歴	昭和 年 大学 学部卒業		
	学位	昭和 年 博士号( 学)取得( 大学)		
	主な職歴 と 研究内容	(記述例) 昭和 年～ 年 大学 学部助手 について研究 昭和 年～ 年 大学 学部 研究員 に関する研究に従事 平成 年～ 年 大学 学部教授 について研究		

(様式9 - 10・別紙1)

### 業務従事率(エフォート)に関する情報

氏名			1年間の全業務時間	毎月平均	時間 ×	ヶ月	
	制度名	課題名	実施期間・規模	提案課題との仕訳、関連性		エフォート	
本提案課題	-	-	-	-		%	
科学技術振興調整費による他の実施課題	プログラム	「 」(代表者)	H16～H19 百万円/年			%	
他の公的競争的資金(独法によるものを含む。)		「 」(分担者)	H19～H20 百万円/年 (申請中)			%	
民間等からの競争的資金						%	
その他の公的研究助成						%	
経常的業務						%	

(記載要領)

1. 既に実施しているもの及び現在申請中のものを漏れなく記載して下さい。記入欄が不足する場合は、記入欄を付け足して下さい(複数枚になっても結構です。)
2. 「課題名」の欄には、代表者として従事しているのか、分担者・参画者として従事しているのかがわかるように記載して下さい。
3. 申請中のものについては、「実施期間・規模」の欄に「申請中」である旨明記して下さい。
4. 「実施期間・規模」の実施規模については、代表者として従事している場合は全額、分担者・参画者として従事している場合は実際に経費を受給している額を記載して下さい。
5. 「エフォート」は、総合科学技術会議におけるエフォートの定義である「研究者の年間の全仕事時間を100%とした場合、そのうち当該研究の実施に必要なとなる時間の配分率(%)」という考え方で決定して下さい。なお、「全仕事時間」とは研究活動の時間のみを指すのではなく、教育活動等を含めた実質的な全仕事時間を指します。
6. 「他の公的競争的資金」については、科学研究費補助金、厚生労働科学研究費補助金、戦略的創造研究推進事業等の科学技術振興調整費以外の公的競争的資金について記載して下さい。
7. 「民間等からの競争的資金」については、公的競争的資金のほか、研究者が公募により競争的な環境から獲得できる外部資金のうち、1千万円を超えるものについて記載して下さい。
8. 「その他の公的研究助成」については、プロジェクト型研究等として国又は独法から獲得している研究助成等について記載して下さい。
9. 「経常的業務」については、経常的に行っている研究や業務(講義、事務等)について、その内容を記載して下さい。

【注意】 記載内容に変更が生じた場合は、遅滞なく提案書類提出先に報告して下さい。  
虚偽の内容が記載されていることが判明した場合は、採択が取り消されることがあります。



(別添1)

政府研究開発データベース・重点研究分野コード表

番号	重点研究分野	研究区分
101	ライフサイエンス	ゲノム
102	ライフサイエンス	医学・医療
103	ライフサイエンス	食料科学・技術
104	ライフサイエンス	脳科学
105	ライフサイエンス	バイオインフォマティクス
106	ライフサイエンス	環境・生態
107	ライフサイエンス	物質生産
189	ライフサイエンス	共通基礎研究
199	ライフサイエンス	その他
201	情報通信	高速ネットワーク
202	情報通信	セキュリティ
203	情報通信	サービス・アプリケーション
204	情報通信	家電ネットワーク
205	情報通信	高速コンピューティング
206	情報通信	シミュレーション
207	情報通信	大容量・高速記憶装置
208	情報通信	入出力*1
209	情報通信	認識・意味理解
210	情報通信	センサ
211	情報通信	ヒューマンインターフェイス評価
212	情報通信	ソフトウェア
213	情報通信	デバイス
289	情報通信	共通基礎研究
299	情報通信	その他
301	環境	地球環境
302	環境	地域環境
303	環境	環境リスク
304	環境	循環型社会システム
305	環境	生物多様性
389	環境	共通基礎研究
399	環境	その他
401	ナノテク・材料	ナノ物質・材料(電子・磁気・光学応用等)
402	ナノテク・材料	ナノ物質・材料(構造材料応用等)
403	ナノテク・材料	ナノ情報デバイス
404	ナノテク・材料	ナノ医療
405	ナノテク・材料	ナノバイオロジー
406	ナノテク・材料	エネルギー・環境応用
407	ナノテク・材料	表面・界面
408	ナノテク・材料	計測技術・標準
409	ナノテク・材料	加工・合成・プロセス
410	ナノテク・材料	基礎物性
411	ナノテク・材料	計算・理論・シミュレーション
412	ナノテク・材料	安全空間創成材料
489	ナノテク・材料	共通基礎研究
499	ナノテク・材料	その他

番号	重点研究分野	研究区分
501	エネルギー	化石燃料・加工燃料
502	エネルギー	原子力エネルギー
503	エネルギー	自然エネルギー
504	エネルギー	省エネルギー・エネルギー利用技術
505	エネルギー	環境に対する負荷の軽減
506	エネルギー	国際社会への協力と貢献
589	エネルギー	共通基礎研究
599	エネルギー	その他
601	製造技術	高精度技術
602	製造技術	精密部品加工
603	製造技術	高付加価値極限技術(マイクロマシン等)
604	製造技術	環境負荷最小化
605	製造技術	品質管理・製造現場安全確保
606	製造技術	先進的ものづくり
607	製造技術	医療・福祉機器
608	製造技術	アセンブリープロセス
609	製造技術	システム
689	製造技術	共通基礎研究
699	製造技術	その他
701	社会基盤	異常自然現象発生メカニズムの研究と予測技術
702	社会基盤	災害被害最小化応用技術研究
703	社会基盤	超高度防災支援システム
704	社会基盤	事故対策技術
705	社会基盤	社会基盤の劣化対策
706	社会基盤	有害危険・危険物質等安全対策
721	社会基盤	自然と共生した美しい生活空間の再構築
722	社会基盤	広域地域研究
723	社会基盤	水循環系健全化・総合水管理
724	社会基盤	新しい人と物の流れに対応する交通システム
725	社会基盤	バリアフリー
726	社会基盤	ユニバーサルデザイン化
789	社会基盤	共通基礎研究
799	社会基盤	その他
801	フロンティア	宇宙科学(天文を含む)
802	フロンティア	宇宙開発利用
821	フロンティア	海洋科学
822	フロンティア	海洋開発
889	フロンティア	共通基礎研究
899	フロンティア	その他
900	人文・社会	
1000	自然科学一般	

\*1: 情報通信システムとの入出力を容易にする技術。  
ただし、研究区分番号209~211を除く。

(別添2)

研究キーワード候補リスト

番号	研究キーワード	番号	研究キーワード	番号	研究キーワード
1	遺伝子	44	暗号・認証等	87	環境分析
2	ゲノム	45	セキュア・ネットワーク	88	公害防止・対策
3	蛋白質	46	高信頼性ネットワーク	89	生態系修復・整備
4	糖	47	著作権・コンテンツ保護	90	環境調和型農林水産
5	脂質	48	ハイパフォーマンス・コンピューティング	91	環境調和型都市基盤整備・建築
6	核酸	49	ディベンダブル・コンピューティング	92	自然共生
7	細胞・組織	50	アルゴリズム	93	政策研究
8	生体分子	51	モデル化	94	磁気記録
9	生体機能利用	52	可視化	95	半導体超微細化
10	発生・分化	53	解析・評価	96	超高速情報処理
11	脳・神経	54	記憶方式	97	原子分子処理
12	動物	55	データストレージ	98	走査プローブ顕微鏡(STM、AFM、STS、SNOM、他)
13	植物	56	大規模ファイルシステム	99	量子ドット
14	微生物	57	マルチモーダルインターフェース	100	量子細線
15	ウイルス	58	画像・文章・音声等認識	101	量子井戸
16	行動学	59	多言語処理	102	超格子
17	進化	60	自動タブ付け	103	分子機械
18	情報工学	61	バーチャルリアリティ	104	ナノマシン
19	プロテオーム	62	エージェント	105	トンネル現象
20	トランスレーショナルリサーチ	63	スマートセンサ情報システム	106	量子コンピュータ
21	移植・再生医療	64	ソフトウェア開発効率化・安定化	107	DNAコンピュータ
22	医療・福祉	65	ディレクトリ・情報検索	108	スピエレクトロニクス
23	再生医学	66	コンテンツ・アーカイブ	109	強相関エレクトロニクス
24	食品	67	システムオンチップ	110	ナノチューブ・フラレーン
25	農林水産物	68	デバイス設計・製造プロセス	111	量子閉じ込め
26	組換え食品	69	高密度実装	112	自己組織化
27	バイオテクノロジー	70	先端機能デバイス	113	分子認識
28	痴呆	71	低消費電力・高エネルギー密度	114	少数電子素子
29	癌	72	ディスプレイ	115	高性能レーザー
30	糖尿病	73	リモートセンシング	116	超伝導材料・素子
31	循環器・高血圧	74	モニタリング(リモートセンシング以外)	117	高効率太陽光発電材料・素子
32	アレルギー・ぜんそく	75	大気現象	118	量子ビーム
33	感染症	76	気候変動	119	光スイッチ
34	脳神経疾患	77	水圏現象	120	フォトリック結晶
35	老化	78	土壌圏現象	121	微小共振器
36	薬剤反応性	79	生物圏現象	122	テラヘルツ/赤外材料・素子
37	バイオ関連機器	80	環境質定量化・予測	123	ナノコンタクト
38	フォトリックネットワーク	81	環境変動	124	超分子化学
39	先端的通信	82	有害化学物質	125	MBE、エピタキシャル
40	有線アクセス	83	廃棄物処理	126	1分子計測(SMD)
41	インターネット高度化	84	廃棄物再資源化	127	光ピンセット
42	移動体通信	85	大気汚染防止・浄化	128	(分子)モーター
43	衛星利用ネットワーク	86	水質汚濁・土壌汚染防止・浄化	129	酵素反応

番号	研究キーワード	番号	研究キーワード	番号	研究キーワード
130	共焦点顕微鏡	177	集中豪雨	224	バリアフリー
131	電子顕微鏡	178	高潮	225	ユニバーサルデザイン
132	超薄膜	179	洪水	226	輸送機器
133	エネルギー全般	180	火災	227	電子航法
134	再生可能エネルギー	181	自然災害	228	管制
135	原子力エネルギー	182	自然現象観測・予測	229	ロケット
136	太陽電池	183	耐震	230	人工衛星
137	太陽光発電	184	制震	231	再使用型輸送系
138	風力	185	免震	232	宇宙インフラ
139	地熱	186	防災	233	宇宙環境利用
140	廃熱利用	187	防災ロボット	234	衛星通信・放送
141	コージェネレーション	188	減災	235	衛星測位
142	メタンハイドレート	189	復旧・復興	236	国際宇宙ステーション (ISS)
143	バイオマス	190	救命	237	地球観測
144	天然ガス	191	消防	238	惑星探査
145	省エネルギー	192	海上安全	239	天文
146	新エネルギー	193	非常時通信	240	宇宙科学
147	エネルギー効率化	194	危機管理	241	上空利用
148	二酸化炭素排出削減	195	リアルタイムマネジメント	242	海洋科学
149	地球温暖化ガス排出削減	196	国土開発	243	海洋開発
150	燃料電池	197	国土整備	244	海洋微生物
151	水素	198	国土保全	245	海洋探査
152	電気自動車	199	広域地域	246	海洋利用
153	LNG車	200	生活空間	247	海洋保全
154	ハイブリッド車	201	都市整備	248	海洋資源
155	超精密計測	202	過密都市	249	深海環境
156	光源技術	203	水資源	250	海洋生態
157	精密研磨	204	水循環	251	大陸棚
158	プラズマ加工	205	流域圏	252	極地
159	マイクロマシン	206	水管理	253	哲学
160	精密部品加工	207	淡水製造	254	心理学
161	高速プロトタイピング	208	湯水	255	社会学
162	超精密金型転写	209	延命化	256	教育学
163	射出成型	210	長寿命化	257	文化人類学
164	高速組立成型	211	コスト縮減	258	史学
165	高速伝送回路設計	212	環境対応	259	文学
166	微細接続	213	建設機械	260	法学
167	バーチャルリアリティ	214	建設マネジメント	261	経済学
168	ヒューマンセンタード生産	215	国際協力		
169	複数企業共同生産システム	216	国際貢献		
170	品質管理システム	217	地理情報システム (GIS)		
171	低エントロピー化指向製造システム	218	交通事故		
172	地球変動予測	219	物流		
173	地震	220	次世代交通システム		
174	火山	221	高度道路交通システム (ITS)		
175	津波	222	走行支援道路システム (AHS)		
176	土砂災害	223	交通需要マネジメント		



## 6 . 研究成果の取扱いについて

科学技術振興調整費によって実施される研究成果の取扱いについては、発明等を行った研究者の所属する機関によって以下のとおりとなります。

### ( 1 ) 国立試験研究機関の場合

各機関の規則等に基づき、研究成果を取り扱います。具体的には、国立試験研究機関の研究者によって得られた研究成果による知的財産権は、原初的には、発明者である研究者に属しますが、特許法第35条に定める職務発明に該当することから、当該権利は、各国立試験研究機関が定める職務発明規定によって国に承継されるため、結果として知的財産権を国に帰属することとなります。

### ( 2 ) 委託契約により研究を実施する機関の場合

委託契約を締結している機関の研究者によって得られた研究成果による知的財産権は、職務発明規定等により所属機関に承継する必要があります。

当該知的財産権は原則的に( 1 )と同様に国に帰属することになりますが、産業技術力強化法により、委託先機関に当該権利を帰属させることができます。ただし出願費、登録料等の各種費用等については、各委託先機関にて支弁する必要があります。

### 産業技術力強化法について

日本版バイ・ドール規定は、平成11年から産業活力再生特別措置法で規定されていましたが、平成19年から産業技術力強化法に移管されました。

法改正の主な内容は、委託先機関に帰属させることができる著作権について、産業活力再生特別措置法ではプログラムの著作物及びデータベースの著作物の著作権に限定していましたが、産業技術力強化法では成果報告書等納入物の著作権を含め著作権全般に範囲が拡大されました。

### 委託先機関に帰属させる手続きについて

従来と同様に、委託契約書に基づく「確認書」を提出することで以下の権利が委託先機関に帰属します。

- ・ 特許権 ( 特許を受ける権利 : 特許法 )
- ・ 実用新案権 ( 実用新案登録を受ける権利 : 実用新案法 )
- ・ 意匠権 ( 意匠登録を受ける権利 : 意匠法 )
- ・ 回路配置利用権 ( 回路配置利用権の設定の登録を受ける権利 : 半導体集積回路の回路配置に関する法律 )
- ・ 育成者権 ( 品種登録を受ける地位 : 種苗法 )

- ・著作権（著作権法第 21 条から第 28 条に規定するすべての権利を含む）

#### 成果の利用行為について

- ・委託先機関は、委託業務により委託者（文部科学省）に納入した著作物に係る著作権については、委託者が実施する権利及び委託者が第三者に実施を許諾する権利を、委託者に許諾することとなります。
- ・委託先機関は、委託業務の成果によって生じた著作物及びその二次的著作物の公表に際し、委託業務による成果である旨を明示することとなります。

委託先機関に権利が帰属する場合、所定の手続・審査を経て、科学技術振興機構（JST）が行っている、技術移転センター事業、独創的シーズ展開事業等の事業を活用し、研究成果を普及させることも可能です。

## (2) 中小企業技術革新制度(日本版SBIIR)による事業化支援について

中小企業技術革新制度(日本版SBIIR)とは、中小企業の新技术を利用した事業活動を支援するため、関係省庁が連携して、中小企業による研究開発とその成果の事業化を一貫して支援する制度です(新事業創出促進法に基づき、平成11年度に制度が創設され、平成17年4月に行われた法改正により「中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律」に根拠規定を移行しました。)

具体的には、中小企業の新たな事業活動につながる新技术に関する研究開発のための補助金・委託費等について、中小企業者への支出の機会の増大を図るとともに、その成果を利用した事業活動を行う場合に、特許料等の軽減や債務保証に關しての枠の拡大等の措置を講じています。

科学技術振興調整費のうちの「アジア・アフリカ科学技術協力の戦略的推進」プログラム等に係る委託費は、同制度において平成20年度予算も引き続き「特定補助金等」として指定される見込みのものであり、「特定補助金等」に指定された補助金等を交付された中小企業は、その成果を利用した事業活動を行う際に、以下の支援措置の特例等を受けることができます。

なお、SBIIR制度に關する詳細は、以下の中小企業庁のホームページを御参照下さい。制度の概要、パンフレット等がご覧になれます。

<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/gijut/sbir/19fy/index.html>

### 特許料等の軽減措置

科学技術振興調整費による委託費を受けて行う研究開発の成果に關連する特許を取得する場合、研究開発終了後2年以内に出願されるものについて、以下の料金を2分の1に軽減する制度を利用することができます。

- ・ 審査請求手数料
- ・ 1～3年目の特許料

詳しくはお近くの経済産業局(沖縄県は沖縄総合事務局)にお尋ね下さい。

### 中小企業信用保険法の特例

新事業開拓保険制度について、債務保証枠の拡大や担保・第三者保証人が不要な特別枠などの措置を講じています。

		一般中小企業者	特定補助金等を活用した中小企業者
債務保証限度額	個人・法人	2億円	→ 3億円
	組合等	4億円	→ 6億円
うち無担保枠		5千万円	→ 7千万円
うち無担保・第三者保証人不要枠			→ 2千万円

また、「産業活力再生特別措置法」に基づき、上述措置に加え、以下の保険限度額の別枠化（経営資源活用関連枠）が図られています。

具体的には、当該中小企業者等の一般的な必要資金を対象として、

- ・普通保険 通常2億円 + 別枠2億円（組合は4億円 + 4億円）
- ・無担保保険 通常8,000万円 + 別枠8,000万円
- ・特別小口保険 通常1,250万円 + 別枠1,250万円

となっています。

詳しくは全国信用保証協会連合会又は各都道府県信用保証協会にお尋ね下さい。

（全国信用保証協会連合会：03-3271-7201）

#### 中小企業投資育成株式会社法の特例

中小企業投資育成株式会社からの投資対象について、

- 資本の額が3億円を超える株式会社を設立する場合
- 資本の額が3億円を超える株式会社が事業活動を実施するために必要とする資金の調達をする場合

であっても投資を受けることができるようになります。

詳しくは中小企業投資育成株式会社にお尋ね下さい。

（東京社：03-5469-1811、名古屋社：052-581-9541、大阪社：06-6341-5476）

#### 小規模企業者等設備導入資金助成法の特例（産業活力再生特別措置法に基づく措置）

貸与機関が実施する小規模企業設備資金制度の貸付割合を2分の1から3分の2に拡充されます。

詳しくは、（財）全国中小企業取引振興協会（03-5541-6688）又は各都道府県等中小企業支援センターにお問い合わせ下さい。

## 中小企業金融公庫の特別貸付制度

制度名： 新事業活動促進資金

貸付対象： 特定補助金等の交付を受けて研究開発した技術を利用して行う事業

資金使途： 貸付対象事業を行うために必要な設備資金及び長期運転資金

貸付限度： 直接貸付 7.2億円（うち、運転資金は2.5億円）

代理貸付 1.2億円（直接貸付の貸付限度枠内）

貸付利率： 基準利率（用地費を除く設備資金については、2.7億円を限度として特別利率）

貸付期間： 設備資金 20年以内（据え置き期間は2年以内）

長期運転資金 7年以内（据え置き期間は3年以内）

詳しくは中小企業金融公庫にお尋ね下さい。

（中小企業金融公庫 東京相談センター : 03-3270-1260

名古屋相談センター : 052-551-5188

大阪相談センター : 06-6345-3577

福岡相談センター : 092-781-2396）

「産業活力再生特別措置法」の適用は、平成27年度末までの間の措置となります。

上記の支援措置は、競争的資金としての審査とは別に各支援機関の審査を必要とします。

S B I R制度についての詳細はインターネットによる施策紹介

<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/gijut/sbir/19fy/index.html>

又は、中小企業庁技術課（03-3501-1816）にお問い合わせ下さい。

## 7. その他

### (1) 生命倫理及び安全対策等に係る留意事項

ライフサイエンスに関する研究については、生命倫理・安全対策の観点から以下の法令又は指針等により必要な手続等が定められているため、当該手続等（今後、新たに指針等が定められる場合には、その指針等の手続等を含む。）を遵守し、適切に研究を実施して下さい。

なお、指針等の詳細については文部科学省ホームページ「生命倫理・安全に対する取組」（[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/shinkou/seimei/index.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/shinkou/seimei/index.htm)）を参照して下さい。

#### ヒトゲノム・遺伝子解析研究を含む研究計画

研究計画に、ヒトゲノム・遺伝子解析研究（提供者の個体を形成する細胞に共通して存在し、その子孫に受け継がれ得るヒトゲノム及び遺伝子の構造又は機能を、試料等を用いて明らかにしようとする研究）を含む場合には、「ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針」（平成16年12月28日文部科学省・厚生労働省・経済産業省告示第1号）に基づき当該研究を実施して下さい。

なお、指針に違反して研究が実施されていることが判明した場合、違反した旨を公表するとともに、科学技術振興調整費の配分を取り消すことがあります。

#### 特定胚の取扱いを含む研究計画

研究計画に、特定胚（ヒト胚分割胚、ヒト胚核移植胚、人クローン胚、ヒト集合胚、ヒト動物交雑胚、ヒト性融合胚、ヒト性集合胚、動物性融合胚又は動物性集合胚）の取扱いを含む場合には、「ヒトに関するクローン技術等の規制に関する法律」（平成12年12月6日法律第146号）、「ヒトに関するクローン技術等の規制に関する法律施行規則」（平成13年12月5日文部科学省令第82号）及び「特定胚の取扱いに関する指針」（平成13年12月5日文部科学省告示第173号）に基づき、当該研究を実施して下さい。特に、研究の実施に先立ち、文部科学大臣への届出が必要となることに留意して下さい。また、「特定胚の取扱いに関する指針」については現在改正に向けた検討を行っており、前述の文部科学省ホームページ等に関連情報を掲示いたしますので、適宜留意願います。

なお、法令や指針に違反して研究が実施されていることが判明した場合、法令に基づき罰則がかかることや、違反した旨を公表するとともに、科学技術振興調整費の配分を取り消すことがあります。

#### ヒトES細胞の樹立及び使用を含む研究計画

研究計画に、ヒトES細胞（ヒト胚性幹細胞）の樹立及び使用を含む場合には、「ヒト

ES細胞の樹立及び使用に関する指針」(平成19年5月23日文部科学省告示第87号)に基づき、当該研究を実施して下さい。特に、研究の実施に先立ち、文部科学大臣の確認を受けることが必要となることに留意して下さい。また、当該指針については現在改正に向けた検討を行っており、改正後は、これを遵守して研究を行う必要があります。前述の文部科学省ホームページ等に情報を掲示いたしますので、適宜留意願います。

なお、指針に違反して研究が実施されていることが判明した場合、違反した旨を公表するとともに、科学技術振興調整費の配分を取り消すことがあります。

#### 遺伝子組換え生物等の使用等を含む研究計画

研究計画に、遺伝子組換え生物等の使用等を含む場合には、平成16年2月19日に施行された「遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律」(平成15年6月18日法律第97号)及びこれに基づく政省令・告示に基づき、当該研究を実施して下さい。特に、遺伝子組換え生物等の第一種使用等(環境中への拡散を防止しないで行う使用等)を行う場合、あらかじめ第一種使用規程を定め、主務大臣の承認を受ける義務があること、及び第二種使用等(環境中への拡散を防止しつつ行う使用等)を行う場合、主務省令に定められた又はあらかじめ主務大臣の確認を受けた拡散防止措置をとる義務等があることに留意して下さい。また、遺伝子組換え生物等の譲渡・提供・委託を行おうとする者は、原則としてその都度、省令に定められた情報の提供を行わなければならないことにも留意して下さい。

これらのことを踏まえ、遺伝子組換え生物等の使用等を行う研究機関においては、機関内の法令の理解及び遵守についての周知徹底を十分に図るとともに、事故時の対応をあらかじめ定める等の機関内の体制を整備し、法令に基づき遺伝子組換え生物等の適切な使用等が徹底されるよう留意して下さい。遺伝子組換え生物等の使用等に係る各種情報については、前述の文部科学省ホームページ等に掲示しておりますので、適宜留意願います。

なお、法令に違反して研究が実施されていることが判明した場合、法令に基づき罰則がかかることや、違反した旨を公表するとともに、科学技術振興調整費の配分を取り消すことがあります。

#### 遺伝子治療臨床研究を含む研究計画

研究計画に、遺伝子治療臨床研究(疾病の治療を目的として遺伝子又は遺伝子を導入した細胞のヒトの体内への投与等に関する臨床研究)を含む場合には、「遺伝子治療臨床研究に関する指針」(平成16年12月28日文部科学省・厚生労働省告示第2号)に基づき、当該研究を実施して下さい。特に、研究の実施に先立ち、厚生労働大臣の意見を求めること等が必要となることに留意して下さい。

なお、指針に違反して研究が実施されていることが判明した場合、違反した旨を公表するとともに、科学技術振興調整費の配分を取り消すことがあります。

#### 疫学研究を含む研究計画

研究計画に、疫学研究（明確に特定された人間集団の中で出現する健康に関する様々な事象の頻度及び分布並びにそれらに影響を与える要因を明らかにする科学研究）を含む場合には、「疫学研究に関する倫理指針」（平成19年8月16日文部科学省・厚生労働省告示第1号）に基づき、当該研究を実施して下さい。前述の文部科学省ホームページ等に情報を掲示しておりますので、適宜留意願います。

なお、指針に違反して研究が実施されていることが判明した場合、違反した旨を公表するとともに、科学技術振興調整費の配分を取り消すことがあります。

#### 臨床研究を含む研究計画

研究計画に、臨床研究（医療における疾病の予防方法、診断方法及び治療方法の改善、疾病原因及び病態の理解並びに患者の生活の質の向上を目的として実施される医学系研究であって、人を対象とするもの（個人を特定できる人由来の材料及びデータに関する研究を含む。））を含む場合には、「臨床研究に関する倫理指針」（平成16年12月28日厚生労働省告示第459号）に基づき、当該研究を実施して下さい。また、本指針は現在改正に向けた検討を行っておりますので留意願います。

なお、指針に違反して研究が実施されていることが判明した場合、違反した旨を公表するとともに、科学技術振興調整費の配分を取り消すことがあります。

#### ヒト幹細胞を用いる臨床研究を含む研究計画

研究計画に、ヒト幹細胞を用いる臨床研究（ヒト幹細胞を、疾病の治療のための研究を目的として人の体内に移植又は投与する臨床研究）を含む場合には、「ヒト幹細胞を用いる臨床研究に関する指針」（平成18年7月3日厚生労働省告示第425号）に基づき、当該研究を実施して下さい。特に、研究の実施に先立ち、厚生労働大臣の意見を求めること等が必要となることに留意して下さい。

なお、指針に違反して研究が実施されていることが判明した場合、違反した旨を公表するとともに、科学技術振興調整費の配分を取り消すことがあります。

#### 実験動物を使用する研究を含む研究計画

研究計画に、実験動物を使用する研究を含む場合には、動物福祉の観点から適切な配慮を行うため、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）、実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準（平成18年4月28日環境省告示第

88号)動物の殺処分方法に関する指針(平成19年11月12日環境省告示第105号)及び研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針(平成18年6月1日文部科学省告示第71号)に基づき当該研究を実施してください。

また、動物実験を行う際には、動物実験の指針を整備するとともに、動物実験委員会を設置し、適切な動物実験を行ってください。実験動物の導入に際しては、「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」(平成18年6月14日法律第67号)に基づく飼養許可証の確認や特定動物の飼養又は保管の方法の細目(平成18年1月20日環境省告示第22号)を遵守するなど、常に適切なものとなるよう努めてください。

なお、指針に違反して研究が実施されていることが判明した場合、違反した旨を公表するとともに、科学技術振興調整費の配分を取り消すことがあります。

## (2) 間接経費について

科学技術振興調整費における間接経費の取扱いは、「競争的資金の間接経費の執行に係る共通指針(平成17年3月23日競争的資金に関する関係府省連絡会申し合わせ)」を踏まえ、以下によるものとします。

### ①間接経費の使途

間接経費は、科学技術振興調整費(以下「調整費」という。)を獲得した機関の科学技術システム改革のための環境整備や研究者の研究開発環境の改善、研究機関全体の機能の向上に活用するために必要となる経費に充当して下さい。具体的には、調整費による研究の遂行に関連して間接的に必要となる経費のうち、以下のものを対象とします。

#### 1) 管理部門に係る経費

－施設管理・設備の整備、維持及び運営経費

－管理事務の必要経費

備品購入費、消耗品費、機器借料、雑役務費、人件費、通信運搬費、謝金、国内外旅費、会議費、印刷費

等

#### 2) 研究部門に係る経費

－共通的に使用される物品等に係る経費

備品購入費、消耗品費、機器借料、雑役務費、人件費、通信運搬費、謝金、国内外旅費、会議費、印刷費 等

－当該研究の応用等による研究活動の推進に係る必要経費

研究者・研究支援者等の人件費、備品購入費、消耗品費、機器借料、雑役務費、通信運搬費、謝金、国内外旅費、会議費、印刷費、新聞・雑誌代、光熱水費

－特許関連経費

－研究棟の整備、維持及び運営経費

－実験動物管理施設の整備、維持及び運営経費

－研究者交流施設の整備、維持及び運営経費

－設備の整備、維持及び運営経費

－ネットワークの整備、維持及び運営経費

－大型計算機(スパコンを含む)の整備、維持及び運営経費

－大型計算機棟の整備、維持及び運営経費

－図書館の整備、維持及び運営経費

－ほ場の整備、維持及び運営経費

等

### 3) その他の関連する事業部門に係る経費

－研究成果展開事業に係る経費

－広報事業に係る経費

等

このほか、機関の長が課題の遂行に関連して間接的に必要と判断する経費が対象となりますが、直接経費として充当すべきものは対象外とします。

## ②間接経費の積算

調整費の積算資料の作成等に当たっては、間接経費は以下により取り扱うこととします。

### 1) 国の組織（機関）の場合

国の組織（機関）に対する間接経費は、（目）試験研究旅費、（目）試験研究費等の目の内訳の間接経費相当額として配分します。

(i) 実施機関は、課題ごとに調整費による業務の遂行に直接必要となる経費（直接経費）について、各公募要領の別表に記載された非常勤職員手当、諸謝金、試験研究費等の目ごとに区分して経費の積算を行い、直接経費の所要額を算出する。

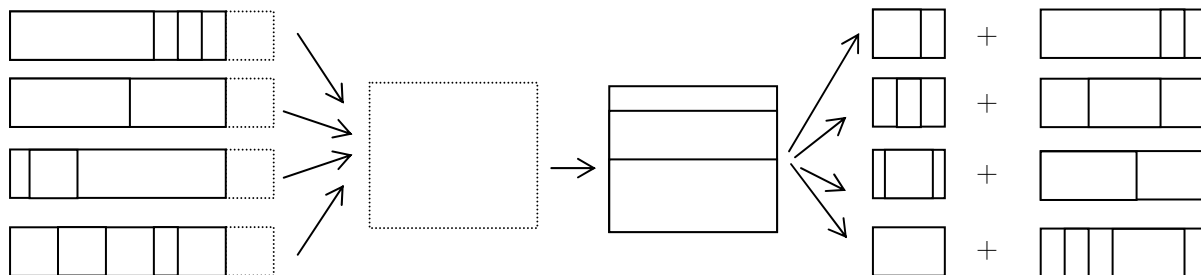
(ii) 実施機関は、課題ごとに上記で求めた直接経費の所要額に100分の30を乗じ、間接経費相当額の金額を算出する。

(iii) 実施機関は、課題ごとに算出された間接経費の金額を合計し、調整費として機関に配分される間接経費相当額の総額を算出する。

(iv) 実施機関は、上記で求めた間接経費相当額の総額を、間接経費の使用に関する機関における方針、他の競争的資金からの間接経費の獲得状況等を勘案し、調整費として配分される間接経費相当額の用途及び金額を定め、用途に応じた目の内訳の間接経費相当額として計上する。

## 図を削除

<イメージ図>



課題ごとに直接経費を目ごとに積算し、その3割の金額を間接経費の額として求める

機関全体の間接経費を合計

用途に応じて目に区分

課題ごとの間接経費の額に応じて配分

## 2) 国の組織（機関）以外の場合

国の組織（機関）以外の機関に対する間接経費は、（目）科学技術総合研究委託費の内訳の費目として配分します。

- (i) 実施機関は、課題ごとに調整費による業務の遂行に直接必要となる経費（直接経費）について、各公募要領の別表に記載された備品費、試作品費、消耗品費、人件費等に区分して経費の積算を行い、直接経費の所要額を算出する。
- (ii) 実施機関は、課題ごとに上記で求めた直接経費の所要額に 100 分の 30 を乗じた金額を間接経費として計上する。
- (iii) その他、委託契約等の事務処理上の取扱いは、従来の一般管理費に準ずるものとする。

## ③配分を受けた機関における間接経費の執行

配分を受けた間接経費の執行に当たっては、以下の事項を遵守して下さい。

- ・間接経費の執行は、機関の長の責任の下、間接経費の使用に関する機関としての方針等にのっとり計画的かつ適正に執行するとともに、使途の透明性を確保すること。
- ・間接経費については、収支簿を作成するなどしてその収支を明らかにし、適正な管理・執行に努めること。
- ・間接経費の配分を受けた機関の長は、毎年度の間接経費の使用実績を翌年度の 6 月末までに、間接経費使用報告書により、文部科学省科学技術・学術政策局調査調整課調整企画室に報告すること（様式については別紙「競争的資金に係る間接経費執行実績報告書」に従うこと。）。

## ④その他

科学技術振興調整費以外の競争的資金についても間接経費が導入されていますが、調整費による間接経費の配分を受けた機関が他の資金の間接経費を獲得した場合、間接経費の趣旨を踏まえ、まとめて効率的かつ効果的に使用して下さい。



## 競争的資金に係る間接経費執行実績報告書（平成〇〇年度）

機関名：\_\_\_\_\_

## 1. 間接経費の経理に関する報告

(単位：千円)

(収入)		
競争的資金の種類	間接経費の配分 (納入) 額	備 考
科学技術振興調整費 〇〇研究費補助金 〇〇委託費 .....		
合 計		
(支出)		
経費の項目	執行額	備考 (具体的な使用内容)
1. 管理部門に係る経費 ①人件費 ②物件費 ③施設整備関連経費 ④その他		
2. 研究部門に係る経費 ①人件費 ②物件費 ③施設整備関連経費 ④その他		
3. その他の関連する事業 部門に係る経費 ①人件費 ②物件費 ③施設整備関連経費 ④その他		
合 計		

注：機関に配分されたすべての競争的資金の間接経費について、まとめて記入すること。

2. 間接経費の使用結果に関する報告

機関において、間接経費をどのように使用し、その結果、いかに役立ったのかについて、機関に配分された全ての競争的資金の間接経費をまとめて記述する（間接経費の充当の考え方、使途、効果等）。必要に応じ参考資料を添付する。

3. 各費目の使用状況（国の機関のみ記入）

（単位：千円）

費目の種類	間接経費の配分額	使途の内訳
例) 非常勤職員手当 諸謝金 試験研究旅費 外国旅費 庁費 施設整備費 〇〇〇 ・・・・	17,000 〇〇〇 ・・・・	1－①（5,000）、2－②（12,000）
合 計		

注1) 本表は、国立試験研究機関、国立学校等の国の組織である機関のみ記入することとし、間接経費が（目）科学技術総合研究委託費として配分される独立行政法人、民間企業等の場合は記入の必要はない。

注2) 「使途の内訳」欄には、「1. 間接経費の経理に関する報告」の支出欄における「経費の項目」の1の①から3の④までのいずれの項目にいくら充当されたかを記述することとし、金額を括弧内に記入すること。

### (3) 科学技術総合研究委託費の繰越について

科学技術振興調整費は平成16年度より繰越明許費となっており、科学技術総合研究委託費も繰越手続きを行うことにより、翌年度に使用することが可能となっています。

なお、繰越手続きを行うに当たっては、以下の点について留意する必要があります。

#### 繰越を行うための条件

科学技術総合研究委託費による委託契約（以下「当該委託契約」という。）の繰越を行うためには、業務計画書の委託業務が、契約締結時には予想し得なかった以下の要因により年度内の完了が困難となり、翌年度内に完了する見込みがあることが必要です。

- ）試験研究に際しての事前の調査又は研究方式の決定の困難
- ）計画に関する諸条件
- ）気象の関係
- ）資材の入手難
- ）その他やむを得ない事由

#### 必要な手続

当該委託契約の繰越手続きは、財務大臣と協議し、年度内（3月31日迄）に承認を得る必要があります。

また、当該委託契約が概算的契約であるため、委託額を概算払することとしおり、概算払を受けた後に繰越事由が発生した場合は、年度内に行う委託業務と繰越することとなる委託業務について、それぞれの業務の内容及び経費を明らかにするとともに、当該委託契約の契約変更手続きを行い、繰越所要額を国に返還することが必要になります。

従って、繰越事由が発生した場合は、速やかに手続きを始めてください。

#### その他留意事項

翌々年度への繰越は、原則認められません。

また、翌年度に継続的に実施する計画がある委託業務を繰越す場合は、翌年度に実施する計画の委託業務の内容及び実施期間等に影響することが想定されるので留意してください。

## 科学技術振興調整費の活用に関する基本方針

平成13年3月22日  
総合科学技術会議

科学技術は、「知の世紀」といわれる21世紀において、新たな知を生み出し、国民の生活や経済活動を持続的に発展させ、また、国際的な貢献を果たすべきものである。我が国は、科学技術創造立国の実現を基本とし、総合科学技術会議が作成する科学技術に関する総合戦略及びそれを踏まえた科学技術基本計画に基づく具体的な施策を積極的に展開することにより、科学技術を振興し、国際競争力の強化、少子高齢化社会や情報通信革命への対応、地球規模での環境問題等数多くの課題を克服していく必要がある。

総合科学技術会議は、このために、我が国全体の総合的な科学技術政策の推進の司令塔として、科学技術に関する予算、人材その他の科学技術の振興に必要な資源の配分の方針(以下「資源配分の方針」という。)を示す責務を有する。特に、科学技術振興調整費(以下「調整費」という。)は、総合科学技術会議が、我が国全体の科学技術に関する施策を俯瞰したうえで、資源配分の方針に沿って、機動的かつ戦略的に活用する資金であると考ええる。

このような視点を踏まえ、調整費は、以下の諸点を基本として、適切かつ有効に活用されるべきである。

### 1 調整費の活用の考え方

調整費は、以下の施策であって、各府省の施策の先鞭となるもの、各府省毎の施策では対応できていない境界的・融合的なもの、複数機関の協力により相乗効果が期待されるもの、機動的に取り組むべきもの等で、その成果が、さらに新たな施策や他の研究のシーズとなって発展する等政策誘導効果の高いものに活用する。特に、質の高い研究開発を確保する観点から、科学技術システムの改革に資する施策を重視する。

#### (1) 優れた成果の創出・活用のための科学技術システム改革

我が国の科学技術活動を高度化し、その成果の社会への還元を一層促進するために必要な、科学技術システムの改革に資する施策に活用する。

#### (2) 将来性が見込まれる分野・領域への戦略的対応等

将来的に新たな分野・領域を開拓する又は既存の分野・領域を超えて展開する可能性がある萌芽的な研究、自然災害・社会問題等の突発事態、科学技術を巡る状況の変化等に対応するための機動的な研究等に活用する。

### (3) 科学技術活動の国際化の推進

我が国に世界一流の人材や最新の情報を結集することを通じて、世界水準の優れた成果の創出を可能にするため、科学技術に関する情報の国際的な発信力を強化する施策等に活用する。

## 2 調整費の配分方針等の作成

- (1) 総合科学技術会議は、次年度の資源配分の方針を示す際に、当該方針に沿って、次年度の調整費を活用して実施することが適当なプログラムの概要及びプログラム設定の考え方を盛り込んだ概算要求の基本方針を作成する。
- (2) 総合科学技術会議は、政府予算案決定後、関係府省の科学技術に関する予算案の概要を把握したうえで、調整費の有効活用を図るために、プログラムの内容、プログラム別の概算等を示した次年度の調整費の配分の基本的考え方を作成する。プログラムについては、終期を設定する。
- (3) 総合科学技術会議は、さらに、科学技術に関する政府予算案を精査したうえで、科学技術基本計画の実施状況及びプログラムの政策誘導効果を踏まえ、プログラム内で重視すべき分野、領域等を考慮した概算等を示した次年度の調整費の配分方針を作成する。

## 3 配分事務の実施

文部科学省は、総合科学技術会議が作成する調整費の概算要求の基本方針、調整費の配分の基本的考え方及び調整費の配分方針（以下総称して「調整費の配分方針等」という。）に沿って、調整費の概算要求、調整費に係る実施要綱の作成、プログラムにおける実施課題及び実施者（以下「実施課題等」という。）の公募要領の作成、実施課題等の公募、実施課題等の審査及び調整費の交付に係る事務を行う。実施要綱及び公募要領の作成並びに実施課題等の審査に係る事務については、総合科学技術会議に報告し、確認を得る。

## 4 実施課題等の選定における総合科学技術会議と文部科学省の役割

- (1) 「総合科学技術会議は、科学技術の基本的方向、重点分野の選定等の科学技術振興調整費の配分の基本方針を審議する。具体的な、調整費の配分事務は、文部科学省に行わせる。」旨の中央省庁等改革推進本部決定（平成11年4月27日付け）については、以下のとおりとする。

ア 総合科学技術会議は、上記2のとおり、調整費の配分方針等の作成を行う。

実施課題の選定に当たっては、公募により実施課題の候補を募集したうえで、審査を行う。実施要綱及び公募要領の作成並びに公募及び実施課題

等の審査に係る事務は、調整費の配分方針等に沿って文部科学省に行わせることとするが、総合科学技術会議自らも、政策誘導効果の高い資源配分を実現する観点から、文部科学省に対して、これらの事務に関して適時的確に意見を述べる。総合科学技術会議が、文部科学省による審査の結果が当該意見を反映したものであることを確認したうえで、実施課題等が選定される。ただし、必要に応じて、総合科学技術会議が自ら実施課題等を指定することができるものとする。

イ 文部科学省は、調整費の配分の方針等及び総合科学技術会議の意見に沿って、調整費の概算要求、調整費に係る実施要綱の作成、プログラムにおける実施課題等の公募、実施課題等の審査に係る事務及び調整費の交付に係る事務を行い、その結果が当該意見に沿ったものであることについて総合科学技術会議による確認を得る。

(2) 以上のような調整費の運用が円滑になされるよう、内閣府と文部科学省は連携して事務処理を行う。

## 5 評価の徹底

### (1) プログラムの評価

プログラムの中間及び事後評価は、適切かつ厳正に行う。当該評価の結果は、調整費の配分方針等に反映させる。

### (2) 実施課題等の評価

ア 実施課題等の事前評価は、当該課題を審査するに当たって、適切かつ厳正に行う。

イ 実施課題等の中間及び事後評価は、適切かつ厳正に行う。当該評価結果は、実施課題等の改廃、プログラムの評価、調整費の配分方針等に反映させる。

### (3) 評価の実施者

プログラムの評価は、総合科学技術会議が実施する。実施課題等の評価は、総合科学技術会議の定める評価の基本的な方針に沿って、文部科学省が行い、その結果を総合科学技術会議に報告し、確認を得る。

## 6 調整費の成果の活用

調整費は、その成果が新たな施策や他の研究のシーズとなって発展する等政策誘導効果の高い施策に活用されるものであることを踏まえ、各府省は、調整費により得られた成果の普及、定着又は発展に努める。

## 平成20年度の科学技術振興調整費の配分の基本的考え方

平成19年12月25日  
総合科学技術会議

平成20年度の科学技術振興調整費(以下「調整費」という)については、第3期科学技術基本計画が掲げる科学技術システム改革等の目標達成の推進力としての効果を十分に果たせるようプログラムの内容の改善を図るとともに、選択と集中を徹底し、次世代を担う人材への投資を充実・強化しつつ、科学技術による地域活性化、我が国の科学技術外交の強化等に資するプログラムを推進するものとし、具体的な実施プログラム、充当見込額、内容や改善のポイントは以下の通りとする。

なお、研究費の無駄の排除に向け平成20年1月に供用開始される府省共通研究開発管理システムを活用し研究費配分の不合理な重複や研究費の過度の集中の排除を徹底することにより、効率的な研究費の配分を行うこととする。

### 1. 若手研究者養成システム改革プログラム

(1) 「イノベーション創出若手研究人材養成」(平成20年度から新規に公募を開始するプログラム)

#### 内容

我が国が持続的にイノベーションを創出していくため、我が国の若手研究人材が海外で活躍する場を拡大し、研究人材の国際的循環を推進するとともに、イノベーションの出口を支える産業界等の実社会のニーズを踏まえ、創造的な研究開発を行うことができる若手人材を育成し研究人材の社会的好循環の構築に資するため、複数大学等の連携のもとに拠点となるセンター機能を大学等に構築するなど、産学官の協働により策定された長期間の実践プログラムに基づく人材養成の取組を支援する。

平成20年度充当見込額

10億円程度

#### 対象機関

大学、大学共同利用機関、国立試験研究機関、独立行政法人とする。

#### 対象となる取組

- ・ 実施機関と国内外の企業・研究機関等が協働した長期間の実践プログラムの開発・実施
- ・ 意欲と能力のある若手研究者等の競争的な選抜や の実践プログ

ラム等の管理・運営を行うためのセンター機能の構築などによる組織的支援体制の構築

#### 選定方法

公募により選定する。なお、申請は原則として機関の長（学長、理事長等）が行うものとする。

#### 選定を行う期間

原則として5年間とするが、必要に応じてプログラムの中間評価を行い、新規選定の実施の継続の可否を検討するとともに、対象とする課題、対象機関等は必要に応じて見直す。

#### 選定課題の実施期間

5年間

#### 選定に当たっての留意点

- ・ 本プログラムにおける「若手研究人材」とは博士後期課程の学生又は博士号取得後5年間程度までの研究者とする。
- ・ 実施機関は、若手研究人材の進路が、アカデミアだけでなく、企業、官公庁、サイエンスコミュニケーター等多様なものとなるよう実践プログラムの策定に留意する。
- ・ 若手研究人材の選抜に際しては、他の研究機関に所属する若手研究人材も含めて公募対象とするなど、特に地域性を考慮した多様な人材の育成を図る。
- ・ 選抜に際しては、他の研究機関から応募した人材が不利とならないよう公平な選抜方法をとるとともに、実施機関外の第三者を関与させる等、客観的・透明な選抜プロセスを担保するよう留意する。
- ・ 実施機関は、周辺の大学、研究機関と連携を行うなどにより、若手人材の中核的な育成機関としての役割を果たす。
- ・ 支援終了後も「イノベーション創出若手研究人材養成システム」の定着を含め構築される人材養成システムの継続的な発展を担保する。

(2) 「若手研究者の自立的な研究環境整備促進」(平成20年度も引き続き、課題を公募するプログラム)

平成20年度充当見込額

74億円から79億円程度

#### 改善のポイント

- ・ テニユア・トラック制度で研究活動等を行う若手研究者が他の競争的資金等で研究活動等を行う場合において、当該活動が実施課題等の目的の達成に資するものであれば、当該活動に対応する人件費

について、調整費を充当可能とする。

- ・ 研究人材の国際的循環を推進する観点から、若手研究者の海外での活躍の機会の支援や研究水準の海外への発進力の強化に向けた取組を重視する。
- ・ 原則として機関の長（学長、理事長等）からの提案に限定する。

## 2. アジア・アフリカ科学技術協力の戦略的推進プログラム

### (1) 「戦略的環境リーダー育成拠点形成」(平成20年度から新規に公募を開始するプログラム)

#### 内容

開発途上国における環境問題の解決に向けたリーダーシップを発揮する人材（環境リーダー）を育成する拠点形成に向けた取組を支援する。

平成20年度充当見込額

3億円程度

#### 対象機関

大学、大学共同利用機関とする。

#### 対象となる取組

- ・ アジア諸国等からの留学生に対し、我が国の優れた環境技術・政策をこれらの諸国で応用可能な形で習得させるための環境リーダー育成プログラムの策定
- ・ のプログラムに基づき、アジア地域等の環境問題の解決等に必要環境政策や技術を体系的に修得することに加え、学生間の意見交換や交流等により、アジア諸国等の実情やニーズに応じて問題解決に主導的役割を果たす専門家を育成する取組

#### 選定方法

公募により選定する。なお環境リーダー育成プログラムの申請は原則として機関の長（学長、理事長等）が行うものとする。

#### 選定を行う期間

原則として3年間とするが、必要に応じて新規選定の実施の継続の可否を検討するとともに、対象とする課題、対象機関等は見直す。

#### 選定課題の実施期間

5年間

#### 選定に当たっての留意点

- ・ 本プログラムにより成果を得るため、国の支援施策\*を活用する等、実施機関において来日する留学生への支援措置を十分にとるものを重視する。

\* 21世紀東アジア青少年大交流計画（今後募集予定）等

- ・ カリキュラムの開発に当たり講義や演習等は、アジア地域等の環境問題に対する認識を共有し、その解決に必要な環境政策や技術を体系的に修得できるものであること。
- ・ 将来各国で環境リーダーとしてリーダーシップを発揮するに必要な能力を育成できるものであること。
- ・ 環境リーダー育成後のフォローアップ等取組の継続性・発展性を条件とすること。
- ・ 過去の国際交流実績、全学的に重点的な支援体制が構築されていることに配慮する。
- ・ アジア諸国等からの留学生に対する取組にとどまらず、実施機関においては、このプログラムの推進を通じ、我が国の環境リーダーの育成及び当該拠点のシステム改革に繋げること。
- ・ 支援終了後も当該システムの定着を含め構築される人材育成システムの継続的な発展を担保すること。

#### (2) 「国際共同研究の推進」(平成20年度も引き続き、課題を公募するプログラム)

平成20年度充当見込額

8億円から11億円程度

#### 改善のポイント

- ・ 科学技術外交を強化する観点から、共同研究を実施する対象国をアフリカ地域に拡大する。
- ・ 選定に当たっては、共同研究を実施する対象国と我が国との科学技術外交の推進の観点にも留意する。
- ・ イコールパートナーシップに基づき、国際的な協力を通じて世界に誇る研究成果を創出する観点を強化し、先端的な研究課題に限定して公募を実施する。
- ・ 科学技術外交の戦略的推進の観点から、国外と国内の研究ニーズをマッチングさせ、派遣研究者を選定するためのシステムの構築に資する取組を支援する。

#### 3. 「女性研究者支援モデル育成」(平成20年度も引き続き、課題を公募するプログラム)

平成20年度充当見込額

12億円から15億円程度

#### 改善のポイント

- ・ 自然科学系女性研究者を支援する観点から、新たに研究者の子供が病気にかかった場合に機関が保育を実施することの有効性・必要性、効果的な運営方法等に係る調査・検証を行う取組についても支援対象とする。
- ・ 原則として機関の長（学長、理事長等）からの提案に限定する。

#### 4. 「先端融合領域イノベーション創出拠点の形成」（平成20年度も引き続き、課題を公募するプログラム）

平成20年度充当見込額

70億円から76億円程度

#### 改善のポイント

- ・ グローバルに展開する視点を持つ企業との協働等を通じた国際競争力の確保に向けた取組を重視する。
- ・ 地域の知の拠点づくりの観点にも配慮する。

#### 5. 「地域再生人材創出拠点の形成」（平成20年度も引き続き、課題を公募するプログラム）

平成20年度充当見込額

14億円から16億円程度

#### 改善のポイント

- ・ 科学技術による地域活性化を図る観点から、地域における人材空洞化の流れを転換し、地域ニーズを踏まえて大学・高等専門学校等で育成された有為な人材が地域で活躍し、当該地域の活性化に貢献できる取組を対象とすることを明確にする。
- ・ 提案課題が、地域再生に係る効果があることを把握するため、育成された人材が当該地域の活性化に向けて、どのように活躍するのか、また、地域再生計画における今後の活躍の場の創出の見込み等について新たにミッション・ステートメントの提出を求める。
- ・ 原則として機関の長（学長、理事長等）からの提案に限定する。

#### 6. 「重要政策課題への機動的対応の推進」

総合科学技術会議の司令塔機能の強化に向けて平成18年度に創設した本プログラムでは、政策ニーズに基づく調査や緊急に着手すべき課題等総合科学技術会議で重要政策課題を臨機応変に設定し調査研究を進める。

また、以下に示す課題については、公募により募集を行う。

平成20年度充当見込額（公募課題分を含む）

10億円

## 公募課題

### 課題 1

『iPS細胞研究を含む再生医療研究推進・支援体制整備に向けた国際動向調査研究』

(選定課題の実施期間：1年間)

平成19年11月に報告されたヒトiPS(人工多能性幹細胞)は、再生医療を大きく進展させることが期待されており、政府として、このiPS細胞研究を円滑に推進するため、研究の環境を整備することが喫緊の課題となっている。

本研究では、総合科学技術会議のiPS細胞研究ワーキンググループ等での議論に供するため、我が国発の優れた研究であるiPS細胞研究を推進し、この分野における国際的優位を保ちつつ、再生医療研究の活力を活性化していくためには、どのような研究推進体制、研究支援体制がふさわしいかについて、米国、EU、韓国など諸外国の調査を緊急に行う。

### 課題 2

『ライフサイエンスの先端科学技術が社会に与える影響の調査研究』

(選定課題の実施期間：2年間)

ライフサイエンス推進において、生命倫理や、国民理解の問題は避けて通れない課題であり、同時に科学技術の進歩に伴って生命倫理観や国民意識は変容し、それに伴って政策等は劇的に変化しうるものである。例えば、ヒト胚研究やニューロエシックス(神経倫理学)、エンハンスメント(運動能力増進等の増進的介入)など、新たな生命倫理上の課題や、GMOの研究開発に伴う国民理解の問題も発生している。こうした状況の変化に対して、総合科学技術会議の生命倫理専門調査会やライフサイエンスPT等が機動的に対応して議論できるよう、本課題ではライフサイエンス分野の先端科学技術に関する諸外国の政策や規制、研究開発の動向の把握、国民意識の調査研究を行う。

## 7. 課題の公募を終了したプログラム(注)

効率的な予算執行に留意しつつ、適切に進める。

平成20年度充当見込み額

110億円から116億円

(注)「科学技術連携施策群の効果的・効率的な推進」、「重要課題解決型研究等の推進」、「振興分野人材養成」、「戦略的研究拠点育成」

## 研究上の不正に関する適切な対応について

平成18年2月28日  
総合科学技術会議

### 1. はじめに

科学技術の研究は、事実に基づく研究成果の積み重ねの上に成り立つ壮大な創造活動である。この真理の世界に偽りを持ち込む研究上の不正は、科学技術及びこれに関わる者に対する信頼性を傷つけるとともに、研究活動の停滞をもたらすなど、科学技術の発展に重大な悪影響を及ぼすものである。

平成17年12月27日に総合科学技術会議が行った「科学技術に関する基本政策について」の答申においては、このような問題に関し、「国及び研究者コミュニティ等は、(中略)ルールを作成し、科学技術を担う者がこうしたルールにのっとって活動するよう促してゆく。(中略)こうしたルール形成に当たり、総合科学技術会議は関係府省と連携をとりつつ、先見性を持って基本ルール作りに関与していく。」としている。

総合科学技術会議としては、研究上の不正の問題に関する速やかな対応が必要であるとの認識から、研究に関わる者の自律を基本としつつ、日本学術会議をはじめとする研究者コミュニティ、関係府省、大学及び研究機関等が、それぞれの立場において、倫理指針や研究上の不正に関する規定を策定するなどの対応を行うよう求めるものである。(別紙1. 及び2. 参照)

### 2. 日本学術会議等における対応

日本学術会議において、すでに「科学者の行動規範に関する検討委員会」を設置して検討が行われているところであるが、研究者コミュニティ全体として、研究に関わる者の自律性を高めるべく対応することが重要である。

### 3. 各研究機関における対応

研究活動の場となる大学及び研究機関においては、不正に関する調査及び処分の手続き、研究費の取り扱い等に関し、あらかじめ規定を定め、関係者

に周知を図る必要がある。

調査に当たっては、調査の中立性、公平性、専門性の確保、告発者及び被告発者等の適切な保護などに留意する必要がある。

不正の判断及び処分については、科学的証拠に基づきつつ、意図的であるか等の悪質性の観点も考慮し、いたずらに研究活動の萎縮を招かないよう留意して、慎重かつ厳正に行うことが重要である。

また、日頃から、適切な研究活動の在り方について指導及び徹底を図ることが重要である。（別紙 3 . 参照）

#### 4 . 関係府省等における対応

国による研究費の提供を行う府省及び機関は、不正が明らかになった場合の研究費の取り扱いについて、あらかじめ明確にする。また、研究費の配分先となる組織に対して、研究上の不正に関する規定の策定及び不正の防止に向けた対応を求める。

#### 5 . フォローアップ

関係府省等においては、上記 4 . の対応について、本年夏までに結論を得るべく速やかに検討を開始する。

総合科学技術会議は、本年夏の平成 19 年度概算要求にかかるヒアリング時等においてフォローアップを行う。

1. 「科学技術に関する基本政策について」に対する答申(平成17年12月27日)  
(関連部分の抜粋)

第4章 社会・国民に支持される科学技術

1. 科学技術が及ぼす倫理的・法的・社会的課題への責任ある取組

科学技術の急速な発展により、ヒトに関するクローン技術等の生命倫理問題、遺伝子組換え食品に対する不安、個人情報悪用の懸念、実験データの捏造等の研究者の倫理問題など、科学技術は法や倫理を含む社会的な側面に大きな影響を与えるようになってきている。科学技術の社会的信頼を獲得するために、国及び研究者コミュニティ等は、社会に開かれたプロセスにより国際的な動向も踏まえた上でルールを作成し、科学技術を担う者がこうしたルールにのっとって活動するよう促してゆく。(中略)こうしたルール形成に当たり、総合科学技術会議は関係府省と連携をとりつつ、先見性を持って基本ルール作りに関与していく。さらに、日本学術会議も研究者コミュニティを代表する立場から、これに貢献していく。また、研究者・技術者の倫理観を確立するため、大学等における教育体制の構築、学協会等における研修体制の構築・倫理指針の策定等を促す。(略)

2. 研究上の不正について

研究上の不正とは、主として、研究の提案、実行、研究成果の発表等における、ねつ造、改ざん、盗用を指すものであり、悪意のない間違い及び意見の相違はこれには含まれない。なお、研究資金の不正経理及び不正受給については、既に別途対応がなされており、本意見では対象としていない。

3. 各研究機関における規定策定に当たっての留意事項

各研究機関における規定の策定に当たって留意すべき主な事項の例を、以下のとおり参考として示す。

不正にかかる告発の受付、本調査の要否にかかる予備調査、本調査、裁定といった、段階を経た手続き。

公平性、中立性、専門性を確保するための外部者を含む調査組織の構成。

不正を告発した者の秘密の保持をはじめとする関係者の保護。

不正の調査に関する情報の管理、調査に関わった者による情報の秘密保持。

研究上の不正が生じないための研究環境の在り方(研究データ、研究ノート等の管理・保管方法など)。

# 公的研究費の不正使用等の防止に関する取組について

## ( 共通的な指針 )

平成 18 年 8 月 31 日

総合科学技術会議

### 1 . 趣 旨

研究者等による公的研究費の不正使用等は、科学技術及びこれに関わる者に対する国民の信頼を裏切るものである。また、無駄の徹底排除など研究費の効率的な執行も求められている。

不正事案が起きる原因・背景には、研究者等の意識の希薄さや研究費使用ルールの理解不足、研究機関や配分機関のチェック体制の不備などが指摘されている。

これまで、不正使用等に対しては、会計検査等に加え、研究費の配分機関や各研究機関等が、ルールづくりや監査の実施、研究費返還命令など、未然の防止策や不正使用等が起きた場合の対応策を講じてきたが、なお十分とは言えない面がある。

今後、研究活動を一層推進する観点から、ルールの明確化や遵守、研究者のモラルの向上を求めるとともに、研究者個人による不正を誘発しないような研究費の機関管理の徹底、研究費制度の改革など、研究機関・研究費制度の特性、不正使用の態様等に応じて、以下に掲げる事項を基本として取り組む。政府、配分機関、研究機関は連携し、競争的資金等の公募型研究費を中心に本指針に則った取組にできるだけ早期に着手し、遅くとも平成 19 年度には具体的に推進することとする。

### 2 . 関係府省・配分機関・研究機関において今後取り組むべき事項

#### ( 1 ) 関係府省・配分機関

ルールの整備・明確化(別紙参考 1 参照)と研究機関・研究者等への周知徹底を図る(ハンドブックの作成・配布、説明会の開催、相談窓口・不正告発窓口の設置等)。併せて、府省・制度間での可能な範囲でのルールの統一化に取り組む。

効率的・効果的な検査等の仕組みを整える(検査等の手順のマニュアル化、臨時の現地検査の実施等)。

研究費管理に関する研究機関の責任を一層明確化する(機関経理の徹底)。

競争的資金の不正使用等を行った研究者について、応募資格制限措置の徹底に加え、悪質な事案については、その概要を公表する。

競争的資金の交付に当たっては、( 2 )に掲げる研究機関におけるルールや管理・監査体制等の整備を求め、取組が不十分な場合は、必要な指導・助言等を行う。

研究機関における研究費の管理・監査体制等に著しい問題があり、かつ、具体的な指導等にかかわらず理由なく改善措置を講じない場合等研究機関に明確な

責任がある場合、その研究機関に対して競争的資金の交付を一定期間停止する等の措置を導入する。その際、研究費の特性、研究者と研究機関の責任の峻別、研究活動への影響等を十分に踏まえることとする。

プロジェクト研究も含めた研究費の不合理な重複・過度の集中の排除を徹底する（府省共通研究開発管理システムの早期整備・活用等）。

上記に掲げるほか、各研究機関における（２）の取組を促すとともに、情報提供等の必要な支援の充実に努める。

#### （２）研究機関

研究者本人が経費支出手続きに直接関わらない仕組みの徹底を含め、研究機関における研究費の使用等のルールの整備・明確化（別紙参考２参照）とその周知徹底、研究者等のモラルの向上を図る（研修会の開催等）。

研究費の管理・監査体制を整備する（責任者の明確化、チェックシステムの整備、積極的な内部監査・外部監査の実施、事務体制の強化等。なお、研究機関・研究費の特性・規模等に応じたものとする）。

不正事案の調査・報告・処理体制を整備する（内部通報窓口の設置、通報者の保護、調査体制の整備と迅速・公正な調査の実施、配分機関・関係府省への報告、刑事告発、不正事案の公表等。なお、研究上の不正への対応と可能な範囲での手続き面の共通化を図る）。

繰越明許費制度の活用を含め、ルールの範囲内での研究費の一層弾力的・効果的な運用や間接経費の有効な活用に努める。

#### （３）取組に際して留意すべき事項

いたずらに研究活動の萎縮を招かないよう、単なる規制等の強化や煩雑な手続き等にならないよう留意すること。

研究機関や研究費制度の特性・規模や実態等も踏まえ、効率的かつ実効性の高いものとする。

#### （４）総合科学技術会議のフォローアップ

上記に掲げる関係府省・配分機関等の取組状況（公募要領等の改定を含む）について、平成１９年度のできるだけ早い時期に把握し、必要に応じ、本会議等に報告するとともに、不適切な場合には、改善を求める。

### ３．関連する事項

研究費の有効活用、不正使用の防止等に資するよう、引き続き、競争的資金制度改革に取り組む（研究費交付時期の早期化、繰越明許費制度の活用促進、間接経費の拡充、研究費制度間でのルールの共通化促進を含む）。

(別紙)

#### 参考1：関係府省・配分機関におけるルールに盛り込むべき内容の例

以下を参考に、研究費制度の特性・規模や実態等を踏まえ、実効性の高いものとする。

##### 機関経理の確保等

- ・配分機関から研究機関への機関経理の直接委任（研究課題の機関への委託契約を含む）
- ・研究者が所属する研究機関が機関経理に相応しい仕組みを備えていることについて、公募要領・契約書等への明示と、交付・契約等に際しての確認
- ・研究機関の管理・監査体制や機関経理の取組みが不十分な場合等の、指導・助言等の手続き
- ・研究機関へのペナルティーを設ける場合は、明確な基準と公正で透明性の高い手続き

##### 検査等の強化

- ・検査等の体制の確保
- ・効果的・効率的な検査等の手順のマニュアル化
- ・研修によるマニュアルの習熟など検査担当者等の技術の向上
- ・研究者本人が経費支出に直接関与していないことについての検査等の実施

##### 不正事案への対応

- ・補助金・委託費等の取消・返還命令等
- ・応募資格の制限
- ・研究機関に重大な責任がある場合における対応
- ・不正告発窓口の設置、不正内容の概要の公表
- ・関係府省・総合科学技術会議への報告

#### 参考2：研究機関における研究費の使用等のルールに盛り込むべき内容の例

以下を参考に、研究機関の特性・規模や実態等を踏まえ、実効性の高いものとする。

##### 機関管理に相応しい仕組み

- ・適切な経理管理が可能な会計規程及び事務体制の整備
- ・契約担当者と支払担当者の分離、監査の独立など内部牽制が有効に働く仕組み
- ・内部又は外部監査の実施

##### 未然の防止策

- ・研究者本人が経費支出に直接関与しない手続き
- ・雇用研究者の適切な勤務・出張管理の手続き
- ・研究者の意見を踏まえ、契約担当者がその名義と責任で調達先の選定や納品を確認する発注・納品管理の手続き

##### 事案の把握方法

- ・研究機関における委員会の設置
- ・迅速な調査の実施、聴取手続き
- ・内部通報窓口の設置、通報者の保護、不正内容等の公表等
- ・配分機関・関係府省への報告の手続き